

平成29年第403回定例会

矢吹町議会会議録

平成29年6月9日 開会

平成29年6月19日 閉会

矢吹町議会

平成29年第403回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	5
議員派遣報告	6
町政報告	6
報告第1号の上程、説明、質疑	9
報告第2号の上程、説明、質疑	9
報告第3号の上程、説明	10
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案の上程、説明(議案第27号～議案第31号)	16
散会の宣告	17

第 2 号 (6月12日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21
大木義正君	21
富永創造君	30
三村正一君	42
加藤宏樹君	56
会議時間の延長	69
一般質問(続き)	70
安井敬博君	70
散会の宣告	83

第3号 (6月13日)

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	85
職務のため出席した者の職氏名	86
開議の宣告	87
一般質問	87
青山英樹君	87
薄葉好弘君	100
総括質疑	113
議案・請願の付託	117
散会の宣告	118

第4号 (6月19日)

議事日程	119
本日の会議に付した事件	119
出席議員	119
欠席議員	120
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	120
職務のため出席した者の職氏名	120

開議の宣告	1 2 1
議事日程の報告	1 2 1
議案第27号、第28号、請願第1号、第2号、第3号、第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 1
議案第29号、第30号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 4
議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 5
議案第31号に対する修正動議	1 2 8
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について	1 3 8
日程の追加	1 3 9
同意第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号の上程、説明、採決	1 4 0
同意第12号の上程、説明、採決	1 4 2
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
閉会中の継続調査の申出について	1 4 5
議員の派遣について	1 4 5
閉会の宣告	1 4 6
署名議員	1 4 7

平成 2 9 年 6 月 9 日（金曜日）

（第 1 号）

平成29年第403回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年6月9日(金曜日)午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町政報告
- 日程第5 報告第1号 平成28年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第6 報告第2号 平成28年度矢吹町事故繰越しの報告について
- 日程第7 報告第3号 出資法人の経営状況について
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第14 議案の上程
議案第27号・第28号・第29号・第30号・第31号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君

5番	薄葉好弘君	6番	鈴木一夫君
7番	青山英樹君	8番	大木義正君
9番	栗崎千代松君	10番	角田秀明君
11番	吉田伸君	12番	藤井精七君
13番	鈴木隆司君	14番	熊田宏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	藤田忠晴君
教育長	栗林正樹君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画総務課長	阿部正人君	まちづくり推進課長	氏家康孝君
税務課長	三瓶貴雄君	会計管理者兼総合窓口課長	小針良光君
保健福祉課長	泉川稔君	産業振興課長兼農業委員会事務局長	佐久間一幸君
都市整備課長	福田和也君	教育次長兼教育振興課長	佐藤豊君
子育て支援課長	山野辺幸徳君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開会の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第403回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） これより会議を開きます。

まず、矢吹町議会会議規則第103条ただし書きの規定により、13番、鈴木隆司議員に電子拡大鏡の使用を許可しましたので、ご報告申し上げます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊田 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 薄 葉 好 弘 君

6番 鈴 木 一 夫 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（熊田 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 皆様、おはようございます。

第403回矢吹町議会定例会が本日6月9日に招集になりましたので、それに先立ちまして6月7日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出されました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日6月9日から6月19日までの11日間とすることに協議が成立をいたしました。

町長提出の議案等は14件、議会提出の議案等は2件であります。そのうち報告3件、承認6件、議員発議1件並びに選挙1件については、全体審議といたします。

次に、条例の制定2件、一部改正2件及び6月2日までに受理をいたしました請願4件については、それぞれ

れの常任委員会に付託をして審議をすることにいたしました。

また、一般会計補正予算の議案については、会議運営基準に基づき、第2予算委員会を設置構成して審議をすることといたします。

なお、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。

第1日目の本日は本会議で、報告3件、承認6件を全体審議によりその報告を受け、日程第14で議案第27号、第28号、第29号、第30号、第31号までを一括上程して、町長からの提案理由の説明を受け、初日は終了といたします。

第2日目の10日、第3日目の11日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の12日月曜日は、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の13日火曜日は、午前10時から前日に引き続きまして一般質問を行い、終了後、総括質疑をして、議案、陳情の付託を行いまして、午後1時半より常任委員会を開催をいたします。

第6日目の14日水曜日は、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の15日木曜日は、午前10時から水曜日に引き続き予算特別委員会を開催をいたします。

第8日目の16日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の17日、第10日目の18日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の19日月曜日は、午後1時から本会議を開き、日程第1から日程第3まで各委員会に付託した議案、請願の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、日程第4及び日程第5で議員発議、選挙の審議、採決を行い、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点におきまして議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をよろしくお願いをいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、最終日6月19日、本会議終了後午後6時から「いやさか」において、新たに副町長になられました藤田忠晴氏の歓迎会を兼ねた町執行部との懇親会を予定しておりますので、皆様のご参加をよろしくお願いをいたします。

以上であります。

よろしくお願ひします。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は、本日6月9日から6月19日までの11日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よつて、会期は本日6月9日から6月19日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期の個々の日程につきましては、議事日程表としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等について確認をさせていただきます。

本定例会の議案書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会及び福島県町村議会議長会平成29年度定期総会における議案書等の写し、請願文書表、その他の要望書等並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります、

◎監査報告

○議長（熊田 宏君） これより、例月出納検査の結果について代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、平成28年度2月分を3月23日に、3月分を4月25日に、平成28年度及び平成29年度4月分を5月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成29年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月26日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（熊田 宏君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（熊田 宏君） 次に、私から平成29年5月19日に開催されました平成29年度第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についてご報告申し上げます。

初めに、臨時会提出議案の審議に先立ち、組合議会正副議長の選任に関する申し合わせ事項に基づき、組合議会の正副議長の選任が行われ、議長に鈴木敏男矢祭町議会議長が、副議長には高橋光雄白河市議会議長がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案についてであります。本臨時会に提案されました議案は1件であります。

議案第4号 白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります。議会選出として、私、熊田宏が同意されました。

詳細については、お手元に配付したとおりであります。

以上で、組合議員からの報告を終わります。

次に、平成29年度6月2日に開催されました福島県町村議会議長会平成29年度第1回定期総会についてご報

告申し上げます。

定期総会の議事に先立ち、優良町村議会の表彰が行われ、鏡石町議会、昭和村議会、双葉町議会が、そして町村議会議員の特別功労者として4人の方々、自治功労者として7名の方々が表彰され、五十嵐会長から優良町村議会に、そして特別功労者、自治功労者にあつては、その総代にそれぞれ表彰状、記念品が授与されました。

本定期総会での議案についてであります。報告1件、議案3件及び選挙3件が提出されました。

報告第4号については、2月の総会以降において異動のあった役員について、理事会により選任された旨の報告があり、承認されました。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として、各地方町村議会議長会から提出された21件の議題についての審議がありましたが、そのうち西白河地方町村議会議長会から提出された第16号及び第17号を初め、その他各地方町村議長会から提出された要望についても、全件原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 決議について、議案第6号 特別決議についてが提案され、原案のとおり決議されました。

次に、選挙第2号、第3号、第4号が提案され、会長に村上昭正小野町議会議長、副会長に古川庄平会津坂下町議会議長、同じく菊地正文新地町議会議長、監事に廣瀬和吉天栄村議会議長、斎藤邦夫只見町議会議長、鈴木光一大熊町議会議長がそれぞれ選任されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付の定期総会資料のとおりであります。

以上で、平成29年度福島県町村議会議長会第1回定期総会の報告を終わります。

これにて、私からの報告を終了いたします。

◎議員派遣報告

○議長（熊田 宏君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

第403回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、熊田議長を初め、議員の皆様にご感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第403回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので、ご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてであります。東邦銀行矢吹支店跡地における（仮称）中町ポケットパーク整備事業につきましては、設計業務が完了し、現在、工事発注に向けた準備を進めております。今後の予定としましては、6月中にインターロッキングブロック等の土木工事に着手し、順次ステージ等の建築工事、木堀工事等の発注を進め、9月末の完成を目指し事業を推進してまいります。

同じく、J A東西しらかわ矢吹支店跡地における（仮称）矢吹町複合施設整備事業につきましては、現在、複合施設整備検討委員会を中心に基本構想に基づく基本計画の策定を進めております。検討委員会では、これまで複合施設における中央公民館や図書館のあり方などについて協議しており、今後は、子育て支援施設、観光交流施設のあり方などについて協議していく予定であります。

なお、4月15日には、事業規模や施設内容等が類似している栃木県茂木町の複合施設「ふみの森もてぎ」及び茨城県筑西市の図書館「筑西市立中央図書館」を視察し、先進的な施設整備、維持管理手法等について研修を行いました。

今後も複合施設整備検討委員会で協議を重ね、特に利用者目線からのハード、ソフト面双方について検討し、施設利用者の満足度向上を目指して基本計画の策定を進めてまいります。

次に、災害公営住宅整備事業についてであります。町内4カ所に52戸の災害公営住宅が整備され、平成29年5月末現在で40戸、77%の入居となっております。

なお、応急仮設住宅につきましては、大町、善郷内、一本木の全入居者の転居が5月中に完了しており、解体工事につきましても、県との協議が進み、年内には解体される見込みとなっております。

次に、道路等側溝堆積物撤去処理事業についてであります。除染事業で除去できずにも道路等の側溝に堆積している土砂等について、1カ所につき1回に限り撤去及び処理を行う国の補助事業であります。現在、復興庁への交付申請事務を行っており、今後、交付決定を受け次第、速やかに事業に着手いたします。

3ページをごらんください。

次に、行政区長委嘱状交付式及び区長会総会についてであります。4月18日、今年度の行政区長92名の方々に委嘱状を交付し、引き続き区長会総会が行われました。

総会では、昨年度の事業、決算報告の承認及び今年度の事業、予算の議決の後、大野康統会長を初め、副会長、幹事等15名の新役員が選出され、今年度の各種事業がスタートいたしました。区長会を通して多くの皆様の意見を町政に反映したいと考えており、区長会の皆様方には各種事業にご協力いただく予定としております。

次に、全町クリーン作戦の実施についてであります。4月30日に「人・モノ・自然を大切にする『遺魂し』の心を生かしてごみゼロのまちを築きましょう」をスローガンに、早朝より行政区長を初め、関係者の皆様のご協力のもと、第32回全町クリーン作戦を実施し、不燃ごみと可燃ごみを合わせて2トントラック等で32台分のごみの収集、処理をいたしました。当日は、事前に区長会総会でお願いしたとおり、各行政区ともしっかりとごみの分別がなされており、効率よく作業を行うことができました。

多くの町民の皆様、そして建設協力を初め多くの協力団体の方々に対し、改めて心から感謝申し上げます。

次に、公園整備事業についてであります。国の社会資本整備総合交付金を活用し、老朽化した遊具やトイ

レ等の更新等に取り組んでおります。

大池公園におきましては、ソフトボールグラウンド手前の松林内に、平均台や雲梯など大人用健康遊具12基と、滑り台、ブランコ各1基が3月末に完成いたしました。今後、公園を訪れる皆様の健康維持に活用していただくとともに、健康増進事業との連携を図ってまいります。

新町公園におきましては、老朽化したトイレ、パーゴラ、水飲み場の更新工事を行い、3月末に完成いたしました。平成25年に遊具が更新されてから子供たちの利用が増加しており、今回、特にトイレが更新されたことにより、さらに公園を訪れる子供たちがふえることを期待しております。

今後も、子供から高齢者まで、老若男女が安心して公園を利用できる環境づくりに努めてまいります。

ここまで、町政報告から6点を抜粋し、報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの19項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第403回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

放射線内部被曝検査について。

放射線外部被曝検査について。

東日本大震災の義援金の支給について。

ふくしま森林再生事業について。

消防団活動について。

東京やぶき会について。

「新・矢吹方式」による交通安全・防犯活動について。

町民検診について。

ヘルスステーション設置運営事業について。

国民健康保険事業について。

介護保険事業について。

田んぼの学校について。

新酒づくり事業について。

大池公園大賀ハス再生プロジェクトについて。

町道整備事業について。

小中学校、幼稚園、保育園の入学式について。

ことぶき大学開講式について。

放課後児童クラブについて。

幼稚園預かり保育について。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより報告第1号 平成28年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第1号 平成28年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は平成28年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、臨時福祉給付金（経済対策分）事業等を、また、平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算において計上いたしました公共下水道整備事業を、地方自治法施行令第146条第1項の規定に基づき、繰越計算書のとおり平成29年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第1号 平成28年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより報告第2号 平成28年度事故繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第2号 平成28年度矢吹町事故繰越しの報告についてであります。本件は平成28年度矢吹町一般会計予算のうちから新町西線道路整備事業を、年度内完了が困難となったため、地方自治法第220条第3項の規定に基づき、繰越計算書のとおり平成29年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第2号 平成28年度矢吹町事故繰越しの報告については、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（熊田 宏君） 日程第7、これより報告第3号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第3号 出資法人の経営状況についてであります。本件は地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容については、平成29事業年度事業計画、平成28事業年度事業報告、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの損益計算書、平成29年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録のとおりであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 報告第3号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため、質疑を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第8、これより承認第2号 専決処分承認を求めることについて（専決第2号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第2号 専決処分承認を求めることについてであります。専決第2号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ6,769万7,000円を減額し、総額を73億3,725万7,000円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税2,062万8,000円、繰入金1,161万円をそれぞれ増額し、町税863万1,000円、地方消費税交付金4,440万9,000円、国庫支出金750万2,000円、県支出金605万円、町債2,230万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が人件費の精査等により1,186万3,000円を減額、民生費が災害援護資金貸付金の事業費確定等により3,224万9,000円を減額、衛生費が人件費の精査等により924万8,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、西側地域里山づくり事業等の3事業について、年度内完了が困難なことから、総額616万4,000円を追加するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、防災基盤整備事業債を30万円、県営農道整備事業債を950万円、災害援護資金貸付金債1,250万円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月24日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるとしております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第9、これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第3号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ247万2,000円を減額し、総額を23億6,413万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税959万1,000円、国庫支出金1,694万6,000円、共同事業交付金825万7,000円をそれぞれ増額し、前期高齢者交付金1,000円、繰入金3,716万4,000円、繰越金1,000円、諸収入10万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費247万2,000円を減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月24日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第10、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第4号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ50万円を減額し、総額を5億8,224万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金20万円、町債30万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、事業費50万円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、流域下水道整備事業費の減額により流域下水道事業債30万円を減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月24日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第11、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第5号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,472万円を追加し、総額を13億9,414万円とするものであります。

歳入の内容は、介護保険料1,768万5,000円、国庫支出金1,466万3,000円、諸収入8万3,000円をそれぞれ増額し、支払基金交付金140万円、県支出金436万3,000円、一般会計繰入金194万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費2,000円、基金積立金3,963万9,000円をそれぞれ増額し、保険給付費1,492万1,000円を減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月24日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第12、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、矢吹町税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、個人住民税の配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し、地域の中小企業による設備投資の支援として、償却資産に係る固定資産税の特例措置について拡充するものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第13、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第7号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、矢吹町国民健康保険税条例の一部改正を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、低所得者に係る国民健康保険税の軽減を拡充するため、軽減判定所得の算定方法を変更するものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第27号～議案第31号）

○議長（熊田 宏君） 日程第14、これより議案の上程を行います。

議案第27号、第28号、第29号、第30号及び第31号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第27号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を、平成29年度についても引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

国の示した基準に基づき減免措置を実施した場合、減収分が国からの災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填されるのは平成28年度末までの減免としておりましたが、国の財政支援が延長されたため、財政支援の内容に合わせ、引き続き国民健康保険税の減免を実施するものであります。

次に、議案第28号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国の幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的な推進によるものであり、利用者負担額の上限基準を規定する子ども・子育て支援法の一部改正により、低所得世帯・多子世帯等を対象とした優遇措置を拡大し、幼稚園や保育園の保育料について減免を図るものであります。

現行の国の制度では、幼稚園及び保育園に児童が在園している多子世帯では、年収約360万円未満に相当する世帯に限り、多子世帯として判断する際の第1子の年齢制限が撤廃され、第2子以降の保育料が無償化されております。

また、ひとり親世帯についても、年収約360万円未満に相当する世帯に限り、保育料が第1子は半額、第2子以降は無償化されるなど、保護者負担の軽減措置が行われております。

今般の改正により、幼稚園及び保育園に児童が在園している市町村民税非課税世帯では、第2子の保育料が無償化されることになり、ひとり親世帯等については、年収約360万円未満に相当する世帯に限り、保育料の上限が定められ、利用者負担額の軽減措置の拡充が図られる内容となっております。

次に、議案第29号 矢吹町企業立地促進条例についてであります。本案は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重要施策である、企業誘致の推進と働く場の確保の実現を目指し、町へ進出する企業に対して優遇制度を設けることにより、さらなる企業誘致の促進と、町の産業振興及び雇用拡大を図るため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第30号 矢吹町工場立地法準則条例についてであります。本案は、工場立地法の改正に伴い、地域準則の制定権限が町に移譲されたことにより、一定規模以上の製造業等の企業が工場を新設・増設する際

に必要な敷地面積に対する緑地・環境施設の面積の割合を引き下げ、新たな企業の誘致及び既進出企業の増設を推進し、町内における遊休地の有効活用とともに、町の産業振興及び雇用拡大を図るため、条例を制定するものであります。

次に、議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,345万7,000円を追加し、総額を72億2,345万7,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金2,903万9,000円、県支出金740万円、繰入金1,325万円、町債2,180万円をそれぞれ増額し、諸収入75万7,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が地方創生に係る健康センター管理運営事業等により5,930万円を増額、農林水産業費が矢吹産農産物PR事業等により535万1,000円を増額、商工費が地域観光再発見事業等により333万4,000円を増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、一般補助施設整備等事業債2,180万円を増額するものであります。以上です。

大変失礼しました。最後のところを読むのを忘れてしまいました。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

終わります。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

お疲れさまでございました。

（午前10時48分）

平成 2 9 年 6 月 1 2 日 (月曜日)

(第 2 号)

平成29年第403回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年6月12日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間	一幸	君	都市整備課長	福田	和也	君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤	豊	君	子育て支援 課長	山野辺	幸徳	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さんこんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間について確認をさせていただきます。

全議員7名が一問一答方式を選択しておりますので、質問の回数に制限はありませんが、時間に制限があります。質疑、答弁を含め60分以内であります。

制限時間3分前には予鈴を1回鳴らし、通告をさせていただきます。制限時間内の発言の取りまとめをお願いいたします。

また、60分経過後には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても質問及び答弁は打ち切りといたしますので、ご承知おきください。

なお、一般質問は議員発言席より行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなりますので、よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 大 木 義 正 君

○議長（熊田 宏君） 通告1番、8番、大木義正君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。また、お忙しい中、傍聴に足を運んでくださいました皆さんには心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、3月議会より、従来の質問方式に加え一問一答方式も選択できるようになりました。今回、一問一答方式で一般質問させていただくこととなりますが、私自身、初めての試みですので、何か不備が生じましたら改めますので、ご指摘いただければ幸いです。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1つ目の質問は、県道42号矢吹・小野線の事故防止対策についてお伺いいたします。

県道矢吹・小野線の三城日本城館から須乗本田に通じる道路は、どちらの方向から行っても急勾配の坂とS字カーブにより車の事故がたびたび発生しております。先月の15日にも、材木の廃材を積んでいたコンテナ車が本城館方面から進行中、カーブを曲がり切れず左側のガードレールを突き破って数メートル下の田んぼに転

落する事故が発生しております。3年ほど前にも同じ場所で大型車が転落する事故が発生しております。

地元の人の話では、ほかにも接触事故やスリップ事故がたびたび発生しているということです。私も時々この区間を通ることがありますが、下り坂でスピードが出るのと、急カーブのために対向車や停車している車は全く見えないので、不安な気持ちで運転しております。また、冬場は凍結していることが多いので、私自身はなるべく通行しないように心がけているほどです。

しかしながら、この区間は今回の転落事故でもわかるように、季節に関係なく事故が発生している箇所です。町として、県道の管理者である県に対し、なぜこの区間で事故が多く発生するのか十分な調査、分析をお願いすると同時に、場合によっては、カーブの歩道側の山林を道路用地として拡幅してカーブを緩やかにするなど抜本的な事故防止対策を県に要請する必要があると思うが、町の考えを伺います。

また、この区間に関しては、地元の人たちの要望を受けて以前から、対向車や自転車、トラクターなどの確認、あるいは停車している車はないかなどを確認するためのカーブミラーの設置、県道から流れ込む雨水を道路下の側溝に流す役割をしているU字溝の補修、さらには、この区画の歩道には木の葉や土砂が堆積し、そこに草が生い茂っており、加えて山の木の枝が歩道側に伸びて歩道として使える状況になっていません。自転車や歩行者が通行できるようにしてほしいという要望を町担当課を通じて県に申し入れを行っているが、いまだに何も実現も実施もしてもらえていません。県のこのような対応について、町長としての考えを伺います。

次に、米の減反廃止に対する町の方針についてお伺いします。

平成30年産米から国による米の生産調整、いわゆる減反が廃止されるが、矢吹町としてはこれまでのような生産数量の目安を設定するなどの考えはあるのか。あるとすれば、何を基準として設定する考えなのかお伺いします。

また、これまでは減反をきちんと達成した農家に対して国からの補助金が支給されてきたが、この制度の廃止によって、自主的に生産調整をする農家と生産調整をしない農家では、補助金なども含め何らかの制約や違いが生じる場合があるのかお伺いします。

矢吹町として生産数量の目安を設定するかしないかはわかりませんが、もし設定するとすれば、集団転作や減反を促すための町独自の施策あるいは補助制度が必要と考えられるが、町としての方針を伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には、大変ご苦労さまでございます。

それでは、8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、主要地方道矢吹・小野線の事故防止対策に関する県への申し入れについてのおただしであります。本路線は、八幡町地内を起点として一本木地内から須乗本田、三城目地内を経由し、小野町を結ぶ主要地方道であります。当該路線は、児童生徒の通学路として指定されている一方、主要地方道棚倉・矢吹線との接続により、通勤経路及び物流の経過路線として、近年、自動車及びトラック等の往来が非常に多い路線でもあります。

議員おただしの区間につきましては、急勾配の坂があることに加えS字カーブ等が連続し見通しが悪いこと、また、冬期間の路面凍結等により非常に危険な箇所であると認識しております。これまでもこの箇所ではたびたび事故が発生しており、最近では本年5月15日にトラックがカーブを曲がり切れずにガードレールへ追突した事故が発生しております。

議員おただしの道路関連事業等に対する要望につきましては、毎年2回、県南建設事務所主催の事業調整会議において、県南建設事務所長に対し私が直接、県道拡幅事業や歩道整備事業等を要望する機会があります。今年度は6月28日に開催される予定となっておりますので、道路管理者である福島県に対し、県道須賀川・矢吹線の神田西地区の道路拡幅や同路線の寺内地区バイパス工事等とあわせて当該路線の地域住民の要望、本路線の危険性及び抜本的な事故防止対策等の事業化について強く要望してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、主要地方道矢吹・小野線に関する要望の県の対応についてのおただしではありますが、これまでも地元からの要望及び町のパトロール等により改善、補修等が必要とされる箇所については、随時町から県南建設事務所へ要望を行っております。

これまでの要望、要請により、三城目交差点の側溝改修工事や路面標示、安全対策工事等が実施され、改善が図られた箇所もありますが、いまだ改善されていない要望箇所も多くあります。議員おただしの件につきましては、先日、県南建設事務所に連絡し、担当者と現地を再確認し、再度要望を行いました。その結果、カーブミラーの設置に関しては、道路構造令の設置要件を満たしていないカーブのため設置はできないとの回答でしたが、協議により、運転手に注意喚起を促すためガードレールに反射材を設置する等の対策を早急に検討したいとの回答を得たところであります。

また、U字溝の補修につきましては、雨水排水用のU字溝の補修工事について再度現地調査を行い、改善策を検討し、必要に応じ予算措置を行うとのこととあります。

さらに、歩道の通行が困難な箇所につきましては、歩道に雑草や歩道脇からの雑木が繁茂しており、歩行者や自転車等の通行に支障を来している現状を双方で再確認し、今後、当該路線の県指定維持管理者との協議により計画的に除草、雑木伐採作業等を実施するとの回答をいただきました。

当該路線につきましては、議員ご指摘の箇所以外にもいまだに改善がされていない要望箇所も数カ所ありますので、改めて要望経過もあわせて現地立ち会いを要請し、改善要望をしてまいります。今後も、地域住民からの改善、補修等の要望に対しましては、速やかに現地確認を行い、必要がある箇所に関しましては、安全確保、緊急性等を考慮し、適宜、迅速に改善していただくよう県へ要望を行ってまいります。

さらに、道路改良等を伴う大規模な改善要望に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、事業調整会議等を通して継続的に要望していくとともに、早期の事業化が困難な箇所等については警戒標識の設置及び路面標示等の対策を行い、歩行者及び道路利用者の安全確保を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、米の減反廃止に対する町の方針についてのおただしではありますが、減反政策については、戦後の日本における米の生産調整を行うための農業政策であり、国の在庫米の急増による米価下落が生じないよう政府が生産農家へ米の作付面積の削減を促した政策であります。しかし、農家みずからが経営判断や販売戦略に基づ

き需要に応じた生産が行えるようにするため、国は平成30年度産を目途に、主食用米の生産数量目標の配分を行わないことを決定いたしました。

町として減反廃止後の生産数量の目安を設けるかというおたただしですが、国の試算では、国内の主食用米の需要量は毎年約8万トンずつ減少していくと予想されております。このような状況下で、主食用米の生産数量目標の配分が廃止されれば米の過剰作付により米価が下落し、結果的に農業所得の減少につながることを懸念されるため、県では30年以降の水田農業のあり方検討専門部会を立ち上げ、国内の主食用米必要生産量をもとに各市町村の生産数量の目安を整理し、今後の取り組み方針や進め方について各市町村に情報提供することとなっております。

本町といたしましては、その情報をもとに町内両JAや関係機関等が一体となって、国の支援策である経営所得安定対策に係る飼料用米などの新規需要米の作付、あるいはトマト、キュウリなどの園芸作物や大豆等の導入拡大といった取り組み方針や進め方を生産数量の目安とともに示し、各農家へ情報提供することを検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、自主的な生産調整による補助金等の違いについてのおたただしですが、先ほども申し上げました国の支援策である経営所得安定対策については、転作を達成した場合に交付される米の直接支払交付金が平成29年度をもって廃止となり、大半の農家が自主的に転作することは困難と予想されます。

ただし、転作達成、未達成にかかわらず、認定農業者や農家が組織する集落営農で作付する大豆やソバ等に対する畑作物の直接支払交付金、飼料用米やWC S用稲等の新規需要米の作付に対する水田活用の直接支払交付金、町が選定した大豆や飼料用米の作付に対する産地交付金については平成30年度以降も継続して交付される予定であります。これを活用して大豆やソバ、飼料用米やWC S用稲等の作付を促し、あわせて大豆や飼料用米等の作付に対する町独自の支援も取り入れることで、主食用米の過剰作付の抑制に取り組み、経営所得安定対策の推進を町内両JA及び関係機関等と連携を図り、農業所得の安定に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、集団転作や減反を促すための町独自の補助制度についてのおたただしですが、先ほども答弁いたしました。米の生産数量目標の配分廃止に起因する米価下落を防ぐため、国の支援策である経営所得安定対策への加入促進を行い、大豆の集団作付での転作や飼料用米作付による転作を推進し、国からの各種直接支払交付金を活用することで農業所得の安定を図ってまいります。

町が単独事業として過去に実施した主な農業政策を申し上げますと、平成27年度においては水稻種子購入の半額助成を実施し、平成28年度においては飼料用米等の新規需要米作付に対する助成、さらにWC S用稲の収穫機械導入に対する助成や矢吹原土地改良区矢吹第3水系のポンプ改修工事に係る助成等、地域農業振興のためさまざまな対策を講じてまいりました。

平成29年度の町独自の取り組みとしましては、一般農家でも取り組みやすく国も積極的に推進している飼料用米やWC S用稲等の新規需要米作付に対し支援を行う予定であります。

また、本町の農業を取り巻く課題として、主体となる農業者の高齢化や後継者不足、担い手不足等による農業人口の減少が挙げられ、地域の実情に合わせた農業の推進や地域のリーダーを確保することなども町として積極的に検討してまいります。

いずれにしても、地域農業の活性化を目指し、将来にわたって意欲のある農業者が希望を持ち、農業経営に安定して取り組めるよう農業の振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） それでは初めに、事故防止対策についてのほうの再質問させていただきます。

今回、5月15日の転落事故があったその日の夜に、車が落ちた田んぼの所有者の方から私に電話がありまして、安心して田んぼに入っていられないので事故防止対策を町とか県に申し入れてほしいということをお願いしました。次の日、早朝に現場を見にいきましたが、車は夜のうちに引き揚げられたようでしたけれども、既にトラクターでうなっている田んぼには廃材がまだ散乱している状況でした。ガードレールもそのままなぎ倒されておりまして。周辺は既に代かきとか田植えが始まっておりますので、農作業中でなくて本当によかったなと思いました。

ここは3年ほど前にも大型車がやっぱり転落事故を起こしています。やはり、一度や二度というそういう不注意とかだったらわかるんですけども、この場合は、先ほども答弁にあったように急勾配の坂と、あと急なS字カーブということで、スピードが乗ってきてS字カーブを曲がると、遠心力で曲がり切れないというのが何かあるみたいなので、そうすると、今後も同じような事故がやはり起こる可能性が十分に高いと思うんです。先ほどの答弁の中で、ガードレール反射材を設置するなどの対策をしたい、あとは警戒標識の設置とか、そういうのありましたけれども、そんなもので事故が防げるかどうか、ちょっと私には疑問なんですけれども、やはり田んぼの方が安心して田んぼに入っていられるようなそういう状況にするためには、先ほども申しましたけれども、歩道側が山になっておりまして、そちらを拡幅して道路を広げてS字カーブをかわす、そのような抜本的な対策をとらないとなかなか事故防止にはならないと思うんですけれども、その辺の考えをお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

県道矢吹・小野線の急な勾配、S字カーブ、大木議員の説明からしても非常に事故が多く、また危険な箇所であるということを改めて再認識をさせていただきました。

先ほども答弁させていただきましたように、6月28日に開催される福島県県南建設事務所所長以下、県の幹部が大勢来て、直接町のそうした道路の課題解決に向けた話し合いの場が持たれる予定になっております。その際、すぐにできることということで道路標識、道路標示の警戒表示だとか反射材の設置だけでは当然、この後の事故を防げるものではないというふうに思っております。したがって、カーブの遠心力をもう少し弱めるための、そうした余裕値をどうやったら、そうしたことでカーブを緩やかにできるかといった抜本的なそうした解決策、これについても県南建設事務所と十分に話し合いを持って、新たな要望箇所ということでの町からの要望事項として取り上げさせていただいて、強く申し入れをさせていただきたいと思っておりますので、そう

したことでご理解をいただきたいと思います。かといって、すぐに解決が図られるものではないということで、先ほども答弁させていただきましたように、今できることについては早急に対策を講じてまいりたいと考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 現在、矢吹・小野線は玉川方面から三城目に進行してくると、国道4号線のルートとして矢印で表示してあるんです。この看板は県南建設事務所で設置している看板なんですけれども、このため交通量も以前よりは多くなっていると私は思っているんですけれども、特に、初めて通行するドライバーは下り坂とカーブというものの、その怖さをわからないものですからスピードを緩めずにカーブに進入して、多分怖い思いをしている方も、ドライバーもかなりいると思うんで、その辺もあわせて28日の会議のときに、そういう状況も県のほうに言っていたらと思います。

あと、カーブミラーの設置については、一応、今のところ難しいと、設置できないという回答でしたが、これは地元の方があのカーブの道路脇に車をとめていたら、やっぱりカーブを曲がってきた車に接触されるという事故が実際に何件か起こっていると。結局、急カーブなものですから先が全然見えないんで、例えば、路肩にとまっている車とかトラクターとか自転車とか全然わからないんですよ。だから、急にカーブ曲がったらそういうのがあってということで、それでかなり接触事故もあるみたいなことを地元の人が言っていたので、ぜひ先が見えるようにカーブミラーを設置してほしいというのも大分前から言われて、県のほうに言っていたんですけれども、できなければしょうがないんですけれども、何かやっぱりこう見通しができるような対策も講じてほしいなと思います。

U字溝の補修は、私も何回も現場へ行ってみましたけれども、県道の一番低いところから切ってあって、道路下の側溝に流れるように、3.5メートルくらいの距離なんですけれども、そのU字溝がつなぎ目が2カ所ともずれていて県道ののり面の土砂が浸食されているんですよ、もう。そのまま放置しておくと、歩道の下側もだんだん浸食されて歩道が崩れるおそれがあると。そういう心配を地元の方がしているんで、そういうのはやはりもう一度現場を、調査を行えなんて言ってないで、十分町のほうは、私が言った段階でもう既に調査してもらっていますけれども、もう1年半とかそのくらいたっているんで、そういうのはやっぱり早急に改善してもらいたいと思います。

あとは……

○議長（熊田 宏君） 大木議員、すみません。一問一答ですので、まだ話の経過で質問に至っていないというふうには認識しているんですが。

○8番（大木義正君） 県にいろいろ要望しても、なかなか対応を全然してくれないということで、そのことについて、じゃ、一言お願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の質問にお答えいたします。

カーブミラーの設置は先ほども答弁させていただきました。道路構造令の設置要件を満たしていないということですが、非常に危険な箇所であると。再度、県のほうに要望してまいります。

なお、それでも対応がしてくれるというようなことであれば、町がどういうことができるのかということも含めて十分に検討を深めてまいりたいと考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） それでは次に、U字溝の補修なんですけれども、これも1年半ほど前にお願いして、それから全然やる気配もないんですけれども、これはやはり県道ののり面ですから、やはり県のほうで早く対処しないと本当に歩道まで崩れるおそれもありますので、その辺についてもぜひ県のほうに要望してほしいと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、8番、大木議員の再質問にお答えいたします。

U字溝の補修の件でございますが、町といたしましても、当時地元の方から要望をいただいた際にすぐに県のほうにはつないでおります。現地のほうも確認しておりますが、やはり福島県も県南全域を所管しております。年度年度の予算もございます。そういった中で、年度内での緊急性の中でなかなか補修に至っていないような状況でございますが、今回につきましては、改めて現地のほうを確認していただきまして、現在その補修予算ございませんが、今後必要に応じて予算措置を行うと、予算を確保するというような回答をいただきましたので、何らかの形で改善がなされるものと考えております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 我々議員も地元の人や町民の要望に応えるために日々活動しているつもりですが、今回のように幾ら要望しても何の対策も講じようとしなない県に対して、私は強い不満を持っています。できないならできない、どういうわけできない、じゃ、できるならいつまでにできますとそういうはっきりした態度を要望してからいただいて、それを地元の人あるいは要望を受けた方々にお伝えすると、そこまでがやはり我々議員の仕事だと思っているんで、そのことを、そういうはっきりした回答も今後いただけるのかどうか、県のほうに申し入れてほしいと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

こうした道路等を含めて、県の対応について強い不満を感じているということでございますが、これらについても非常に難しい面があるかと思えます。私たちも含めて、県とのやりとりの間、また国とのやりとりの間において、そうしたことでいつまでやっていただけるんですかと言ってもきちんとした回答を得られないというのを私たちもじくじたる思いで、いつも国や県に対してはそんな思いを抱いております。

したがって、そうした思いを大木議員も抱いているということでございますので、この件については、今後の対応も含めて、現時点ではできない、いつまでならできるといようなきちんとした回答が得られるようなそんなことを、県に対してきちんとした返事をいただけるようなことを要望していきたいとそうように考えております。まずは6月28日に今の話を、県のほうの所長以下担当者のほうに話をしてみたいと考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 交通事故防止は福島県民みんなの願いです。県はその願いを達成するために、事故防止対策により一層の努力をしてほしいということを改めて町として申し上げてほしいということを申し上げて、1つ目の質問は終わります。

続きまして、米の減反廃止に対する再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁でもありましたけれども、米の生産量が増加すれば当然、米価下落が懸念されます。かといって、今まで減反していた、達成した農家に対して補助金などがありましたけれども、その見返りもなければ、この辺に限って言えばやっぱり減反する農家は少ないんじゃないかと思えます。

例えば野菜などに転作しても、収穫時期の人出不足などを考えるとやはり米が一番つくりやすいのかなというふうな感じがするんですけれども、その辺で、一応生産数量目標を県のほうからご提示いただいて、町のほうでも一応その目標に向かってというか、知らせるということなんですけれども、その効力はどのくらいあると考えているのかお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

米の生産数量について、県は目安をつくるということをおっしゃっております。ただ、目安をつくるということでございますので、そうした法的な効力とかそういったものはないものというふうに理解しております。ただ、そうしたものを守っていくことによって、農家みずから米価下落につながらない、そうしたことも含めて考えられますので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 現在、矢吹町の各地で農地事業として多面的機能支払交付金制度を活用した取り組みを

町内でも多くの地区で組織をつくって活動しておりますが、生産目標、生産調整に今後取り組む組織と取り組まない組織では大きく違いが生じるようなことは、今後において発生したりすることはないのかお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、大木議員の質問にお答えいたします。

多面的支払交付金等につきましては、生産数量目標の達成は条件となっておりますので、そういった区別があるというふうなことはございません。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 現在、田植えもだんだん、ほとんど終わって、三神地区、一部水が来なくて田植えもできないところもあるんですけども、羽鳥用水の慢性的水不足が懸念されております。特に三神地区は毎年水不足が深刻であります。中には水田は諦めて大豆やその他の作物に転作したり、休耕する田んぼもふえております。転作しても休耕しても水利費はかかります。

例えば集団で転作して地域ごとにローテーションを組んで取り組んでいけば、その水不足も多少は緩和するのじゃないかなと私は感じるんですが、それを促すためにも、やはり町のそういう補助制度があれば取り組む地域がふえる可能性も多くなると思うんですけども、その辺について町の考えをお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

近年、羽鳥用水の水不足については深刻な状況でございます。ダムができてから60年以上経過した中であって、この水不足という問題が平成25年から顕在化してまいりました。矢吹原土地改良区としても、町としましても、この水不足に対してどういうふうに対応していくかということについては十分協議を重ねてはおりますが、抜本的な解決には至っていない、それが現状でございます。

いつも慢性的に水不足が懸念される地区は大木議員お住まいの須乗新田地区から神田地区、その地区がいつも水が十分に回らないために予定された時期に田植えが終わらない、そういう状況にあることについてはご案内のとおりでございます。したがって、今、土地改良区と町、そして受益者、農家の方と協議を深めております。どうしたことかこの慢性的な水不足を解決できるのか、水の用水路の経路も含めて十分に協議をしているんですが、なかなかそれでも思うように水が回らない、そのほかにも大木議員から話ありましたように、その地区では、当該地区ではJAも含めて協議をしております。そのほかにも、大木議員のおただしのようにその地区では、当該地区では今転作に取り組もうと、水が回らないのであれば水が回らないなりに、大豆等の転作に取り組むことによって農家所得を安定していこうというようなそんな協議も深まっております。ローテーションをしながらそれぞれの地区の負担が均等に負担できるような形、さらにはそうしたことに對して、町

とJAと含めてどういった支援ができるかということについても協議の中で検討もされております。

今すぐにとということで、補助金というものについて、町独自の補助金については検討材料にはなっておりますが、具体的な方向性についてはまだ定まっておりません。したがって、今後こうした協議の中でどういった対応がいいのかということは、町の補助金等も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。ローテーション等々の貴重なご提案、ありがとうございました。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

○8番（大木義正君） 終わります。

○議長（熊田 宏君） お疲れさまでした。

以上で、8番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

議場の時計で10時55分再開です。お願いします。

(午前10時45分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午前10時55分)

◇ 富永創造君

○議長（熊田 宏君） 通告2番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

[1番 富永創造君登壇]

○1番（富永創造君） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆さん、おはようございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

国が示す地方創生の矢吹版、矢吹創生を掲げた最重要事業における重点プロジェクト、道の駅整備事業、複合施設を中心とする矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、旧総合運動公園用地利活用事業が進められております。しかし、これらの事業費は莫大であります。それゆえ、将来、子や孫も含め私たちの生活に財政負担が重くのしかかってくるのではないかと非常に不安だという住民の声も聞きます。

ましてや、8年後、国民を巻き込む2025年問題に突入します。これは超々高齢化社会を迎えるということでもあります。社会保障費の増大、制度破綻への危惧、この対策には消費税30%アップなどとの声もあるほどですが、その対策の現実には思考停止、デッドロック状態です。政府がこの6月9日に決定した経済財政運営の基本指針、骨太の方針は財政再建より経済成長を重視するその姿勢を鮮明にしました。加えて、消費税10%への言及がなくなったことで、2019年10月に予定される増税を三たび延期する布石を打ったこととも見えます。

こうした状況のもと、ひたすら経済成長頼りのこの日本で、地方に住む私たちの将来への生活不安がいつ解

消できるのであろうか。この国は、この町は、私たちの持続可能な暮らしを守ってくれるのであろうか。これが住民による率直な疑問の声ではないでしょうか。私は、国ばかりに頼ろうとするな、この地域、この町の地域力を高めよというのが私の考えです。地域独自の魅力や価値を高める、自立した地域内好循環を促したいと考えております。

道の駅はその考えの実現が期待できる事業になるのではないかと、地域力を高める可能性にかけたいと考えています。しっかり取り組んでいただきたいのです。この町の大きなターニングポイントになると思います。建物も大切ですが、それ以上に大切なことは中身であり人であると考えます。さらに、その施設のエリアにも価値があると考えております。

そこで、第1の質問、道の駅について。

- 1、町がオーナーならマネジャーは誰かを伺います。
- 2、西側地域の特性を生かせないか。
- 3、小さな農家、障害者との農とのコラボがこの町の特徴を出せると考えるが、いかがなものか。

次に、道の駅は収益事業を伴った地域ビジネスの面が大きいと言える一方で、複合施設は住民サービスの向上といった公益性の高い機能を有する施設です。これまで、住民の暮らしの中の身近で親しみのある場所であり、あゆり祭など町民の芸術文化の発表の場、生涯学習の中心的場です。中央公民館には住民の運営のこだわりと思いの深さがあります。復興と希望のシンボルの核になるにふさわしい施設でもあったと考えております。

これまで視察にも行かれていたと思いますが、栃木県茂木町ふみの森もてぎ、岩手県紫波町オガールプラザ、図書館のある複合施設ですが、それぞれ年間10万以上の利用者があると聞いております。オガールプラザの図書館では、図書館の基本構想、基本計画に基づいて、子供の読書支援、地域資料の充実、地域ビジネス支援を柱に運営しております。

最近の図書館は、無料貸本屋さんから問題解決型図書館へ変化しております。図書館で暮らしの困り事を相談できるのです。そして、複合施設は住民の居場所になっております。施設の機能、運営、管理が住民との暮らしに密着したサービスを提供していると考えられます。

第2の質問、複合施設について。

基本計画には、利用者である町民の意見が反映される場が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

- 2、整備検討委員が所属する団体の会員の意見集約はされているのか。
- 3、駅前周辺ゾーンと複合施設と人との流れがイメージできるストーリーを描けないか。

最後になりますが、この町に住んで、この町で子供を、子育てをしたくなる、子育て環境が整っていますと言える町でありたいと願うものです。社会保障政策の一つ、子育て支援が労働生産性成長率、経済成長率をふやし、子供の貧困率を減らし、合計特殊出生率も上がると京都大学の准教授柴田悠氏は著書「子育て支援が日本を救う」で訴えております。社会保障と税の一体改革に伴った消費税増税によって子育て支援は拡充されると見込まれておりますが、6月9日の政府決定によれば、その消費税10%の話は不透明です。

そこで、第3の質問、子育て支援について。

- 1、国は待機児童解消先送りを示したが、当町はどう取り組むのか。
- 2、当町は育児休業中などを理由に、待機児童対象から集計上除外しているのか。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、道の駅についてのおただしであります。道の駅推進事業につきましては、昨年度、道の駅やぶき地域協議会において、（仮称）道の駅やぶき実施計画、地域商社設立方針並びに特産品等のブランディング・マーケティング戦略が策定され、このほか道の駅を拠点に開拓史跡等を結ぶ開拓ロードの整備、観光ニーズの調査等を行っております。

今回、道の駅の管理・運営については、地域商社の方向性が示されており、地域商社の機能を持ち合わせたまちづくり会社として株式会社による第三セクターを設立し、指定管理者による運営を行う方針としております。

なお、地域商社の定義であります。地域と連携した道の駅の管理・運營業務に加えて、産学官連携によるラインナップ化の推進、新たな特産品の開発、町内での回遊性向上を図るための交流促進など、日本三大開拓地として矢吹町のブランド化と地域経済の活性化を目指すものとしております。

議員おただしの道の駅のマネジャーについてであります。道の駅の理念の実現を目指し、経営を担う駅長の役割は非常に重要になると考えております。このため、今回策定しました実施計画では、同規模の道の駅に対しアンケート調査を行い、道の駅の駅長がどのような方法で選任されているのか調査し、その結果、公募や推薦、取締役会など多様な方法で選任が行われていることがわかりました。また、県内の道の駅あいづや道の駅いなわしろ、道の駅くにみなど現地に出向き、聞き取り調査により駅長の役割や選任方法、課題、準備段階での必要事項等を確認したところであります。

このようなことから、駅長については、道の駅の成功の鍵を握る重要なキーマンと考えておりますので、オープン前の準備期間から採用し、道の駅を総括するマネジャーとして実際の業務、準備等に当たっていただく予定であります。

なお、駅長の採用に当たっては、民間の経験や実績等を考慮した採用基準を定め、道の駅を成功に導く最も適任な方を採用してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、西側地域の特性の活用についてのおただしであります。西側地区については、地元1区、2区の行政区ややぶき遊・ゆうライフクラブ、こうすっぺ西側の皆様により、ヒマワリやアジサイなどの植栽、隈戸川周辺の草刈り、子供たちとの河川の水質検査など、自然環境の保全にご尽力をいただいております。敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

道の駅やぶき地域協議会では、現在、隈戸川流域、袖ヶ城跡や三十三観音史跡公園を含めたエリアを開拓ロードとして整備を行っているところであります。平成28年度は、開拓ロードの看板を水車小屋跡地やアジサイ広場、三十三観音史跡公園などに設置し、サイクリングロードとして利活用促進に取り組んだほか、地元行政区と連携し、このエリアの河川敷内の雑木の伐採、下草刈りなどを行い、植栽のためコスモスの種子の散布を行っております。今後は、道の駅を拠点とした開拓ロードの整備を引き続き行い、観光資源、地域資源を掘り

起こしながら、これらを線で結び、地域の魅力の増幅と地域の活性化を図ってまいります。

また、これからの道の駅は、施設の単なる利用のみではなく、道の駅を拠点として魅力ある地域づくりを進め、その周辺を回遊する観光客の増加を図ることにより道の駅を目的地化する必要があると考えております。

議員ご指摘の西側地区は、田園が広がる豊かな自然や歴史、隈戸川の清らかな河川など素晴らしい地域資源があふれております。このエリアを大切に活用し、道の駅に隣接する地域としてその特性を生かし、人を呼び込み、三十三観音史跡公園や袖ヶ城跡などを結ぶ開拓ロードとして整備を進めることで、震災以前以上の活力ある矢吹町の実現に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、小さな農家と障害者との農業のコラボについてのおたただしですが、道の駅基本構想では、日本三大開拓地の町としてさまざまな人たちのチャレンジを支援できるようフロンティア支援の理念を掲げております。この理念は、こだわりを持った農作物や新たに開発した商品など、消費者が求める魅力ある商品づくりを行う生産者がチャレンジした結果を消費者や利用者から直接受け取れるようにすることで、やりがいの向上を目指すものであります。

農産物直売所については、その地域の道の駅の特徴が最も出る部分であり、地域の農産物の品目数、量をいかに確保するか、品質の確保はもちろん、年間を通した農産物の販売計画など、体制づくりを含めさまざまな課題を解決する必要があります。

このようなことから、今回、（仮称）道の駅やぶき実施計画では、農産物等直売所については出荷者により出荷組合を設立し、例えば、米、野菜、加工品等それぞれの品目別部会を設立して、町民の皆様がここに参加し、組合・部会活動のもと良質で安全、計画的な出荷に努めるよう方針を示したところであります。また、関係機関との連携については、JA等と連携し、出荷者の確保・育成、生産指導、安全対策、不足する農産物の調達等の支援を仰ぐこととしております。

しかしながら、小ロットの農産物を、果樹を含めて多品目かつ年間を通して確保するとすると、小規模農家の協力が不可欠となります。そのため、今後、小規模農家との連携、支援策等についても、経営支援、生きがいつくりも含めて対策を講じてまいりたいと考えております。

また、障害者の方とのかかわりについては、農産物の生産や販売、袋詰め作業や直売所における雇用など、さまざまな連携が検討できると考えておりますので、フロンティアの町として、また福祉の町として多様な連携を検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、現在、道の駅の具体的な計画等は道の駅やぶき地域協議会において検討しておりますが、本町で進めている道の駅事業は、矢吹の魅力を発信する道の駅、人と人、人と町が交流することにより町のにぎわいを創出する道の駅、国道4号利用者等への安全・安心と憩いの道の駅として、食へのこだわり、フロンティア支援、町民集いの場、農を体感の理念のもと、町民がスクラムを組み、矢吹総動員で町全体が明るく元気で幸せを実感できる道の駅を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、（仮称）矢吹町複合施設基本計画策定において町民の意見が反映される場が必要ではないかのおたただしですが、（仮称）矢吹町複合施設整備につきましては、昨年10月に基本構想を策定し、12月には中央公民館や図書館に関連するサークル団体を対象とした説明会及びアンケート調査を実施したところ、111団

体への案内に対し、説明会へは一般町民の方を含めて55名が参加、アンケートも28団体から回答があり、それぞれ要望等をいただいております。

また、本年1月に設置しました（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会の委員は、生涯学習及びまちづくりに関する各種団体の長に委嘱しており、各委員には所属されている団体員や一般町民の方から意見が寄せられており、その都度、委員会で意見等が報告されております。

町といたしましては、特に利用者の皆様からの建設的な意見について、これまで同様、所属団体等を通して関連する検討委員へ要望をいただき、団体としての意見を踏まえ、検討委員会で報告、提案するような体制を継続していきたいと考えております。また、団体に所属していない方のご意見、ご提案等についても、町及び教育委員会の所管課で随時お聞きする体制としております。さらに、教育委員会が今年度策定予定の生涯学習推進計画についても、町民に広くアンケートを行い生涯学習全般に関する意見を集約してまいります。このアンケート結果なども複合施設の基本計画策定に活用してまいりたいと考えております。

複合施設整備は、町民の生涯学習の環境の充実が大きな目標の一つであり、町民の皆様が真に望む施設やイベントはどのようなものか把握することは非常に重要な視点であると考えております。今後は、それらのご意見、ご提案等を踏まえながら基本計画の素案を策定し、町民の皆様へ広く周知を図り、さらなる意見集約を図りながら基本計画を取りまとめていきたいと考えております。複合化するメリットを最大限に引き出し、多くの方が快適に利用できる施設計画の策定に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、検討委員が所属する団体の意見集約についてのおたただしですが、検討委員は、（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会設置要綱に基づき、学識経験者や各種団体の代表、区長会などの住民代表を選任しており、複合施設の整備、運営方針に関する事、既存施設の利活用に関する事などについて調査や検討を行い、方針の素案について町に提言することとなっております。

本年2月に開催した第1回検討委員会においては、設置要綱に基づき委員長及び副委員長を選任し、検討委員会の開催目的や昨年10月に策定した（仮称）矢吹町複合施設基本構想の内容、委員会の今後のスケジュール等について説明し、その後委員同士の意見交換を行いました。

3月に開催した第2回検討委員会では、主に図書館について協議を行い、4月には第3回検討委員会として栃木県茂木町の複合施設ふみの森もてぎと茨城県筑西市の筑西市立中央図書館へ先進施設視察研修を実施、5月には第4回検討委員会を開催し、主に公民館施設について協議を行いました。これまでに開催した4回の検討委員会においても、委員の皆様はそれぞれの団体の実情や会員からの声を集約し、活発に意見交換をされており、利用者目線での具体的なご提言、ご意見等もいただいております。こうしたことから、委員としての立場を自覚して会議に臨んでいただいていると認識しております。

今後も、検討委員会において委員の皆様がより活発に意見交換ができるよう、事務局はわかりやすい資料の作成を心がけるとともに資料の事前配布を徹底し、委員の皆様が事前に団体内で議論を深めることができるような環境を整えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、駅前周辺ゾーンと複合施設と人との流れがイメージできるストーリーについてのおたただしですが、議員ご指摘のとおり、特に大規模事業やプロジェクトで多くの町民の皆様の利用を見込んでいる事業については、完成後のイメージを提示することが非常に重要な観点であると考えており、事業推進に向け貴重な

ご提言をいただき感謝申し上げます。

今回の複合施設は、既存施設を集約、複合化する大規模事業であることから、施設の規模や部屋の数など施設運営方針に関する部分と総事業費や財源等に特に注目される現状であります。このことについては、今後の基本計画の策定段階において、検討委員会や町民の皆様に対し丁寧な説明を行ってまいります。

議員ご提案の施設完成後のイメージを示すことにつきましては、特に既存の施設を利用したことがない、または利用頻度が少ない利用者に対して、非常に有効な提案手法であると考えております。今後、基本計画の策定に合わせ、複合施設のみではなく、複合施設を中心とした周辺エリアの過ごし方や利活用、新たな交流のイメージ等を町民の皆様へわかりやすく表現したいと考えております。

具体的には、ポケットパークや大正ロマンの館、町観光案内所及び未来くるやぶきなどの駅周辺施設と複合施設を、高校生や子育て世代が行き来し、老若男女、さまざまな年代の方が複合施設で交流しているようなイメージやストーリーを絵柄や模型とし、複合施設の計画がある程度固まった段階で町民の皆様へ提示することにより、議員ご提案のとおり、施設整備に対する理解、認識も深まるのではないかと考えております。

現在、検討委員会の議論を踏まえ基本計画を策定しているところであり、それをもとに具体的な施設構成や配置などを明らかにし、基本計画（案）案がまとまった段階で議会の皆様や町民の皆様によりわかりやすく計画を説明し、意見集約を図りながら、最終的に基本計画として決定してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、待機児童解消の取り組みについてのおただしであります。国は認可保育施設に入れない待機児童を解消する時期について、目標期限であった2017年度末までにゼロとする目標を掲げておりました。しかし、4月時点での待機児童の解消計画の達成が困難なため、3年おくらせて2020年度末へ先送りすることとして最終調整に入り、2017年度末までにゼロを盛り込んだ待機児童解消加速化プランにかわる新たな計画を打ち出すとの方針が国から示されております。

本町の6月1日現在の待機児童の状況につきましては、あさひ保育園5名、ひかり保育園4名、認定こども園ポプラの木8名、広域入所希望の2名、合計19名の待機児童がおり、入園できない原因としましては、各保育園ともに保育士の不足によるものであります。

待機児童を解消する方策としましては、保育士確保に向けた取り組みとして、平成29年度当初予算で新規事業として計上しました矢吹町保育士準備金貸付事業の活用であります。事業の内容としましては、町内の民間認可保育園等へ就職する新卒の保育士または潜在保育士を対象に就職準備金を貸し付けます。貸付金としましては、新卒者30万円、潜在保育士10万円とし、対象は平成29年7月1日以降に保育士として就職する方としております。また、町内の保育園等において2年以上勤務した場合には貸付金の返還を免除する制度としており

ます。

今後は、保育士確保のため、この制度を広くPRし理解していただくために、県内、県外の保育学科を有する大学の就職部へ出向き、説明を行いたいと考えております。また、各園の先生方の知り合い、広報やぶきや町ホームページ、ハローワークなどを中心に情報発信を行ってまいります。さらに、保育園で受け入れしている保育実習生に対して園長先生から本町への就職を呼びかけたり、地元高校生についても町内保育園の職場体験を実施している状況から、将来の職業として保育士を選択し、地元の保育園に就職してもらえよう、高校にも出向き情報提供をしてまいりたいと考えております。

このように、本町としましては待機児童の解消を先送りすることなく、直面する保育士確保の実現に向け全力を挙げて待機児童解消に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、育児休業中などの待機児童対象についてのおたがしであります。厚生労働省が示す保育所入所待機児童の定義による育児休業中の取り扱いとしましては、調査日時点において産休・育休中であれば待機児童の数には含めないというルールに従い、本町においても待機児童には含めておりません。

また、それ以外の定義として、例えば、入所保留の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で、辞退した場合には待機児童の数から除外ができること、また、入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児童の数には含めないこと等があります。保育所入所待機児童の定義については各自治体で解釈にばらつきがあり、平成30年度からの集計については、厚生労働省が示す新定義により待機児童を数えることから、各自治体が統一した取り扱いとなります。本町といたしましても、国の新定義に基づき待機児童の把握に対応し、待機児童の解消に一層努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） ありがとうございます。

まず、第1の質問に関してであります。

マネジャーの役目の重要性というのは今の答弁で確認できたと私は思っております。ただ、残念なことに、最近、公共施設等特別調査委員会において、初めて道の駅の実施計画なる冊子、資料を受け取ることができました。その中において、このマネジャーの選定の方向性、それが盛られておりません。この点、いかがなものかお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、富永議員のご質問にお答えいたします。

今ほど質問にありました（仮称）道の駅やぶき実施計画並びに地域商社設立方針の報告書（案）でございますが、こちらにつきましては、平成28年度地域協議会の中での一つの部会のほうで策定したものでございます。この中で、現段階、28年度の段階におきましては、施設の概要やら管理運営、収支計画とかございますが、質

問にありましたマネジャー、道の駅の駅長さんについて、そこまでは28年度においてはまだ部会の皆さんに検討していただく時期ではないだろうということで、今年度以降そういった面につきましても検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） ということ、こういった道の駅の経営は優秀なマネジャー、駅長さえ見つければほぼ確実に黒字化ができるとも言われておりますので、ぜひマネジャーの選定の方向性を早目にまとめていただきたいと思っております。

続きまして、西側地域の特性に関してですが、答弁の中で開拓労働の整備を進めていますという話でありましたが、あの範囲は鶯橋から水車跡、そして三十三観音の距離、道のりになっておりまして、できれば、さらに雷神橋も含めた、それも含めた部分も開拓ロードの中に入れていただければ、さらに広がりが出て西側の隈戸川の美しい光景を体感できるのではないかとと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、富永議員のご質問にお答えいたします。

開拓ロードにつきましては、今現在そういった形で検討してございますが、今後、議員のおただしの内容も含めまして、あとは矢吹町、特に三神、中畑地区も含めまして、そういった観光のルートをあわせて今後とも検討は加えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 一応、前田橋、雷神橋、そして鶯橋も含めて開拓ロードの中に入れるということを考えているという答弁だと思いますけれども、整備するというふうに理解してよろしいでしょうか。と申しますのは、あの河川改良道路、以前は健康ロードマップという形で私たちに冊子を配られたことがあります。そういうふうなことが過去にありまして、冊子だけで終わってしまっているとそういう状態であります。ですからこの点、さらにちょっと深入りするかもしれませんが、整備の点からどう考えているかお伺ひいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、富永議員のご質問にお答えいたします。

まず、ちょっと誤解を招いて申しわけありません。まずその開拓ロードのコースに含めるかどうかについて検討いたしたいと思ひます。検討、整備についてはそれ以降のことになるかと思ひます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） ぜひ、隈戸川、私たちにとって素晴らしい地域資源であります。私たち任意団体ですけれども、日本一美しい川を目指してもおります。ぜひ、整備という形で持って行ってもらいたいと考えております。

これは質問ではなくて、次の質問に移らせていただきます。

小さな農家、そして障害者との農とのコラボという点でありますけれども、実に前向きな内容として私の提案を考えてくれるということでありました。確かに、道の駅を一つのきっかけとして、この矢吹町の農業がさらに栄えるのではないかという希望が私にはあります。

例えば、長野県の小川村、これは、おかきをおばあちゃんが早起きしてつくってすごい売り上げを得ています。あとはもうご存じの徳島県上勝町というんでしょうか、葉っぱビジネス、これもJAの営業指導員の方が進めてきたと聞いております。こういった小さな農業、こだわりを持った方たちがつくる農産物、こういったものをぜひ受けとめていただけるようなシステム、余り難しい書類をいっぱい出すというようなそういうことではなくて、本当にちょっと前までは都会に住んでいたと、しかし農業をやりたい、そういう価値観を持った方が今多く見られると。いわゆる田舎回帰、これが叫ばれておりますけれども、そういった方にも門戸を開いて、そして農作物が売れると、そしてそれから喜びを頂戴できる。その流れがこの矢吹町の農業を支えるものになると私は思っております。

つまり、質問というのは、そういった農業をやりたいという、そしてこの町に移住したい、そういった方の受け入れ支援、道の駅に関連してそういった支援体制、そういったものに対してどういうふうに取り組まれるのか、考えをお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

富永議員、ちょっと道の駅と離れつつあるので、今現在の方向性だけ軽く答弁させていただきます。

再度答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、富永議員のご質問にお答えいたします。

移住対策に絡めてということではありますが、今現在、移住対策事業として取り組んでいるところであります。パンフレット等も昨年度には作成してPRやらしております。その中でも、パンフレットの中にもありましたとおり、都会から移住された方が農作業を楽しんでいるというふうなことでございますので、そういったことを今後も進めていきたいと思いますが、なお、今年度以降、空き家対策としてそういった調査、検討もしてまいりますので、そういった中でもこういった農業を、矢吹町のほうに移住されまして農業を小さい規模ではあります、そういった方に新たな販売等で喜びというんですか、そういったことで事業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問については、通告の要旨に基づいて質問してください。

質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） では、今は関連の質問はまた別の機会ということで。

続きまして、第2の質問、複合施設についてであります。

今、基本計画を策定中ということではありますが、基本計画の中身になってくるわけで、いわゆる基本構想の実現を具体的に図るためにこの基本計画というのは位置づけられていると思いますけれども、整備検討委員会が4回ほど開催されておりまして、そんな中で、町民の意見が、その場が反映されている場であるのかどうか、私はちょっとそこら辺がまだ見えてきておりません。アンケートをとった、それが町民の意見であると考えているのか、または、今後町民の意見を求める場を何回か、複数回設けるのか、ぜひ大切なことですので、そこら辺の考えをお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1 番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、基本計画を策定中ということでございます。先ほどから答弁させていただいておりますように、さまざまな団体の皆さんの意見を集約することで基本計画検討委員会というものが立ち上がって、4回ほど開催されておりまして、基本構想を形にしていくというようなことで、思いをいっぱいアンケートとか、それから委員さんが所属している団体のほうから意見として提案として、それらが盛り込まれております。これらの中身については、今後、基本計画案として住民の方に知らしめる、そして議員の皆様にも知らしめる、そういう場を何度となく開催しまして、最終的な形にして、基本計画という形にしていきたいというふうに考えておりますので、この後も皆さんにお知らせする機会を設けていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 町民の皆さんに基本計画を含めながら説明する機会をふやしていくとの答弁であります。私、議員としてもどのような複合施設になっていくのかよく理解がちょっと足りない部分があります。というのは、基本計画があつて大体の基本計画に沿って、これで動くんだというのがわかる。しかし、これがまだ策定中ということで住民の皆さんにもよくわからない、そしてこの基本計画というのがこの施設における羅針盤、施設をつくっていく上での羅針盤に当たると考えております。

そういった意味で、この基本計画策定中ということではありますが、おこなっているのではないかと私の印象ですが、いかがなものでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

複合施設のスケジュール等についてはおくれではおりません。この後、今年度計画ということで基本計画については8月ぐらいまで、また委員会を開催しましてできるだけ早い時期に基本計画についてまとめていきたいということで計画をしております、そういう意味ではおくれではおりませんのでご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、よくわからないという点については、基本構想を形にしていくわけでございます。その基本構想というのは思いでございまして、こんな施設であればいいな、ああいう施設であればいいなということで今、そこの中に入れる面積から金額から、そうしたことを検討委員会の皆さんがもんでいる最中でございますので、基本計画案という形で提示することによって、より住民の皆様にも理解していただけるのではないかなど、そういう段階にあることをご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） おくれているという答弁であります、やはり大切な羅針盤的性質のものである基本計画は早目に出し、そして町民に対して、それに基づいて説明またはマスタープラン、それを示すことで町民への理解を得るための説明ができるのではないかと思っております。

そういう点において、我々町民がこの複合施設どんなふうになっていくのか、どのような施設にしたいのか、そういった気持ちがありながらそれを伝える場がない、そしてそれをまとめたものがない、乱暴な言葉かもしれませんが、建物はあるかもしれないけれども中身がない、そういうふうな印象を持てしまいます。その点、マイナスなイメージとして捉えてしまっている、町民にとって、マイナスなイメージとして捉える方もいると思います。そういう意味では残念である。だから、早目に基本計画、ほかの道の駅もそうです。ただ、道の駅は……ずれてしまって。複合施設のこういったプロジェクトではありますから、基本計画というものをしっかりと早目につくっていただければと思っております、質問です、ここから。

整備検討委員会があと1回、8月にあると思われま。そこで、今ちょっと触れた、どのような複合施設にしたいのかというそういったあり方をまとめるとは思っております、それ以前の4回は、最初は自己紹介、その後の2、3、4は何かというと設計、施設の建物に関しての内容であります。つまり1回だけで、複合施設という我々町民にとって身近なそういう施設になり得る、機能を持った施設になり得る、そういうものに対して1回、あと1回だけで決められてしまうのか。余りにも時間が少ないのではないかなど私は考えますが、いかがなものでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、1番、富永議員の再質問にお答えいたします。

基本計画、非常に重要な部分であると私も認識しております。基本計画をしっかりとつくることで、今後の実施設計であったり、そういったものがしっかりと進められるのかなというふうに思っています。ぶれない計画を

しっかり基本計画でつくるのが重要であるというふうに考えております。

先ほど町長申し上げましたとおり、この検討委員会、今現在、予定は8月となっておりますが、これは議論が煮詰まる想定でございますが、十分煮詰まらない場合につきましては、それは期間を延長してでもしっかりつくり込むことが重要だというふうに思っておりますので、そのような形で進めていきたいと思っております。

今回、第1回については、それぞれフリートークといいますか、施設全体についてのそれぞれの委員の皆様からの意見をいただきました。第1回、第2回ということで、図書館と中央公民館につきましても現状の分析であったり、こんな新しい図書館どうでしょうねというふうな形での議論でございます。その中では、何もまだ決定はしておりません。ですので、委員の中で議論を今深めている最中でございます。そういった意見を踏まえて、今後、次回がたしか子育ての関係だったと思います。それが終わりましたら、今度は具体的にそれらの意見を踏まえて計画の素案を提示させていただいて、さらにそこで議論を深めてまとめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） もし関連していなかったら言ってください。

いわゆる複合施設に関して、教育振興課がかかわっておると思います。それで、答弁の中でも生涯学習推進計画とかのアンケートの意見を集約するというふうな言葉をいただいておりますが、こういった大きなプロジェクトは各課、1つの課ではなくて幾つかの複数の課にまたがっております。ぜひ、ワンストップができるような、そういう対応のできる、いわゆる行政同士がこういった施設に対しての認識を共有している、それが必要だと思います。

そこで、そのためには行政がばらばらではなくて一つになって対応できる、言葉がワンストップでいいのかどうか、ちょっと判断できませんが、そういうふうになっていただきたいとそう考えております。いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 1 番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

この複合施設等についての整備に当たっては、1つの課だけではなくて関連する関係各課、複合的に機能した形で考えております。

町では今、庁内調整会議ということで開催しておりますが、週1回開催しております。それで、今言われたように企画総務課、産業振興課、もちろん中心となる都市整備課、そして教育振興課、そして子育て支援課ということで、それぞれの課がお互いに課題を持ち寄って、どんな施設にしたらいいのかというようなことで十分に会議を持っております。したがって、富永議員心配されている点については、十分に私どもも認識をしながらそうした形で各課連携しながら、この後も会議を進めてまいりたい、そしてよりよい複合施設をつくりていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） そういった内容等を含めて、議会のほうにも早く資料の提供をお願いしたいと思っておりますが、これは質問ではありません。

最後の質問に移らせていただきます。

待機児童解消先送りということで質問させていただきましたが、答弁の内容は大体理解できました。それで、今度、第2子が所得に応じてたしか無料になるというそういう条例改正の内容があると思うんですけども、この待機児童解消先送りに関しては影響はないのか、この点お伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

なお、残り時間2分弱ですので簡潔をお願いします。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 1番、富永議員の質問についてお答えいたします。

今回、議案等出されています利用負担額の関係でよろしいのでしょうか。町に対しまして影響額はございません。

以上です。

〔「待機児童」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 待機児童には影響ございません。すみません。

○議長（熊田 宏君） 質問はございますか。

○1番（富永創造君） 以上です。ありがとうございます。

○議長（熊田 宏君） お疲れさまでした。

以上で、1番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議いたします。

再開は午後1時、13時からです。よろしくをお願いします。

(午前11時54分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 三 村 正 一 君

○議長（熊田 宏君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

通告3番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

そして傍聴席の皆様、お忙しい中議会に傍聴においでいただき、まことにありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

昨年6月の議会、初めての一般質問の冒頭に、私の政治信条として、信なくば立たずと宣言をいたしました。今、改めてこの初心に帰り、政治姿勢の人に優しい住みよいまちづくりのために尽くしてまいりたいと存じております。

それでは、通告いたしました質問をさせていただきます。

まず最初に、矢吹駅周辺地区再生整備計画事業についてお伺いをいたします。同僚議員も同じような質問をしておりますが、私なりに質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

第6次まちづくり総合計画では、復興をなし遂げるための重点プロジェクトとしてこの事業に取り組んでおるところでございますが、複合施設、ポケットパーク、矢吹公園、そして重点プロジェクトである道の駅について、計画進捗状況についての考えを伺いたいと思います。

2番目につきましては、町民の直接請求運動で廃止、見直しの意見があるが、見直しの可能性はあるのかをお尋ねいたします。

3番目といたしまして、複合施設建設により中央公民館、図書館が移転することになりますが、移転後の現在の公民館、図書館の利用計画についてはどのようにしているのかをお尋ねいたします。

次に、複合施設の運営と管理、新しくできる予定の施設の運営管理については、どのような方法で行うかをお尋ねいたします。

次に、2番目に通告した質問でございますが、新町西道路についてお伺いをいたしたいと思います。

3月の議会でも質問をいたしておりますが、町の活性化を図る目的の新町西道路については、28年3月に必要用地面積の買収が完了しております。現在、国道4号線と県道棚倉線のあゆり大橋からの進入路の工事が終了しています。町は、平成27年度から平成31年度を事業期間として新町西線の道路整備を進めているところでございますが、現在のこの地区の開発計画と開発予定者について質問をいたします。

1つは、開発予定企業の誘致状況、開発計画が現在なされているのか。

2つ目が、緊急性、必要性への検討と、道路の整備事業の一時休止等の整備計画の見直しについての考えはないか。

3番目に、道路が先行整備されることにより、町で企業誘致等の開発計画が阻害されるような乱開発や虫食い開発がされる可能性があるが、規制等の防止策はあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

3番目の質問でございますが、あゆり温泉、健康センターの運営についてお尋ねします。

あゆり温泉については利用者が10万人を超える、そしてプールについては7万人を超える利用状況にあり、町民の健康増進に大きく寄与していることでありますが、平成27年度、28年度の温泉プールの事業目標と事業実績、達成割合についてと、今回予定している宿泊施設の整備後の事業計画と収支計画についてお伺いをいたします。

指定管理料金の算定方法についてと、3番目にはあゆり温泉プール、それと町民温水プールの運営についての将来の展望についてのお考えをお尋ねいたします。

以上の3点でございますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、議場にお越しの傍聴者の皆様、大変ご苦労さまでございます。

それでは、2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、複合施設、ポケットパーク、矢吹公園、道の駅の計画内容、進捗状況についてのおただしであります。矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業につきましては、東日本大震災からの復興及び駅周辺の魅力とにぎわいのある中心市街地としての再生を目標に平成27年度から事業に着手しており、平成31年度までの5カ年で整備をする予定となっております。

主な施設としまして、平成28年3月に策定した矢吹町公共施設等総合管理計画において、中央公民館と図書館を含めた複合施設の整備が早期に対応すべき課題として挙げられたことから、公民館機能と図書館機能に子育て世代支援機能及び観光交流機能をあわせ持った複合施設をJA東西しらかわ矢吹支店跡地に、また東邦銀行矢吹支店跡地については、イベント等の多目的利用が可能なポケットパークを整備することとし、さらには矢吹神社と連携した公園整備を予定しております。

議員おただしの3つの施設について、それぞれの進捗状況を説明申し上げます。

複合施設につきましては、事業費は約16億円、平成32年3月の工事完了を目指し事業を推進しております。これまで、昨年10月に（仮称）矢吹町複合施設基本構想を策定し、現在は基本計画を策定しているところであります。

計画策定に当たっては、町民のご意見やご提案を集約、特に利用者の要望等を計画に反映させることを目的に、本年1月に、学識経験者や各種団体の代表、区長会など住民の代表による（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会を立ち上げ、これまで4回の検討委員会を開催し、中央公民館や図書館等、複合化を予定している施設ごとに、現在の施設の課題や問題点の整理、施設に対する意見、要望等を踏まえ、施設のあり方等について議論を深めているところであります。今後は、9月を目安に基本計画を策定し、基本設計、実施設計を経て工事に着手し、平成32年3月工事完成を予定しております。

なお、施設周辺の道路拡幅整備事業につきましては、現在、関係地権者と用地買収に向けた協議を行っており、平成29年度内の工事完了に向け事業を推進してまいります。

次に、ポケットパークにつきましては、奥州街道に面し中心市街地のほぼ中央に位置している東邦銀行矢吹支店の跡地であり、震災からの復旧、復興を広くアピールする上で立地条件もよく、中心市街地再生のシンボルとなる公共施設の用地として活用することが最も望ましいと考えておりました。こうした考えから、平日には買い物客や近隣住民の憩いの場として、また、休日にはやぶき軽トラ市や商工会主催の祭り、地元1区や2区自治会主催の例大祭等、各種イベントのメイン会場として利用できる多目的広場を中心としたポケットパークを整備することといたしました。

総事業費は約1億4,800万円を予定しており、本年9月末の工事完成を目指し事業を推進しております。こ

れまで商工会等、各団体から要望書を、また光南高校や議会の皆様から提案をいただき、それらをもとに基本設計を策定し、この間2回の住民説明会を開催し、おおむねご理解をいただいたところであります。現在は、実施設計の修正、再検討を重ね、工事発注に向けた最終準備を進めているところであります。

今後の工事スケジュールにつきましては、1期工事として6月中に土木工事を着手する予定であり、順次、ステージ等の建築工事を発注し、あわせて福島県森林環境交付金を活用した木堀工事等も発注する予定であります。当該敷地と西側の町道中町2号線を接続する敷地については、現在、用地交渉を進めており、合意が得られた段階で2期工事として計画しており、年度内完成を目指し事業を推進してまいります。

次に、矢吹神社周辺を中心とした公園整備につきましては、歴史的に貴重な矢吹神社と緑を保全するとともに、参道沿いに公園を整備することで、来園者が矢吹の歴史、魅力を感じてもらえる場所、また、防災倉庫や貯水槽等の防災機能を加えることで、災害時の一時的な避難場所として矢吹駅周辺地区都市再生整備計画に位置づけておりますが、優先順位等を考慮し、現時点では詳細な現地調査や測量、用地交渉等の具体的な作業には着手していません。

次に、道の駅推進事業につきましては、昨年度、道の駅やぶき地域協議会において（仮称）道の駅やぶき実施計画、地域商社設立方針並びに特産品等のブランディング・マーケティング戦略を策定したところであります。

今後の事業スケジュールであります。平成29年度は現地測量に着手し、ソフト事業としてはイベントを主体にした仮設実験店舗の運営や商品開発等を行う予定となっております。また、平成30年度には建築、土木の実実施設計並びに用地の確保、農地転用手続等を進め、平成31年度から平成32年度には造成、建築工事に着手し、平成33年度の開設を目指してまいりたいと考えております。しかしながら、今後、財政負担を抑制する観点からさまざまな有利な補助事業調査をすることになっておりますが、補助事業等の採択の状況によっては、事業スケジュールが多少前後することも検討しているところであります。

なお、道の駅推進事業につきましては、本年2月に道の駅整備に向けたキックオフシンポジウムを開催し、道の駅の概要やパネルディスカッション、試食会等を行い広く周知を行っておりますので、引き続き説明会や情報誌等を通して十分に周知を図ってまいりたいと考えております。

これまで説明申し上げました矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトとして、今後も計画的かつ効果的な事業の推進に努め、町民の皆様にご愛され親しまれる施設となるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、直接請求運動による事業の見直し等の可能性についてのおただしであります。議員ご承知のとおり、直接請求制度につきましては、地方自治法第74条第1項において、「普通地方公共団体の議会の議員及び町の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる」と規定されており、間接民主主義を基本とする地方自治行政において、住民の意思を自主的に表示する手段として直接民主制の代表的なものであり、住民の正当な権利であると認識しております。

今般、地方自治法施行令第91条の規定に基づき、4月19日付で代表者より、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業の再検討を行うことへの賛否を問う住民投票条例制定請求書代表者証明書交付申請

があり、町選挙管理委員会の確認を経て今回の請求の趣旨、代表者の決定について告示したところであります。その後、1カ月の署名収集期間を経て5月26日に町選挙管理委員会へ署名簿の提出がなされました。現在、町選挙管理委員会において署名簿の審査を行っているところであり、町に対する正式な条例制定請求書の提出は、選挙管理委員会における署名簿の審査、有効署名の確定、署名簿の縦覧が終了した後に行われるもので、正式な請求のない現段階において、私から発言すべきことはございません。

なお、地方自治法第74条第3項の規定により、「普通地方公共団体の長は、条例制定の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を附けて議会に付議すること」とされておりますので、条例制定請求書の提出がなされ臨時議会を招集させていただくこととなった場合には、改めて私の意見を述べさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在の中央公民館、図書館施設の利用計画についてのおたがしであります。町の公共施設は、人口減少等により歳入の減少が予想される中、道路、橋梁、上下水道などのインフラも含めた公共施設の老朽化に伴う維持管理、更新費用が今後膨大なものとなり、現在の全ての公共施設を維持していくことが困難な状況になると想定しております。また、労働人口の減少、高齢者の増加などにより公共施設に求められるニーズも大きく変わってきております。

これらの課題に対処していくため、公共施設等総合管理計画では、方針の一つとして施設を更新、建てかえる場合は複合化・多機能化を検討することとしており、この方針を踏まえつつ各種団体の意見を取り入れ、中央公民館及び図書館を含めた公共施設を統合し、中心市街地の活性化を図る（仮称）矢吹町複合施設基本構想を策定したところであります。

また、公共施設等総合管理計画上では、複合化後の施設の基本的な対応方針として、現在の中央公民館及び図書館は、施設総量の縮減化及び複合化のメリットの一つでありますランニングコストの低減化のため取り壊すこととしておりますが、慎重な判断が必要となります。町では、複合施設整備検討委員会において複合施設の整備、運営方針を検討するとともに、既存施設に関する内容についても協議し、町へ提言していただくこととなっておりますので、提言内容を参考として公共施設全体の規模、配置の見直し等とあわせながら検討してまいります。公共施設の複合化により、町民の皆様がこれまで利用していた場所が変わることになりますが、新たな施設では、皆様から親しみのある拠点となるよう多くの方々の意見を反映してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、複合施設の管理運営方法についてのおたがしであります。初めに、現在の中央公民館、図書館の運営状況についてご説明いたします。

まず、中央公民館については、教育委員会が運営及び維持管理等を行っておりますが、施設管理の一部については民間へ委託しております。

次に、図書館については、平成20年度から指定管理者制度により本の貸し出しや移動図書館等の運営、図書に関連する各種イベントを実施するなど、図書館全体の運営管理及び施設の維持管理を行っております。図書館は3年ごとに指定管理者の選定を実施しており、現在の団体は今年度が1年目であり、平成31年度までが今回の指定管理期間となっております。

複合施設は、異なる機能が複合化されることから、誰がどのような形態で管理運営していくのか、これまで

以上に重要な課題であります。先日、検討委員会で視察を行いました栃木県茂木町の複合施設ふみの森もてぎは直営でありましたが、茨城県筑西市の筑西市立中央図書館は指定管理による運営であるなど、それぞれの運営形態にメリット、デメリットがあると感じております。

このことから、今後、管理運営のあり方については、主要施設となる公民館と図書館を所管する教育委員会と関係各課を中心に協議を深めるとともに、検討委員会や各種団体と協議を重ね、基本計画の中で一定の方向性を示してまいります。その上で、基本設計、実施設計の策定作業を並行して十分に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線における開発予定企業の誘致状況及び開発計画の策定状況についてのおたただしであります、本町は須賀川市と白河市のほぼ中央に位置し、また、国道4号や高速道路インターチェンジ、複数の主要県道など交通体系に恵まれており、近隣の泉崎村、中島村、旧大信村等からの集客を見込める立地であることから、今までも大型商業施設の出店を希望する企業等の相談を幾つか受けてきた経過があります。

その中で、平成14年、新町地区へ大型商業施設等を出店計画する企業があり、企業から地権者へ説明会等が行われましたが平成20年に計画が断念されました。その後、平成23年に2つの企業による複合大型商業施設の出店計画の提出がありましたが、2店同時での出店計画では一体的な開発とみなされ、店舗面積が6,000平方メートルを超えることから県の商業まちづくり推進条例に抵触すると判断されたため、協議当初は計画が認められておりませんでした。しかし、企業、町、県で協議を重ね、平成27年の協議によって、2店舗の出店予定地の間を道路で区切ることによって一体的な開発ではないことを確認できれば、それぞれの店舗面積が6,000平方メートルを超えず、県の商業まちづくり推進条例には抵触しないため出店計画が認められる運びとなりました。その時点の計画では進出決定から開業までの期間を約1年半と見込んでおり、町道整備についても開業予定の平成29年3月までの完成が必要となりました。

しかしながら、東日本大震災の影響等により人件費や資材費の高騰による建設単価の上昇が見られ、採算性の問題から前段の計画は実現されませんでした。現在も大型店出店について企業の相談を受けており、いずれも新町西線の整備が前提条件とされていることから、早期実現のために町道整備は必要不可欠であると考えております。

町といたしましては、大型商業施設の進出により、町民の利便性の向上及び雇用機会の拡大等、町の発展に大きく寄与すると考えており、今後も企業誘致に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町道新町西線の緊急性、必要性の検討及び道路整備計画の見直しについてのおたただしであります、初めに、新町西線道路整備に至るこれまでの経過についてご説明いたします。

新町地区は、矢吹町の用途地域南端の第2種住居地域内に位置し、国道4号やJR東北本線をオーバーパスにより横断する主要地方道棚倉・矢吹線に隣接した交通環境に恵まれた立地条件にあること、さらに、将来の人口増加や産業立地需要に対応した安全で快適な都市環境を有した市街地の形成を期待し、平成7年度に矢吹町が事業主体となり、新町地区土地区画整理事業の計画地区として調査に着手いたしました。平成9年度には新町地区周辺開発推進委員会が設立され、事業化に向け計画が進められてまいりましたが、町の財政状況などにより平成11年度に事業を断念したところであります。

民間開発の動きが活発な本エリアにおきましては、平成18年には、民間企業により都市計画法の規定に基づ

き敷地造成、道路整備を含む店舗建設の開発行為の手続が進められておりましたが、開発者の事情により断念されております。その後、平成24年5月17日に、議会に対して新町地区地権者会から提出があった新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が採択され、平成26年3月議会での承認により、平成26年度から平成30年度を事業期間とし、町が事業主体となり新町西線道路整備を進めることが決定されました。

本路線は、主要地方道棚倉・矢吹線と2級町道新町・弥栄線を結ぶ路線で、全体延長約360メートル、車道2車線に片側歩道を有し、側溝、路肩を含めた全幅9.5メートルの道路であります。

平成28年度までの事業経過であります。平成26年度に全体測量設計を実施、平成27年度には道路用地の買収を終え、平成28年度から一部工事に着手しております。総事業費は約1億2,600万円であり、財源は国の社会資本整備総合交付金事業により55%の補助を受けて事業を進めております。

本路線は地元地権者会からの陳情による事業採択であり、立地的に国道4号からアクセスがしやすく、道路整備を含むインフラ整備による投資効果は、大型店舗の進出や宅地開発の見込みだけにとどまらず、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、また企業誘致の政策的道路として特に整備効果が高いと判断し、事業に着手した路線であります。このことから、本路線整備の見直しの検討はしておりませんが、近年、社会資本整備総合交付金の内示率が低く配分される交付金も少ないため、完成予定についても遅延が想定されるものの、整備効果が高いと判断する本路線につきましては、早期供用開始に向け継続した道路改良工事が進められるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線の乱開発、虫食い開発等の規制についてのおたただしであります。議員ご承知のとおり、町内には都市計画法に基づいた用途地域が指定されており、当該エリアは主に第2種住居地域に指定されております。この用途地域での小規模開発に対する規制はございませんが、床面積が1万平方メートルまでの店舗等が建築可能であることなど、国道4号や主要地方道棚倉・矢吹線が接する当該エリアは、大規模小売店舗や大手開発業者に大変魅力的な場所であると確信しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、企業誘致を目的とした道路整備を行ったとしても、沿道地権者と小規模開発業者との合意により虫が食ったような開発が行われることが想定されます。そのため、町では一定規模以上の面的開発が可能な事業者の参入を促進できるような誘導をしてみたいと考えております。

繰り返しになりますが、町といたしましては、民間事業者等による小規模開発が行われる前に一定規模以上の面的開発が行われ、さらには西側開発が促進されるよう、これまで以上に当該エリアの魅力アピールしていくとともに、早期に道路整備も含めたインフラ整備の促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、宿泊施設及びサウナの整備を予定している矢吹町健康センターのあゆり温泉と温水プールの運営状況及び将来展望についてのおたただしであります。矢吹町健康センターは町民の健康増進、教養の向上及び老人の福祉向上を図るために設置された施設で、老人福祉センターが昭和58年4月、あゆり温泉が平成3年6月、屋内ゲートボール場が平成4年1月、温水プールが平成5年10月に供用開始され、平成29年5月までの累計入館者数につきましては、あゆり温泉が341万6,538人、温水プールが184万9,538人となっており、多くの町民に利用されております。

初めに、平成27、28年度のあゆり温泉、温水プールの事業目標と達成割合、今回予定している宿泊施設の整

備後の事業計画・収支計画についてのおただしであります。矢吹町健康センター開所当初は町職員等による直営で運営していましたが、民間の優れた技術力や経営ノウハウを幅広く活用し、コストの削減と住民サービスの向上を図ることを目的として平成18年度より指定管理者制度を導入しております。

年間入館者数の目標と実績であります。平成27年度におけるあゆり温泉の目標は14万人で実績は10万9,996人、温水プールの目標は8万人で実績は7万2,838人、平成28年度におけるあゆり温泉の目標は12万人で実績は10万8,309人、温水プールの目標は7万5,000人で実績は7万3,548人となっております。

東日本大震災による施設の損壊等により、改修までの一定期間休館となった平成23年度の入館者数については、あゆり温泉では約4.3万人、温水プールでは約6.4万人でした。

平成27、28年度は、震災以前である平成21年度の入館者数のあゆり温泉12万7,532人、温水プール8万1,163人には至っておりませんが、指定管理者によるサービスの充実や各種イベントの開催等の経営努力によりまして増加傾向となっております。

また、本定例会に予算案を上程いたしましたあゆり温泉の宿泊施設改築及びサウナの増築についてですが、本事業は、地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設の整備を対象とした地方創生拠点整備交付金を活用した事業であり、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である「矢吹町への交流・流入人口を増やす」の達成に向け実施するものであります。

具体的に申しますと、現在のあゆり温泉は健康増進を目的とした老人福祉施設であり、そこに宿泊施設を併設することでお試し移住機能を付加し、本町への移住定住を考えている方、首都圏在住の田舎暮らしに興味のある方などを対象としてお試し移住の場を提供したいと考えております。

施設整備後の事業計画としましては、町内のNPO法人や農業、商業関係者等と連携し、きめ細やかな現地案内や、移住を考えている方に寄り添った相談対応に努め、本町への移住定住者数増加を図ります。また、お試し移住体験としてあゆり温泉に宿泊する場合は、素泊まりとなりますが無償で提供したいと考えております。

なお、通称美人の湯と呼ばれるほど泉質が優れているあゆり温泉を利用したサウナを増築し、血行促進、デトックス効果等による健康増進、さらにはリラクゼーション効果についてもPRすることで、あゆり温泉の認知度を高めて利用者をふやし、年間入館者数の目標達成及び移住定住者の増加を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、指定管理料の算定方法についてのおただしであります。指定管理業務としては、健康センターの施設の維持管理に関する業務、健康センターの使用の許可に関する業務、健康センターの使用に係る料金の徴収に関する業務となっております。

指定管理料の積算としては、電気代、燃料代等の需用費、保険等の役務費、ボイラー等設備の保守委託料、人件費等の支出経費から、あゆり温泉の入館料、施設使用料、自動販売機やタオルの売り上げによる収入、温水プールの入館料、屋内ゲートボール場の使用料、温泉スタンドの売り上げ等の収入を差し引いた額を指定管理料として町より支出しております。

決算状況につきましては、平成27年度においては、施設使用料や指定管理料による収入が8,235万3,311円、賃金、需用費、委託料等の支出が9,088万2,780円で852万9,469円の支出超過となっております。平成28年度においては、収入の合計が8,185万463円、支出の合計が8,370万3,864円で185万3,401円の支出超過となっております。

ます。

近年、来館者のサービス向上を図るため人件費等の支出が増加傾向にありましたが、消耗品や燃料費、光熱水費の削減、委託業務の見直し等によって支出額は大幅に改善されており、現在は安定した経営がなされておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、あゆり温泉の将来展望についてのおただしであります。あゆり温泉の運営手法につきましては、現行の指定管理者制度のほか民営化などさまざまな運営手法が考えられますが、さきに申し上げましたように健康センターの設置目的は町民の健康増進、教養の向上及び老人の福祉向上であることから、町が責任者として運営に携わらなければならないと考えております。

また、指定管理者制度導入当初から良質なサービスの提供や安定した運営がなされていることから、引き続き指定管理者制度による運営が町民の皆様にとって最善と認識しております。

いずれにしても、従来の老人福祉施設の役割を保ちながら町外からの移住定住促進機能を付加することで、本町の地方創生の実現に資する施設として整備を行い、多くの町民の健康増進や老人福祉の向上を図りつつ町民の憩いの場として管理を行い、さらには移住定住による人口増加と矢吹創生の起爆剤として健康センターを運用してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 懇切丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、複合施設についてお尋ねをいたしますが、複合施設関係、公民館、図書館等ございますが、町民や利用者の要望等が取り入れられているのか、どのような要望等が出されているのか、そしてまた、今後も要望することは可能なのかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 三村議員、一問一答なので一問ずつお願いいたします。

再度お願いします。

○2番（三村正一君） 利用者のどのような要望があるのかを、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

どのような要望がされているのかということでございますが、それぞれの所管の団体からのさまざまな要望をいただいております。それをもとに、現在検討委員会でも議論しております。後に、その議論の経過も踏まえて、今回の全員協議会の場で資料をお示ししたいと思います。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 複合施設、非常に高価な建物でございますが、16億円というような事業予算になってお

りますが、これは町民の皆様のニーズに合ったものをいかに安くつくるか、建築コンクールに出すような特注品仕様のグレードよりも、後々のメンテナンス等を考えると一般品でコストダウンを図るべきと思いますが、この点についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

複合施設、今の段階で概算経費として16億円という数字をはじき出させていただいております。先ほどの答弁にもありましたように、この後の町の財政状況を考えながらいかに縮減を図っていくかというのは大きなテーマになっておりますので、三村議員のおただしのとおり、そうしたことに細心の注意を払いながら今後、協議を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 現在の時点で、今度は建物じゃなくてランニングコストについてお尋ねいたしますが、どのような金額をランニングコストとして持っているのかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ランニングコストの件でございますが、非常に重要な観点だと認識しております。現在、基本計画の中でさまざまな手法についての検討を行っております。例えば、太陽光であったり、地中熱の活用であったり、そういったものも現在検討しているところでございます。最終的に基本計画がまとまる段階で、そちらのランニングコストについてもお示しをしていきたいというふうに考えております。現在検討中でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） これは前の同僚議員からも質問あったんですが、これだけ多くの予算を使うビッグな事業であるにもかかわらず、どんなものができるのか明示されていない。町民を代表する議会に対して、もっと情報公開と説明する責任があると思料いたしますが、その点についてお考えをお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

大型プロジェクトということで大型の予算がかかります。この点について、議員の皆様の方から説明不足、

中身がよくわからないということについては、私たちも十分に反省をしなければならないことだと思います。今後、午前中の議員さんにも話しましたように、十分に議会、住民の方に説明を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） それでは、矢吹駅周辺地区の再生整備事業の関係で、矢吹公園の事業でございますが、最初に示された予算が2億4,200万円となっております。東邦銀行跡地に2,248平米の複合施設建設の計画があった、東邦銀行矢吹支店のあった際に、緑の保全と災害時の町民の避難場所とする事業ということで計画があったわけでございますが、JA東西しらかわ矢吹中央支店の跡地に複合施設が建設されることになりました。東邦銀行跡地にポケットパークがつくられることになったということで、その中には防災シェアとかという、防災があったときにそこに避難場所の建物等もできるというような形に計画されておるところでございます。

そういった中で、矢吹公園で考えておられます防災倉庫、耐震性の貯水槽等を、これらについてはこのポケットパークに設置することで、この矢吹公園の事業は見直すべきじゃないかというふうに私は考えておるわけでございますが、その点についてお考えをいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

矢吹公園の見直し、ポケットパークに防災シェア、さらには貯水タンク等々について整備することで矢吹公園についての整備については見直すべきだというおただしでございますが、ポケットパークについては三村議員もご承知のとおり、既に事業が前に進んでおります。したがって、現時点でその計画を見直して、そこに貯水タンクや防災関係の施設をつくることについては今後も考えるということとはございません。

なお、矢吹公園については先ほども答弁させていただきました。中身についてはまだはっきりと決まったものではございません。土地整備計画の再生整備計画事業の中で矢吹公園という事業を計画させていただきましたが、先ほどの答弁のとおり、まだ詳細は何も決まっておられませんので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） やはり、この計画なくして実行なしということで、計画は議会に承認されて初めて計画が実行が進むのかなと私は考えております。そういった面から言いますと、この矢吹公園の問題については、改めて、東西しらかわ矢吹中央支店の用地を買ったときに、この利用の必要性についてもあわせて議会に諮るべきじゃないのかなというふうに考えておりますが、そのことについての今後の考えをお尋ねいたします。議会に諮る考えがあるのかなのか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

矢吹公園について議会の議決を得ていないのではないかというようなそういうおたがしでございますが、これについては第6次まちづくり総合計画、そして復興計画の中できちっと位置づけをされており、矢吹公園についても都市再生整備計画事業の中にきちっと位置づけをし、議会の承認を得ている内容でございます。

なお、矢吹公園を今後どうするかということについては、もちろん議会の皆様にお諮りをし、予算を計上する際にはまた議会のほうに予算として計上するというそういう手続を踏まえた中で事業を実施するというルールになっていることについてご理解をいただきたいと思います。

以上で、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 西道路、新町西線の道路の整備の関係でお尋ねをいたします。

それで、30年度までに工事を進めて大規模な企業で開発をしていくんだというような、過去の経過はありますけれども、これから先のことについてはそのような話の回答をいただきましたが、内容につきましては、やはり私が危惧している乱開発、虫食い開発のほか、親戚の人に土地を売るとか何かという形で道路の沿道の地権者だけが利益を得て中が開発されない。私はあの道路1本では足りないと思っています。やっぱり縦横に入る道路がないと開発というのはできないんじゃないのかなというふうに思っていますが、それで、もし警察との協議である道路、どのような利用形態が調ったのかをお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

[都市整備課長 福田和也君登壇]

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2番、三村議員の再質問にお答えをいたします。

警察協議の際の新町西線のルート、位置づけでございますが、あのエリアにつきましては、過去から、平成7年、8年当時から以降、さまざまな開発計画がございました。その中で、あのエリアは国道4号と新町8号線という小学校の前の通りが東西にございます。棚倉・矢吹線が北側にありまして、平成26年度に新町・弥栄線が開通いたしました。そういった囲まれたエリアの中で、今回の新町西線のルートでございますが、国道4号と新町8号線のほぼ中間の位置に入っております。そういった路線を整備することであのエリア全体の土地の付加価値が上がるという判断のもとで、最終的には県、あとは警察署の協議の中であの位置につきましては決定しております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 私、利用の形態、あの道路どうやって進入路、一方通行じゃないのかなという確認をしているんですが、棚倉のほうから来てあゆり大橋を渡って戻ってきたときに、左折はできるけれども、

そこからの出入りはできないんじゃないかと、交差点の近くで危険で。そんな道路になっているんじゃないかなということの確認をしたかったんですが、その辺のことのお答えをいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

道路の進入形態でございますが、棚倉・矢吹線からは大橋を越して4号線に向かつての左折は可能であります。ですが、4号線から大橋に向かつて東側に入ってきた場合の右折はできないような構造になっております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質疑ございますか。

2番。

○2番（三村正一君） 要するに、棚倉のほうから入ることはできるけれども、そのほかの出たり入ったりはできないというような道路の取りつけぐあいだというふうに認識をいたしました。

それで、やっぱり北浦に今ある道路、お寺の裏の道路なんだけれども、何号線になるかわからないんですが、あの道路との取りつけぐあいをやらないと、郡山方面に出る人が大橋のほうへ右へ戻って出なきゃならないというようなことになるとすれば、その連絡道が必要じゃないのかなというふうに思われますので、それは後からご検討いただきたいと思います。持ち時間も少なくなってきましたんで。

次に、このことについては開発予定者の決定後に整備を図ること、そして不要不急と思われる直接受益者のいない新町西線の道路整備より、その予算で今要望のある、陳情のある60路線と言われる町道整備を進めてほしいというのが町民の皆様の思いでありますので、新町西線の道路整備を一時休止できないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

新町西線の道路の整備よりも、今滞っている町道の整備を優先すべきだというようなおたがしでございますが、この新町西線の重要性については、先ほどの答弁でも重要性については十分に説明をさせていただきました。

なお、今各地区で要望が挙がっている町道の整備についても、計画的に予算配分の中で整備を進めているということについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。決してやらないということではございません。バランスよく、それぞれの要望に沿った形で、また町の将来を考えて、緊急性、優先度合い、そうした重要性も含めて考えながら道路の整備については努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） あゆり温泉のほうについてお尋ねをしたいと思います。

ここ2年間、業績が27年度850万、28年度185万と赤字が続いているということで、その原因の把握と対策はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 2番、三村議員の質問にお答えをさせていただきます。

赤字の対策というようなことでございます。主に人件費等々の増大による赤字というふうなことであります。当課のほうで試算した歳入関係につきましては、ほぼ同じような形なんですけど、人件費が増大しているというふうな状況でございます。そちらにつきましては、少しでも利用者の増大を図りたい、そういったことで指定管理者の側で対応していただいているというふうな状況でございます。

○議長（熊田 宏君） 残り3分余りです。

質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） あゆり温泉にサウナ設置の要望あるということは、前々から私も承知しておったわけなんですけど、宿泊施設の事業計画、これは今回補正予算に上げられたんですけども、これはいつの時点でのどのような審議がなされて決定されたのかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

この事業につきましては、あゆり温泉の利用客の増加というものを目指しているものでございますけれども、その前段に、先ほど町長から答弁ありましたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで平成27年度に策定させていただきました。これに基づきまして町全体の人口減少の抑止を目指しているものでございます。今回の財源につきましても地方創生関係の財源でありまして、サウナ施設だけでは採択にならない見込みでありましたので、移住定住という面からの施設整備ということで、お試し宿泊とサウナのセットということで国からの採択を受けたものということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 6月議会が開催されてもこの計画の内容とか説明の資料がないんですよ。補正予算の項目と金額のみが説明されたということで、これについては議会を軽視と受け取られかねないのではないのかなと私は感じております。今後は、議会開催通知と同時の議案資料の提出ということをお願いいたしておきたいと思っております。

宿泊施設については、やはり本当に需要調査をして減額なされたのかということは、需要調査なされていないということの認識でよろしいかお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

残り1分です。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の地方創生絡みの拠点整備型の交付金事業、これらについては非常に難しい補助金の中身でございました。スポット的にそうした事業が出てくる、それについて緊急に対応しなければならない。そういう今、国と市町村の補助金のやりとりになっているということがネックにまずはあることをご理解いただきたいと思えます。

したがって、サウナについては、以前から住民の要望に基づいてこれを最重点として整備をしなくちゃいけない、これをするためには国はこれだけでは、施設の改修だけでは補助金という形で有利な資金が得られない、そのために先ほど課長から話ありましたように、平成27年度策定した創生総合戦略というような中身に基づいて、皆さんに具体的な宿泊施設ということで十分な説明をしておかなかったことはおわび申し上げますが、そういう事情があったことについてもご理解をいただきたいと思えます。この後、そうした説明も含めて議員、さらには住民の皆様にも十分説明を尽くしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 決められた時間になりましたので、以上で2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

再開は議場の時計で午後2時11分、14時11分をお願いします。

（午後 2時01分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 2時11分）

◇ 加藤宏樹君

○議長（熊田 宏君） 通告4番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） 議場の皆さん、こんにちは。

それから、傍聴にご参集の皆様、まことにありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、新町西線道路についてでございます。

この道路建設に至った経緯について、最初、24年5月だったと思えますが、地権者からの陳情がありまして、

そこから近年、工事着手という経緯をたどっておりますが、その間いろんなプロセスがあったと思うんですが、どのようなプロセスで行われてきたか時系列でお伺いをいたします。

次に、この道路の基本構想、基本設計、実施設計等、数々あったと思うんですが、議会で具体的に図面等を示されて説明を受けた記憶がございません。この道路の全体の事業計画、総事業費、また財源内訳等はどのようなものであるかをお伺いいたします。

次に、新町西線道路の改良工事というものが入札が2回ほど行われたと思いますが、新道なのに改良工事という意味がちょっと理解できなかったのもので、その辺お伺いします。それと、事故繰越になった事業区間の延長に伴い不測の日数を要しと事故繰越の理由として上がっているんですが、何がどのように変更になったのかをお伺いいたします。

2番として、町の行財政についてお伺いをいたします。

新聞の折り込みチラシというんですかね、「みんなの矢吹」という後援会会報が折り込みチラシとして入りました。これによりますと、町の実質公債費比率は、平成35年まで13%以内で推移するというふうに書いてございました。昨年12月に町の財政シミュレーションをいただきました。そちらで見ますと、平成35年度において道の駅と複合施設、矢吹駅周辺土地整備事業が同時になされると約37億近くかかるということで16.7という数字が示されておりましたが、この差異はどのような理由かをお伺いいたします。

さらに、13%以内で推移するということである、町の目標も13%を目指すというふうになっておりますが、今後の新規事業、また、公共施設の維持管理費用等、さらには旧総合運動公園の基本構想も示されましたが、どのように取り組んでいってこの実質公債費率13%を目指すのかをお伺いいたします。

次に、平成28年度の繰越明許費についてでございますが、約6億円のうち約3億9,000万ほど繰越明許費となったわけでございますが、主な理由をお伺いいたします。特に矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、公園整備事業、町営住宅管理運営事業、公共下水道整備事業等について詳しくお伺いいたします。

3番目に、現在、農業委員会への県から町への権限移譲というものが全国で盛んになされております。近隣市町村等では、既に権限移譲を受けた東白川郡の町村、また、白河市等がありますが、矢吹町、当町においてはどのような対応を考えているのか、町の考えをお伺いいたします。

以上、答弁方よろしくお願ひいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、4番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、新町西線道路における地権者の陳情から工事着手までの経過についてのおただしであります。三村議員への答弁と一部重複いたしますが、新町西線道路の整備に至った経緯につきましては、平成24年5月17日に議会に対して新町地区地権者会から提出があった新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が採択され、平成26年3月議会での承認により、平成26年度から平成30年度を事業期間とし、町が事業主体となり整備を進めております。

工事着手までの経過であります。平成25年度に社会資本整備総合交付金を要望し、平成25年3月議会にお

いて事業の承認を受け、平成26年度に新町西線全体の測量設計業務に着手いたしました。平成26年度から平成27年度にかけて、主要地方道棚倉・矢吹線の取りつけ位置について、白河警察署、県南建設事務所と協議を重ね、さらに、地権者への事業説明や現地での立ち会い調査を行い、了承を得た後、道路の位置を決定したところであります。平成27年度より、道路用地に必要な土地について地権者と交渉を重ね、用地の買収を行い、平成28年度は、主要地方道棚倉・矢吹線の取りつけ部の舗装工事を完了し、道路本線についても一部改良工事に着手しており、平成30年度の完成に向け事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線道路の基本構想等についてのおただしであります。一般的な道路計画につきましては、現地調査、計画延長、計画幅員で、ある程度の精度の高い事業費が算定され、また、道路設計は基準書となる道路構造令により設計が定められており、大規模な事業以外については基本構想、基本計画の策定は行わず、現地測量後、実施設計に着手しております。

新町西線の議会への説明経過につきましては、平成26年3月定例議会において、平成26年度当初予算に計上し、詳細については予算委員会で事業の概要説明等を行っております。

また、町ホームページにおいても課の運営方針と目標において路線ごとの整備計画延長等について公表しております。

次に、新町西線全体の事業計画、総事業費、財源内訳についてであります。三村議員への答弁と一部重複いたしますが、本路線は、矢吹町の用途地域南端の第2種住居地域内に位置し、主要地方道棚倉・矢吹線と2級町道新町・弥栄線を結ぶ路線であり、全体延長約360メートル、車道2車線の幅員5.5メートルに片側歩道2メートルを有し、側溝、路肩を含めた全幅9.5メートルの道路計画であります。事業期間は平成26年度から平成30年度を予定しております。

平成28年度までの事業経過であります。平成26年度に全体測量設計を実施、平成27年度には道路用地買収を終え、平成28年度から一部工事に着手しております。

総事業費は約1億2,600万円を予定しており、財源につきましては国の社会資本整備総合交付金事業により補助率55%の交付金を受けて事業を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

一部訂正させていただきたいと思っております。

さきに説明しました新町西線の議会への説明経過につきましてはのところでございますが、平成26年3月定例議会においてと今、答弁をしましたが、平成25年3月の誤りでございますので訂正をお願いし、おわびを申し上げます。

次に、改良工事の意味及び事故繰越の理由についてのおただしであります。道路の拡幅、用地買収を伴う道路整備につきましては、既存道路を拡幅する整備手法とバイパス等、新たに道路を新設する整備手法があります。一般的な道路整備においては、計画する道路の規格ごとに設計基準による道路強度確保のため、道路の路床や路盤について、既存地盤の改良が必要となります。このため、矢吹町においては既存道路の拡幅や新設を問わず工事名称を改良工事に統一しており、いずれも設計基準に基づく道路設計、工事管理を行っておりますのでご理解願います。

次に、事故繰越の理由につきましては、事業区間の延長に伴い、工事請負費で不足した予算を物件移転補償費から組み替えるため、福島県道路担当課と協議を進めてまいりましたが、協議・調整に不測の日数を要した

ため、工事発注がおくれ、標準的な工事期間を確保することが困難となったことが理由であります。

議員おただしの新町西線につきましては、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、また、企業誘致誘導の政策的道路として、特に整備効果が高いと判断し、早期供用開始に向け、今後も継続して道路整備を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、実質公債費比率の平成35年度の予測に関する会報誌「みんなの矢吹」と町の財政シミュレーションの差異についてのおただしであります。まず、会報誌「みんなの矢吹」は、野崎吉郎後援会が主体となり発行されております。会報誌の中では、「健全化判断比率が大きく上昇（悪化）することはなく、基準内を推移していく」、また、「13%以内を堅持していく」との明記がありますが、これらの内容については、後援会として期待を込めた内容と思われるものが含まれたものであり、町が平成28年度に作成した財政シミュレーションでは、13%以内とする指標は算出しておりません。

財政シミュレーションは、実質公債費比率と将来負担比率について、平成35年度までの期間における想定指標を算出したものであり、今後大きな事業費が見込まれる矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業について、総事業費や施工年次の調整による複数の算出条件を設定しております。また、事業費の圧縮や平準化、基金の積み立て等を前提とした詳細な事業の検証を目的の一つとしていることから、より効果的な比較検証の資料として、全6パターンのシミュレーションを作成したものであります。議員おただしの16.7%という実質公債費比率の予測は、作成した全6パターンのうちの一つであり、全6パターンのうち一番低い推移想定としたものでは13.4%と算出しております。

今後も、第6次矢吹町まちづくり総合計画で目標に掲げている実質公債費比率13.0%の達成に向け、財政シミュレーション等の活用による事業検証等を行いながら、さらなる財政規律の確立を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の新規事業等への取り組み方についてのおただしであります。財政シミュレーションにつきましては、今後も新規事業等の事業計画の進捗に基づき、事業費や事業年次、補助金の財源措置等、算出条件を精査してまいります。

議員おただしの旧総合運動公園用地利活用計画については、現在、基本構想の段階であり、今後、事業計画や事業年次等、内容が具体化した段階において財政シミュレーションに反映し、より精度の高い事業の検証等を図ってまいります。また、公共施設等の老朽化や維持管理費等の対策としましては、矢吹町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正配置や管理運営の効率化、トータルコストの縮減等に取り組んでまいります。

さらには、国・県等からの補助金や有利な財源措置等の確保を図るとともに、減債基金の活用による計画的な繰上償還の実施や特定目的基金の活用等、さまざまな方策を検証し、より効果的な方法により住民ニーズに対応した行政サービスの維持、適正かつ安定的な行政運営の継続を図ってまいります。

今後も、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、効率的かつ効果的な行政運営、財政規律の確率を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、平成28年度繰越明許費についてのおただしであります。繰越明許費は地方自治法第213条において定められており、あらかじめ年度内に事業が完了しないと見込まれるものについては、予算の定めるところにより設定し、議会の議決を経て、翌年度に繰り越して事業を実施することができるとされております。平成28

年度においては、繰越明許費の設定及び追加等について、さきの議会において一般会計で総額5億843万2,000円、公共下水道事業特別会計で1億47万円の議決を経ているものであります。

また、地方自治法施行令第146条の2においては、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないとされておりまして、

本定例会においては、前年度までに繰越明許費の設定をした金額の範囲内において、実際に繰り越した金額及び財源等を報告するものであり、事業の進捗により、前年度中に一部執行されたものや事業完了したものについては設定額を下回る金額にて繰り越しとなるものであります。

議員おただしの事業ごとの繰越理由についてであります。初めに、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業につきましては、当初設定額2億9,697万9,000円に対し1億6,585万円の繰り越しを行っております。

事業内訳については、複合施設基本設計が2,670万円、ポケットパーク工事費が7,340万円、複合施設関連道路工事費が4,500万円、それに伴う用地買収費が400万円、また、複合施設駐車場物件補償費及びポケットパーク整備に伴い支障となる電柱の移設費として1,675万円を繰り越しております。

繰り越しとなった理由であります。複合施設については、基本設計発注に先立ち、基本計画を（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会で町民の皆さんの意見も聞き取りながら十分に調査検討し策定することが建設を進める上で大変重要な部分であると考え、当初の予定より多くの時間を要したことから、基本設計の発注について繰り越しをさせていただきました。今後、基本計画が完成した後、基本設計を速やかに発注できるよう準備を進めてまいります。

次に、複合施設関連の道路事業に関しましては、地権者との用地交渉に想定外の時間を要しており、年度内の契約ができなかったため繰り越しをさせていただきました。こちらにつきましても、同意が得られた後、速やかに契約の手続きができるよう準備してまいります。

ポケットパーク整備事業につきましては、基本設計について本年3月1日に開催した住民説明会で、おおむねご理解をいただき、速やかに実施設計に着手いたしました。しかし、詳細設計の部分で検討を深めたこと、見積もり徴取等に想定外の時間を要したことなどにより、工事発注に若干のおくれが生じておりますが、ポケットパークの予算については、平成28年度の国の補正予算に伴う事業であり、繰り越しを想定しての事業計画であります。現在、6月中に土木工事の入札及び請負契約を行うことで準備を進めており、順次、建築工事を発注する予定であります。

なお、複合施設駐車場物件補償費については、4月27日付で物件補償契約を締結し、既に引き渡しを受け、支払いを完了しております。

繰越額1億6,585万円の財源内訳につきましては、国からの社会資本整備総合交付金5,381万8,000円、起債7,380万円、復興基金3,800万円であり、一般財源については23万2,000円となっております。

次に、公園整備事業につきましては、当初設定額3,875万円に対し1,436万6,000円の繰り越しを行っております。

事業内訳については、大池公園園路更新工事費であり、繰り越しとなった理由については、今回の工事が今ある園路の舗装を敷き直すものではなく、車椅子や障害のある方、また高齢者、子供、全ての公園利用者がす

れ違いや段差などに気を使わず安心して公園を利用していただくための更新であり、経路の変更や幅員、舗装構成などについて設計協議に時間を要したため、工事の適正時期に発注できなかったことが繰り越しの理由であります。

本事業の工事期間中は、安全管理上、園路の立ち入り禁止措置を図る必要があるため、公園利用者の利用状況を踏まえ、利用者の減少する閑散期、秋以降の工事として9月以降に工事に着手する予定であります。

繰越額1,436万6,000円の財源内訳につきましては、国からの社会資本整備総合交付金718万3,000円、起債640万円であり、一般財源については78万3,000円となっております。

次に、町営住宅管理運営事業につきましては、請負金額である当初設定額1,060万円からの前払い金を除いた650万円の繰り越しを行っております。

事業内訳については、大池住宅5号棟の建物の長寿命化を図る事業であり、外壁全面の補修と再塗装をする工事であります。

繰り越しとなった理由につきましては、昨年10月に県から各市町村に対し、防災安全社会資本整備総合交付金事業の追加要望調査があり、当該事業が有益な事業であったことから、10月に交付申請を行い、平成28年12月議会定例会において予算の可決を受け、実施設計後、本年3月に工事着手をいたしました。当初より標準的な工事期間の確保が困難となったため、繰り越しを前提とした工事発注であり、現在7月末の工事完了に向け、鋭意施行中であります。

繰越額650万円の財源内訳につきましては、国からの社会資本整備総合交付金480万円、起債150万円であり、一般財源については20万円となっております。

次に、公共下水道整備事業につきましては、当初設定額1億47万円に対して7,147万円の繰り越しを行っております。

事業内訳については、2件の工事を繰り越しており、1件目は、汚水321号本管理設工事であります。工事場所は、一本木、八幡町地内にまたぐ旧石川街道である町道松倉・大池線であり、工事延長約400メートル、請負金額7,452万円のうち前払い金を除いた4,552万円を繰り越しております。

2件目は、汚水1437号枝管理設工事であり、工事場所は新町地内の主要地方道棚倉・矢吹線で、工事延長約200メートル、請負金額1,911万6,000円を繰り越しております。

また、今後の工事変更を見越した事業費683万4,000円と合わせ、合計で7,147万円を繰り越したものであります。

繰り越しとなった理由につきましては、本事業は、地方創生推進交付金制度を活用し事業を推進しており、おおむね5カ年の事業計画を示す地域再生計画認定により進められ、例年5月から6月には交付決定を受け、事業に着手しております。しかしながら、平成28年度につきましては、平成23年度から平成27年度までの5カ年を事業期間とする前回までの地域再生計画が終了したため、平成28年度から平成32年度までの新たな計画の申請手続が必要となり、内閣府との協議調整に期間を要したことから、交付決定を9月16日で受けたことにより事業着手が大幅におくれたことが繰り越しを必要とする大きな要因の一つとなっております。

また、汚水321号本管理設工事は5,000万円以上の土木一式工事であるため、期限つき一般競争入札の対象であるとともに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を要す

るため、さきの12月議会で可決後の本契約となったことから、標準的な工事期間の確保が困難となり繰り越しに至りました。

なお、両工事ともに8月末の完成を目指し、鋭意事業を推進してまいります。

繰越額7,147万円の財源内訳につきましては、国庫補助2,872万円、県費補助41万円、地方債3,870万円、一般財源については364万円となっております。これら繰越事業につきましては、さまざまな理由により繰り越しに至っておりますが、いずれも重要な事業でありますので、今後も進捗管理の徹底と効果的な事業の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、県から町農業委員会への権限移譲についてのおただしであります。権限移譲の経過についてご説明いたしますと、国は、地方分権を推進するため、平成16年に地方自治法を改正し、市町村長からの要請によって、都道府県知事からの権限の一部を当該市町村に移譲できることとしました。

さらに、国は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律を公布し、これに伴い、福島県においては、農地法第3条による許可について、平成24年4月から全ての市町村の農業委員会へ許可権限の移譲を行ったところであります。

この農地法第3条であります。農業者または農地所有適格法人以外が農地の売買・貸借等による権利移動を行うことに対する規制であります。

また、農地法に基づく許可権限としまして、農地法第4条に基づく農地を農地以外に転用する場合の許可及び農地法第5条に基づく農地を買ったり、借りたりして転用する場合の許可があり、県内59市町村のうち、現在21市町村について許可権限が移譲されております。

この許可権限については、県では福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例により4種類に分類し、許可権限を移譲しております。この区分の内訳としましては、当該条例の第1条に基づき4ヘクタール以下の農地転用許可権限を移譲されたのは4市、第2条に基づき2ヘクタール以下の農地転用許可権限を移譲されたのは3市村、第3条に基づき30アール以下の農地転用許可権限を移譲されたのは3市町村、第4条に基づき30アール以下の農地転用のうち、農業用施設事業への転用等、一部の事業のみを許可できる権限を移譲されたのは11市町村となっております。なお、これら第1条から第4条までの許可面積等の違いは、各市町村の希望によるものであります。

次に、県南地域の状況であります。白河市が平成23年度から4ヘクタール以下の農地転用許可権限が移譲されており、今年度から東白川郡の4町村が、30アール以下の農地転用のうち一部の事業のみを許可できる権限が移譲されております。そのほかの西白河郡内の本町を含めた3町村については、現在のところ権限の移譲を受けておりません。

本町といたしましては、権限移譲による事務処理期間の短縮等による住民サービス向上がメリットとして考えられますが、一方では、案件を審査、決定する農業委員会や事務処理を行う事務局職員には、より一層の専門的知識の必要性や高度な判断が求められるとともに事務負担の増加が予想されることから、現段階では許可権限の移譲を希望しておりません。

なお、本年7月20日からの新たな制度による農業委員の構成となることから、今後、新体制となる農業委員会において十分検討していただくとともに、本町を含めた西白河郡内の4町村の農業委員会で連携し、協議す

ると伺っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） ちょっと訂正の部分がよくわからなかったんで、もう一回ちょっとお願いしていいですかね。

○議長（熊田 宏君） 説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、再び答弁をさせていただきたいと思います。

加藤議員の新町西線道路の（2）番、この道路の基本構想、基本設計云々についてのおたがででございます。

新町西線の議会の説明経過につきましては、平成26年3月定例議会において、平成26年度当初予算に計上し、詳細については、予算委員会での事業の概要説明等を行っておりますという発言をさせていただきました。それで、事務局の指摘により、議会への説明計画につきましては、平成25年3月定例議会においてということで訂正をさせていただきましたが、再度精査した結果、当初答弁させていただいたとおり、平成26年3月定例議会において平成26年度当初予算に計上したということでございますので、再々の訂正で大変申しわけなく思っておりますが、おわびして訂正方よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいですか。

○議長（熊田 宏君） 4番。

○4番（加藤宏樹君） そうしますと、この（1）の平成25年度に社会資本整備総合交付金の要望と、これは25年でよろしいんですか、それともこれは26年度が正しいのか、そこを確認させてください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、4番、加藤議員の再質問、再確認にお答えいたします。

通常、補助事業につきましては、その事業実施の前年度に県に対して要望を行っておりますので、今回、26年度から補助事業を実施しております。ですので、その前年度の25年度に要望を行っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） そうしますと、まず、新町西線道路の社会資本整備総合交付金の要請が25年度になされたということですので、当然、その段階で予算概要や基本構想などはあったかと思うんですが、そのときに、できれば図面等、予算概要、そして予算の内訳などを示していただきたかったんですが、それがなぜされなかったのか、したのであれば図面等の提示があった記憶がなかったものですから、その辺を再度確認したいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたように、通常、道路事業において基本構想であったり、基本計画は行っておりません。事業着手に向けての実施設計、そちらから事業に着手するような予定になっております。

議会に対する説明でございますが、これも先ほどの町長答弁と重複いたしますが、25年の3月議会の委員会において、その26年度の予算についての事業の概要について説明を……

〔発言する者あり〕

○都市整備課長（福田和也君） すみません、申しわけありません。もう一度答弁いたします。

26年の3月議会において26年の当初予算の審議を行っておりますので、その際に、予算委員会の中で、具体的に図面等はお示しをしておりますが、路線についての概要の説明を行っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 図面等がなかったということで、ちょっと私も工事の概要とか、ちょっと記憶になかったものですから質問させていただきました。

そうしますと、こういった案件ではいきなり実施設計に入るということですが、実施設計があった段階でも今回の予算の概要や総事業費、財源内訳と、そして図面の添付というのをお示しいただければかなり全体像が見えてわかりやすくなったのかなと思いますので、なぜそれができなかったのかをお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

具体的な図面を用いての説明、そういったものはこれまでも行ってまいりませんでした。ただ、先ほども申し上げましたように、大型事業につきましては、例えばですが最近ですと一本木29号線、こちらについては大規模な長期間の事業だということで事前の説明をさせていただきましたが、通常の道路予算については説明を行っておらない状況でございます。今後、何らかの周知の方法につきまして内部で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、根本的にこの新町西線というのに非常に疑念というか疑問が多々あるんで、同僚議員との多分答弁と重複しちゃうと思うんですけども、まず、この道路は何のために必要だったのかというのが、説明は、話は聞いていますが、本当に必要なのかというふうになんか疑問があるものですから、お答えをお願いします。

○議長（熊田 宏君） 最初の答弁で答弁しているはずですが、答弁求めますか。

最初に答弁したとおりだと思うので。

○4番（加藤宏樹君） それでは、質問を変えます。

それでは、当初、24年5月にですか、陳情が上がった経緯は私も記憶しておりますし、その陳情内容も現在も持っていますので、当初、新町エリアの開発計画を策定してほしいという旨の陳情が初めにあり、その中において道路整備もという陳情があわせて行われたものと認識しております。開発計画を実行する場合、通常はエリア全体の開発というのが主流であります、基本であります。それがなぜ道路整備だけの実施となったのかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

新町西線の道路整備開発計画があつて、当然、エリア全体の開発計画の前に、なぜ道路の整備が必要なんだということなのですが、エリア全体の開発計画を立てるためにどうしても道路の整備が必要、それは先ほど説明したとおりでございます。

開発に当たっては、あの場所については単独で6,000平米を超える床面積の大型S Cは進出できない等々のさまざまな障害がありました。そうした障害を取り除くために、道路をきちっと位置づけしないと大型S Cの進出もならない。したがって、その後の開発をするためには、県との話し合いによって道路をここに取りつけないというそういう条件を、規制をクリアするために道路を取りつける、なおかつ道路の位置については、そこに進出している企業側の意向も含めてあの位置にさせてもらった、道路の位置指定においては警察署と公安委員会、建設事務所等々の相談に基づいてあの場所になったと。そういうことで、道路を取りつけることによってあの土地エリア全体の開発行為というものがきちっと見えてくるということでございますので、そういうことで新町西線の道路の位置を決定させていただいたと、それを先行させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 言っていることはわかるんですけども、基本的に、道路を先につくっちゃって開発計画じゃなくて、開発計画の中に道路があると。道路によって区画整理がされたりそれなりの土地の面積が確保されるということであつて、いきなり道路をつくっちゃうと、その後の、先ほど同僚議員からもありましたようにいわゆる乱開発や虫食い状態や土地がまとまらなかつたりすることがありますので、エリア全体をきちんと矢吹町が責任を持って開発するということになぜできなかったのかということをお伺いしているわけです。お願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

エリアが決まっていなかったわけではございません。進出する大型ショッピングセンターの進出計画というエリアはありました。ですから、そのエリアを策定する段階において、道路の位置をどこにするかということで、並行して、同時並行、大型SCが進出することと道路を新設することというものは同時並行的に、ただし、道路を先に決めないと、どういう位置図になるかということについては進出する側も決められないということで、道路の整備をまず優先させていただいたと。

それで、加藤議員がおっしゃるのは、あの新町の西側一帯のエリアのことだと思うんですが、これについて、町がエリアを決めてその開発計画を出すということについては膨大な費用がかかります。したがって、町が考えているのは、大型SCを順次進出させたいという、そのほかにも進出させたい意向等がありますが、これについては民間の力による開発に委ねようと。町の財政状況を考えれば、そこ一帯を造成しながら開発をしていくということについては、今もそうですがその時点では考えておりませんし、今の時点でも全体の計画、開発計画という計画は考えておりませんので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 通常であれば、開発計画というのは公平公正に行うためにもエリア全体での開発というのが正しいやり方かなと思いますが、今回は道路を通してその開発を、地域の開発は民間に委ねるといったというふうに理解いたします。

それで、先ほど、結局民間主導の開発となりますと、当然エリア全体にやはり支障を来すと。同僚議員の質問と重なりますが、規模や用途に制限がなされた開発になってしまうのではないかとのおそれがある。それに対して、町のほうでその前にいろんな企業を誘致するというような答弁がありました。それが本当に可能なかどうか。その辺を答弁お願いします。

○議長（熊田 宏君） 今のは開発の一般的なことを言っているんですか。新町西線のことを言っているんですか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 新町西線道路を通して、結局は民間開発ということですね。そうすると、当然民間ですから公の意見は入りませんから自由に開発されてしまうと。100坪の家が建ったり50坪の家がその道路脇に建っちゃうと、総合的な企業誘致や会社誘致または宅地分譲などに不都合が逆に生じるんじゃないかということで質問しております。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

民間開発ということになれば、乱開発も含めて今後のエリアの全体の利用計画についても支障を来すんでは

ないかということでございますが、私自身考えるには、この西側地区の開発については、町が主体的になって大型SCを含めたそういった開発をお願いしたいということで地権者が要望書を提出しております。したがって、町に要望を出したということは、地権者は町と一緒に開発計画を進めていくというのが根底にあるのではないかとこのように想定しております。したがって、この後の開発に当たってはそうした地権者の意向というものも含めて聞きながら、なおかつ開発に当たっては、先ほども説明しておりますように、ここは第1種住居地域というところで用途の制限もございますので、当然、町との協議が必要になってきますので、そうした際に、乱開発というものがされないようなそんな行政指導的な指導も含めて考えていきたいなというふうに思っております。

繰り返しになりますが、この地域については以前は区画整理事業を町でやろうということがありましたが、膨大な経費がかかる、諸般の事情、もろもろの事情がありまして、民間開発に委ねるということでございましたので、民間の意向、地権者の意向も含めながら、そうしたものについては調整を図って当初の目的どおりの開発というものをあの地域で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） ただ、結果としてこの道路が整備されたわけですが、それによって当然土地の資産価値が上がったと思われまふ。そうなると思然たる便宜供与と見る町民も多くいらっしゃる。その辺について、町民が納得できるようなご説明をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 便宜供与という言葉が使われまふ。具体的にわかりやすく説明してください。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 道路が通ったということは、今まであそこは基本的に田んぼ、畑、農地ですよね。そういったところに道路が通れば当然開発はしやすくなります。そうすれば当然周りの土地は資産価値が上がる、値段が上がるというのが世の中の常だと思ふけれども、そのことが便宜供与に該当するかもしれない、するんじゃないかという多くの町民の声があるが、それに対して町はどう考えていますかということなんです。

○議長（熊田 宏君） かもしれない仮定の質問、余りにも仮定の質問だと思ふので、もうちょっと質問の仕方、変えてください。

○4番（加藤宏樹君） 道路が通って土地が安くなるということは、世の中一般常識的でないじゃないですか。道路が通れば、当然その資産価値は上がるというのが一般的な常識だと思ふけれども。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めまふ。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

道路が通れば資産価値が上がるんじゃないかというようなことでございますが、それが町の狙いというところもございまふ。要するに、そこに道路を通すことによって開発行為が行われる、開発行為が行われて町の発展がある、そういうことをもくろんで、町は今回の大型SC、そしてその進出に伴って道路の新設というこ

とを考えております。したがって、周りの土地の資産価値を上げるという考え方ではなくて、その地域の特性を生かしながら、町の発展、西側の発展を考えながら道路を位置づけたということでございますので、くれぐれも誤解のないようにご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、時間も余りないと思われまして、じゃ財政のほうで、先ほど町長のほうの後援会報「みんなの矢吹」の13%というお話と、町のつくった6パターンの財政シミュレーションがちょっと差異があるんじゃないかという質問をいたしました。結局は6パターンのうちなぜ16.7%を示したかということ、それは今回の事業が同年度とは言わず、同じ第6次まちづくり総合計画の中に入ってきたと。要は、ほぼ同時進行という形になるということと37億近くの事業費が計上されるということとありますので、当然16.7%になるんじゃないかと、予想できるんじゃないかということで、13%を目標にして行財政を進める町としてちょっと違和感を覚えたものですから、その辺、じゃどっちが正しいの、どれが正しい、正解はないにしてもどれが正解に近い数字なのかをお答えください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

財政の問題で、町の実質公債費比率13%以内を目指すというような、「みんなの矢吹」についての掲載があったその経過については、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

あえて、加藤議員のほうから町の6パターンの中で16.7%ということと提示をさせていただいたのは、今の町が進めている事業のスケジュール等々から考えると16.7%ぐらいになるんじゃないかというようなことで質問されたということでございますが、町はさまざまな想定を考えております。先ほども答弁させていただきました。スケジュールの見直し、さらには有利な補助、さらには基金の積み立て、さらには平準化等々考えて、その都度、必要な事業を取り込みながら、それで町の財政が今後どうなるのかというのは、5年先、10年先というのはなかなか見通しを立てることができない。ですから、毎年その都度その都度、財政シミュレーションということで予算と財政の健全化というものを両にらみをしながらやっていく。そしてそうしたことが、全ての条件が合致した際には、6パターンのうち最も低い13.4%もしくは将来的には13%台を目指すというようなことで答弁させていただいております。

したがって、今示されているものについては、さまざまなパターンの中で、今後町の財政状況、入るをはかりて出るを制すということで、そうしたことで財政の状況を鑑みながら、町の健全化を保ちながら、さまざまな事業を取り込んでいきたいとそういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り2分です。質問ございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） （議長が削除を命じた発言） ……

○議長（熊田 宏君） もうちょっと言葉遣いに気をつけてください。

今のはちょっと削除させていただきますので、議長権限において。

もう一度お願いします。

○4番（加藤宏樹君） わかりました。目標ということを理解いたしました。

それで、結局は選択と集中、そして優先順位ということで約37億の事業が行われようとしております。そうしますと当然、住民の要望が多い老人ホームや他の道路整備等はしばらく実行できないんじゃないかという危惧がされるわけですが、その辺についてはどういうふうに考えていますか。答弁をお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。残り40秒です。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

事業等については、選択と集中、優先順位を見きわめながら前に進める。したがって、ご指摘の老人ホーム、他の道路の整備についてはやらないのかということですが、決してそういうことはございません。29年度の当初予算についても、加藤議員ご承知のとおり、道路等の整備も予算の中に組み込んでおりますし、新町西線もそのとおりでございますし、また、簡易舗装道路等についても限られた予算の中で予算配分もしております。老人ホームに至っては今も着々と公募に向けて準備を進めておまして、そういうことでバランスのとれた予算配分になって、バランスのとれた事業を進めていくというような29年度の当初予算だというふうに理解しておりますので、ご理解とご協力をお願いして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 定められた時間が経過しましたので、以上で、4番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

再開は、議場の時計で3時22分です。

(午後 3時12分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 3時22分)

◎会議時間の延長

○議長（熊田 宏君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認め、時間を延長いたします。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（熊田 宏君） では、通告5番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

傍聴席の皆さん、大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目として3点ございますが、まず、第1点目といたしまして、国民健康保険税の町民負担の軽減についての質問をさせていただきます。

ご承知のように、来年度30年度から国民健康保険事業が町から県に移管されることに伴い、県は、市町村が県に納める……

○議長（熊田 宏君） すみません、傍聴席の方、発言は控えてください。申しわけありません。今、質問していますので。皆さんの声を受けて質問していますので、どうぞお静かにお願いします。

安井議員、どうぞ。

○3番（安井敬博君） 県は、市町村が県に納める納付金の試算結果をまとめました。このことは先ごろ5月27日付の民友新聞にも掲載されていることでもあります。その試算結果によりますと、本町の保険料がどうなっているのか、上がっているのか、下がっているのか、こういったことについてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、市町村の収納率いかなでは、市町村は標準保険料率よりも低い保険料率を設定できるとの方針も同様に上げられています。本町の収納率の推移はこれまでどのようになっているのか、このことをお示しいただくともとに、収納率、すなわち保険料がどれだけ必要な額が集められているかということですが、中には保険料を納めたくても納められないそういった方もおられますので、収納率がこのところ低くなっているという現状があると思います、そういったこと、収納率を幾ら上げるためであっても町民の生活、状況等に配慮をすることはこれまで同様に必要であると思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

続きまして、国保税に限らず税金の滞納がこのところ多くなっているように感じます。広域圏への滞納の移管整理事案もふえてきている、こういったこともありますけれども、これは、相次ぐ増税、国保税だけではありません、消費税も上がってきていたり、それから健康保険、病院にかかったときに払う医療費、これの自己負担割合もふえてきている。こういったさまざまなことも要因となっている、こういったことが町民の生活、そういったものにも影響しているのではないかと、また、所得も低下しているのではないかとということも考えられます。

確かに本年度は所得税向上しておりますけれども、農家の方や自営業者、また個人事業主の方、こういった方たちは、そういった所得向上、景気よくなっている、こういった恩恵をまだ受けていないのではないかと、そういったことで生活が厳しい状況にあると考えられますが、法定外繰り入れをふやしたり、基金も3億円たまっております。これまでも、これは基金のほうは、何かあったとき、重大な病気等が発生したときのためにもためておかななくてはいけないということはお答えはいただいていることではありますが、こういった基金も活用するときにあるのではないかと、そういったことを思いまして、国保料の負担軽減を行うお考えはないかお

尋ねをいたします。

続きまして、大項目 2 番目の質問でありますけれども、中央公民館など公共施設の耐震の状況についてのご質問をさせていただきます。

全ての公共施設について、これは東日本大震災以前からも行われていると思いますけれども、耐震の診断がされていると思います。その中でも、I s 値が下回っているというようなご説明もこれまで、例えばですけれども中央公民館でも示されておりますが、このような I s 値などの耐震指標が下回っている公共施設があればお示いただくとともに、それらの対策をどう講じていくのかお尋ねをいたします。

続きまして、中央公民館は、耐震指標の一つである I s 値が 0.28 と診断され、一般的に安全とされている 0.30 を下回っているとの説明をこれまでも受けております。また、町民の中にもそういったことを知っている方もおられまして、なぜ中央公民館、耐震指標を下回っているのに使い続けることができるんだ、こういった疑問を持っている方もおられます。そういったことから言いますと、使用を継続していて問題はないのか、こういったことをお尋ねいたします。

また、続きまして、中央公民館を廃止して複合施設に統合していく、こういった理由の一つにも耐震上の問題が挙げられております。それと、あとはエレベーターがないということでバリアフリー化の問題、そういったものもある、老朽化もあるということですが、1 つは、公共施設を統廃合していくということは、私もこれまでも根本祐二先生のお話などもご紹介させていただきながら、公共施設をこれから維持管理していくためにも、維持管理費上げるためには複合施設等も考えなくてはいけない、そういったこともご提案もさせていただいておりますけれども、例えば、それにしても、耐震対策を行った場合にはどれほどのコストがかかるのか、そういったことも比較をしていかななくてはいけないと考えるんですが、そういった点から言いますと、今回の中央公民館、現状の中央公民館で、耐震対策を行った場合の試算がされているのかどうか、されているのであれば、その内容をお示ししたいと思っております。

最後の 大項目 3 番目の質問であります、滝八幡の公園の復旧についてという質問をさせていただきます。

東日本大震災により、滝八幡の公園、町の公園、都市公園とかそういうものではなくて、小さな児童公園のようなものですが、児童公園にも位置づけられていないとは思いますが。民間業者が開発した公園を町のほうで、今、町の土地となっていて維持管理をしているというところでもありますけれども、これが東日本大震災によって、滝八幡の住宅地というのは段になっております。公園のある部分というのは、一番下の段になっておりまして、その上の段の住宅が震災により倒壊をしてしまいました。そして、その段のところの斜面のところもコンクリートの擁壁等で補強がされておりましたけれども、これが今、傾いた状態になっております。このような傾いた状態になっているままで、果たして危険性はないのか。近所の子供たちもここに入り込んで遊ぶような状況もあると思いますし、近年問題になっているゲリラ雷雨ですとか、ゲリラ豪雨ですとか、地球温暖化の影響で大雨がふえておりますが、そういったときに、地盤に対して雨がしみ込んだりして、そういった倒壊が、崩壊が起こるような危険性もあるんじゃないか、そういった心配もあります。この滝八幡にお住まいの方も実際にそういった心配もしておりますので、危険性はないのかどうか、そういった判断をされているのかどうかをお示ししたいと思っております。

続きまして、この滝八幡の公園ということですが、震災から 6 年経過しておりますけれども、いまだ

に被災した当時の姿のままです。一部は、遊具等は危険だということですので撤去をしていただいて、立ち入りできないようにロープ等も張られているというこういったことにはなっておりますけれども、見た目はもう本当に当時のまま震災の状況をとどめているということで、この滝八幡の公園、滝八幡地区の住宅地ですけれども、ここは町の重要な観光資源と位置づけております三十三観音史跡公園、こちらに入る場所でもあるわけです。エントランス、玄関口、表玄関とも言えるのではないのでしょうか。そういったところにこういったものがいまだに残されている点ではふさわしくないのではないかとこの観点。

また、滝八幡では小さなお子さん、今、ふえてきております。町内なかなかお子さんも減っている地区もありますけれども、滝八幡ではお子さんもいらっしゃるということで、こちらも滝八幡の方からも言われておりますけれども、子供たちが、公園の遊具がなくなったということでどうしても道路で遊んでしまうと。そういったことからいうと遊び場所がやっぱり必要ではないか、公園の擁壁の部分、仮に危険であるのであれば、そういった復旧もしていただいて、遊び場をつくってあげる、こういったことで子供の事故防止をするということ、また、復旧ということでもありますけれども、町も復旧期を経て復興期に入って、発展期にも入っているということですが、そういった点でも、まだまだ復旧も終わっていないような公園があるということでは私は問題であると考えます。先ほども言いましたように、観光資源という点でも、ここをもっと安全な場所であるということをお訴えするためにも復旧も必要であると考えますが、その点におきまして町はどう考えるのかをお尋ねいたします。

また、町としてもさまざまな復旧するためにも資金等、税金等かかりますけれども、例えば社会資本整備交付金等を活用しての復旧を行うことが可能ではないか。復旧という観点でいいますと社会資本整備交付金は社会資本、公共施設の整備等に使われるものでありますから、全く違ったことではあると思います。ただし、滝八幡の公園とか、三十三観音史跡公園のエントランスということで、地域の一带の開発とか、あとは老朽化しております地域の集会場等、そういったもの等とあわせて整備をしていく、こういったことでもできるのではないかと。また、社会資本整備総合交付金だけではなく、急傾斜地の対策等、急傾斜地の豪雨等による土砂崩れを防ぐようなそういったものも国のメニューにあるのではないかと思います、そういったものも活用していくということも考えられると思いますが、復旧を行うことができないかをお尋ねをいたしたいと思っております。

以上、大きく3点でありますけれども、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、県がまとめた試算結果による本町の保険料についてのおただしであります、平成30年4月の国民健康保険事業の新制度移行に向け、これまで福島県市町村国保広域化等連携会議、ワーキンググループ会議において、福島県の国民健康保険運営方針の策定を初め、効果的な保険事業の実施に向けた事務の標準化への取り組みや国民健康保険事業費納付金の算定方式等について検討を行ってきたところであります。

さて、市町村が福島県へ納める納付金等につきましては、本年5月に開催されました平成29年度第1回市町村国民健康保険主管課長会議において、県より納付金等の試算結果について提示されました。その中で、試算

で示された数値は、平成30年度からの納付金等の算定方法について今後協議するための基礎資料であり、平成29年度に納付金制度が導入されたと仮定した場合、一定の条件で市町村ごとに納付金等を算定したものであるとの説明がありました。今後、県では試算結果の分析を行い、その上で算定方法の精査、検討を進める予定であります。

このことから、今回試算で示された数値をお示しすることは控えさせていただきますが、平成30年4月の新制度移行については、9月の国民健康保険被保険者証の更新時にチラシ等により町民の皆様へお知らせを行い、保険料等についても内容が決定次第、周知を図ってまいります。

なお、国民健康保険事業の新制度移行に向けた今後のスケジュールは、10月までに福島県市町村国保広域化等連携会議を2回、ワーキンググループ会議を4回、納付金額等の試算については、8月に29年度第3回目を行い、10月には国で示す仮係数により平成30年度の試算、12月に改めて国で示す確定係数により平成30年度の本算定を行う予定であります。この本算定の結果は、市町村に、年明けの1月に通知公表される予定となっております。

今後も国民健康保険事業の新制度移行におきましては、確実な準備を進めるとともに、町民の皆様におかれましては適正な負担となるよう、県と慎重に協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険税の保険税率の設定及び生活状況等への配慮についてのおたただしですが、県で納付金算定のために設定する標準保険税率には、保険税総額に市町村の人口規模ごとに見込まれている標準的な収納率が設定されております。実際の収納率が標準的な収納率に比較的高い場合には市町村が賦課すべき保険税総額が少なくなりますが、反対に、収納率が低い場合は保険税総額が高くなります。

国民健康保険事業の新制度開始に当たり、現時点では、先に答弁しましたとおり、納付金等につきましては試算の段階でありますので、新制度への移行状況を注視しながら、保険税率の軽減等については検討してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の現年度分のみの平成23年度から平成27年度までの5年間の収納率を申し上げますと、平成23年度89.52%、平成24年度90.23%、平成25年度91.14%、平成26年度90.94%、平成27年度90.91%と、おおむね90%前後の収納率で推移しております。

本町では、納期限までに納税の確認ができない方に対して、まず督促状を発送し、それでも納付が確認できない方には催告書の発送や電話による催告、場合によっては臨戸訪問などを実施し、納税相談の呼びかけをしております。税が納付されていないからといって直ちに差し押さえなどの滞納処分を行うのではなく、できる限り本人及び家族の所得状況等を聞き取りする場を設け、生活状況等に配慮しながら収納率の向上に努めております。

また、生活状況等への配慮という点では、地方税法において失業者や低所得者に対する国民健康保険税の軽減制度が設けられております。失業者に対する軽減については、離職の理由が倒産や解雇、雇いどめであった場合、前年の給与所得を100分の30とみなして税額を算出するものであります。また、低所得者に対する軽減については、世帯の所得が一定の基準に満たない場合、所得に応じて均等割、平等割の額を7割、5割、2割の割合で軽減し、税額を算出するものであります。

全国的に見ても、市町村が運営する国民健康保険の加入者は高齢者や低所得者の割合が多くなっていることから、軽減措置に対し国が財政支援を行うことで、市町村国民健康保険の財政安定化が図られている状況となっております。

議員おただしの、税の減免や助成につきましては、税はあくまで納税者に支払いの義務があり、町では税の支払いに対する助成を行っておりません。

また、国民健康保険税につきましては、現在、災害によって生活が著しく困難となった場合に対して減免措置を講じております。なお、国民健康保険税以外の税に滞納がある場合には減免要件に該当しませんので、免除をすることはできないこととなっております。

平成30年度からは、福島県が保険者となって統一的な運営が行われることとなりますので、助成や減免措置等に関しては、今後、県や近隣市町村と十分な協議を行いながら、税負担や保険給付において公平性を損なうことのないよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、法定外繰り入れや基金の活用等による国保税の負担軽減についてのおただしであります。国民健康保険特別会計では、これまで法定外繰り入れや基金の確保によって、平成22年以降、国民健康保険税率の見直しを行わず町民の皆様の負担軽減を図ってきたところであります。

本町では、流行病の発生による医療費の急激な伸び等、不測の事態に備えるための資金の積み立てとして、国民健康保険給付費支払準備基金を設置しております。この基金の国保税軽減への活用につきましては、平成30年から移行する国民健康保険事業の新制度においても、基金の役割は国保財政基盤の安定を図ることが基本であると示されており、今後、運用方法等について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設の耐震診断についてのおただしであります。建築物の耐震診断については、建築物の耐震改修の促進に関する法律において、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等について、耐震診断を実施するものと義務づけております。その背景は、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務づけ、耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置を講ずるものであります。

耐震診断の対象となる建築物の要件は、施設の用途に応じた階数及び総床面積等の基準に該当すること、かつ昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築され、地震に対する安全性が明らかでない建築物であります。

本町の現有施設における対象施設は、役場庁舎、5階建て大林住宅、矢吹小学校校舎、中畑小学校校舎の4施設であり、これまで法律に基づいた耐震診断を実施してまいりました。また、対象ではないものの、旧耐震基準で建築された中央公民館においても、利用者の安全・安心の確保から、自主的に耐震診断を実施してまいりました。5階建て大林住宅については、平成9年度に耐震診断を実施し、一般建築物の基準値であるI s値0.60以上を満たす結果でありました。矢吹小学校と中畑小学校については、それぞれ平成9年度と平成20年度に耐震診断を実施し、平成22年度に耐震工事を実施したことにより、学校施設の基準値であるI s値0.70以上を満たす耐震性能を確保したところであります。

役場庁舎につきましては、平成9年度及び平成24年度に耐震診断を実施し、一般建築物の基準値であるI s値0.60以上をおおむね満たしているものの、庁舎1階の一部においては基準値を下回るI s値0.58という診断

結果でありました。役場庁舎は、防災拠点施設という位置づけ、さらには町民の安全・安心の確保という観点からも耐震補強を行い、耐震性能を引き上げることは必要であると考えております。しかしながら、役場庁舎は昭和50年に建築され41年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、多額の費用を投じる耐震工事が経済的であるのか、検討を必要とするところであります。

今後、耐震指標が下回っている施設の対策としましては、耐震補強工事を含め、施設の老朽化対策や利便性向上のための整備について公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定とあわせ、事業計画の策定に向けた検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中央公民館の使用継続についてのおただしであります。矢吹町中央公民館の耐震性と老朽化につきましては、平成28年10月に策定した（仮称）矢吹町複合施設基本構想においてお示ししたとおり、平成25年度に実施した耐震診断の報告書では、建物の長辺の桁行方向を表すY方向においてI s 値の最小値は0.289であり、建物の短辺の梁間方向を表すX方向のI s 値の最小値は0.544の判定結果でありました。そのため、構造耐震の測定の結果、目標性能目安であるI s 値0.6には達しておらず、震度6強から7の大地震が発生した場合は倒壊または崩壊する危険性が高いとの判定でありました。

これまで本町では、耐震診断の指針である建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、昭和56年6月の建築基準法施行令改正による新耐震設計基準が定められる前に建築された学校教育施設を優先して、耐震診断を実施してまいりました。

議員ご承知のとおり、平成9年度と平成20年度に実施した学校教育施設の耐震診断結果は、全ての施設でI s 値の最小値が0.6に達しない結果であったため、平成21年度に耐震補強設計を行い、平成22年度末には、校舎、体育館、園舎の耐震補強工事を完了し、子供たちの安全性を十分に確保いたしました。

学校教育施設と同様に、中央公民館でも耐震補強工事を検討いたしましたが、大ホールの天井裏にアスベストが吹きつけられていることから、耐震補強設計を行う前にアスベストの処理が必要であり、耐震補強工事の完了には複数年かかることが想定されるため、その間、利用者の皆様に多大なご迷惑をおかけすることになります。

また、耐震診断の結果が示された平成25年度は、東日本大震災からの復興に向け、矢吹町復興計画の最重点事項の一つである中心市街地復興・街づくり推進事業について、さまざまな団体がワークショップ等の中で公民館機能を持つ複合的な施設の建設に関して議論を重ねていた経過により、耐震補強工事を実施しておりませんでした。

なお、議員おただしのとおり、地震等の安全面に関しては、緊急地震速報などにも注意しながら利用者の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

今後も、定期的な施設調査及び避難訓練を実施するなど、安全対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中央公民館の耐震対策を行った場合の試算についてのおただしであります。中央公民館機能を複合施設への集約を検討する一方、中央公民館の継続使用に関する安全性を確認するため、耐震対策の可能性について検討を行っております。

その中で、耐震対策を行う際には詳細調査が必要であります。アスベストの除去対策を行った後に詳細調

査を行わなければならない、調査を行うだけで多額の費用がかかると判明したため、耐震対策を断念し、複合施設として機能の集約化を図ることと判断した経過であります。

教育委員会では、耐震対策を行った場合の試算はなされておられません。

なお、中央公民館では、耐震対策の課題以外にも、老朽化が進み、雨漏り等のふぐあいもあることから、施設の維持管理費用、利用者の安全面等を総合的に考慮し、複合施設の機能の一つとして公民館機能を組み込むことといたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、滝八幡地内にある公園に隣接している擁壁についてのおたただしであります。本件は、民間の土地に設置されている擁壁が、東日本大震災の影響により公園側に傾き、土どめ擁壁としての機能を失っていること、また、転倒、崩壊の可能性が非常に高く、大変危険な状況であることは公園管理者として十分認識しております。このため、震災直後にたびたび発生した余震等により倒壊する可能性が非常に高く危険であると判断し、緊急措置として震災後、速やかに公園を封鎖しております。

その後、擁壁の復旧及び危険な状況の解消に向けたさまざまな事業の検討をするとともに、県に対しても支援要請等を行いました。当該擁壁は、あくまで土地に付随する個人資産であり、災害復旧の補助対象外となることから個人で復旧していただく必要があるとの判断に至りました。このことを受け、震災以降数回にわたり、土地所有者に対し状況の説明及び危険な状態にある擁壁の解消について要請を行ってまいりました。

これまでの要請の経過を申し上げますと、平成26年11月4日に土地所有者宅を訪問しましたが、留守であったため、翌日の11月5日付で土地所有者へ原状回復の要請文書を送付いたしました。これを受け、11月10日に土地所有者が役場を訪れ協議を行いました。土地所有者からは、家庭での資金繰りがつかない等の理由により擁壁を除却、復旧することができないとのことでありました。その後も何度か電話による要請を行い、直近では平成28年1月22日にも要請しておりますが、復旧費用が高額なため、現在も資金繰りがつかず予定が立たないとの回答があり、現在も対策がとられていない状況にあります。

このような経過により、現在も公園の閉鎖を継続し、安全確保を図っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、さまざまな観点からの公園復旧についてのおたただしであります。東日本大震災以前の滝八幡公園は、近隣に住む子供たちの遊び場として十分に機能を果たしておりましたが、震災により個人所有の擁壁が崩れたことから、安全確保のため公園の封鎖をいたしました。

これにより、遊ぶ場所を失った子供たちは、道路上で遊ぶようになったため、周辺住民からは交通事故の危険性を心配する声もあります。このことは、公園前を走る町道滝八幡6号線が、町の重要な観光資源である三十三観音史跡公園へのアプローチとなっており、近年、地元自治会等の協働事業により花木の植樹や散策路の整備がなされ、町内外からの訪問者が増加し、交通量も増加傾向にあることが起因していると考えられ、こうしたことから滝八幡公園の復旧の必要性は十分に認識しております。

また、平成27年1月29日には地元行政区から町へ要望書が、平成28年3月16日には地元住民から土地所有者並びに町へ嘆願書が提出されており、こうした地元住民の皆さんの声に私自身何とか応えたいとも考えております。しかしながら、個人所有の擁壁復旧工事に公費を投じることは、同様の被災者との公平性を鑑みますと非常に困難であると考えております。

本件は民間の土地での事案であるため非常に難しい問題であります。平成26年12月議会で安井議員に答弁させていただきましたとおり、地元住民が安心して憩える公園の再開に向け、危険な擁壁の復旧について解決策を見出すため、今後も粘り強く土地所有者と問題解決に向けた協議を重ね、顧問弁護士等と相談をしながら、法的措置の検討や、さらには地元行政区長等との協議を通して代替地の確保等についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、社会資本整備総合交付金等を活用した復旧についてのおただしであります。社会資本整備総合交付金とは、地方公共団体等が行う社会資本の整備、その他の取り組みを支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的に創設された交付金事業であります。

滝八幡公園に隣接する擁壁の復旧につきましては、擁壁が個人の所有物であることから、本交付金事業の目的である社会資本整備には該当しませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、さまざまな手法についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお申し上げまして、以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、国民健康保険税の町民負担の軽減についてに関する事なんですけれども、このたびの県の試算というのが、あくまでも試算ということで発表できる段階にはないということと理解しましたが、実際に、今のお示しいただいたスケジュールなんかを見ますと、来年の1月にならないとどうもわからないというような状況なのかなと思います。やはり県の移管というのは今後それが後ろにずれるような見込みというのはないと思いますので、そこまでやはり心配をしている町民の方、国保税上がるのかどうか、そういったこともありまして、試算の中でも上がる市町村と上がらない市町村というの、数は出ていたと思うんですが、それについて本町は該当するのかどうか、そういったことはお答えいただくことはできないのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 3番、安井議員の質問にお答えをいたします。

上がる市町村、上がらない市町村ということで、安井議員さんがおっしゃいましたとおり、先日の民友新聞のほうに数は公表されております。しかしながら、当町がどちらの状況にあるかにつきましては、現在まだ試算の段階、あくまでも仮の試算、数字でございますので、申し上げることはできません。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 予想どおりといたしますか、答えられないのかなとは思いました。

ただ、やはりこの町民の方が心配しているのは移管によって国保税上がってしまうのかどうかということなんです。それに対して、今後ワーキンググループの会議でも試算もまた重ねていくということもあるでしょうし、保健課長さんも出向いていろいろなお話をされるとと思います。その中で報告できることに関しては議会のほうにも逐一報告していただく、そういったことをお願いしたいと思います。そうしたことが可能かどうかをお答えいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 3番、安井議員の質問にお答えをいたします。

これからいろいろな日程で公表というようなことになってまいりますが、答弁書にもありましたように、今、確実な数字につきましては1月というふうな日程になってございます。しかしながら、9月等の保険証の発送の際に、保険料率の算定方法等についての考え方とかそういったものについて公表できる範囲で公表してまいりたい。

それから、話はちょっと脱線しますが、介護保険につきましても今年度、見直しの時期等になってまいります。そういったものも含めながら、町民の皆様にお示しできる時期が参りましたらお示しをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） わかりました。その点についてはできるだけ町民のほうにもわかり次第示していただくということをお願いしたいと思います。

それで、標準保険料率よりも低い保険料率を設定できる、収納率いかんということですが、これについても報道されておりました。おおむね90%、この数字自体もまだ確定ではないとは思いますが、それでいいですと、当町の推移をお示しいただいたものを見ますとおおむね90%前後ということですので、この辺はやはり市町村の生活実態と踏まえてこの保険料の設定をしていただく、これが必要だと思います。やはり国保入っている方というのは農家の方ですとか、それから自営業者の方、そして個人事業主の方が多いわけですから。やはり何か資金繰りとかがうまくいかなくなると当然保険税の滞納が始まってしまいます。そしてほかの税金のほうも滞納が始まってしまいます。

先ほども、保険税の軽減策というのが他の税金の滞納がないこととこういうことも挙がっているわけです。となると、保険税以外のものだけを納めることができず保険税だけ払わないという方というのはなかなかないと思うんです。これも、決して当町がそういった配慮をしていないということではないのですが、全国的に見ても保険料上がっていく傾向にある中で、やはりこれまで以上に財源等の確保、ご苦労はあると思いますけれども、法定外繰り入れ等活用していく、また基金も、あくまでも3億円というのは目安という金額ですので、そういった事態がある場合には保険税軽減していく、こういったこと、その方の、個人の方の保険税を減免する措置はもちろんですけれども、町としてそういった配慮をしていく、そういったお考えはないか改め

てご答弁お願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、安井議員のほうから税の収納等についてさまざまな課題があるということで、健康保険税だけの問題だけではないと私もそのように理解しております。

先ほども答弁させていただきました法定外繰り入れさらには基金の活用、そうしたことも含めて、どういうことがこの後できるのかということについて検討させていただきまして、もちろん今までも税率はもう上げないで頑張ってきましたんで、この後、県のほうからどういった目安の税率が示されるかということについて、それも十分に見きわめながら検討を深めていきたい。できるだけ町民の皆さんには負担が重くのしかかるようなことはしないつもりでございますので、そういったことでご理解をいただければと思います。

以上で、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） これからも町民の生活等考慮していただくというご答弁いただきました。ぜひその辺はやっていただきたい。そして県に対してもそのことを強く申し込みたいと思います。

あと、国保税の滞納という観点でいいますと、これ、滞納していますと、やはり資格証が発行されたり短期証が発行されたりとかというそういうこともあるんですけども、逆にそういったものが発行されるということで、病院にかかることを控えたりとかとそういう話も聞いているんです。そういった点でいいますと、逆に病院に早期にかかってもらう、そして病気を早く治してもらう、そのほうが町の保険料の負担も少なくて済みますし、町民の方の健康もそれで維持できる、早く治るということもあると思います。そういった点についても国保税の軽減の一つとしてやっていただく必要があるんじゃないかなと思いますが、その点をどうお考えになるか、ご答弁をお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 短期証、それから資格証の関係でございます。

平成28年3月末現在で、資格証の方64名、それから短期証の方が208名ということでございます。期間につきましては1カ月、3カ月、6カ月ということで、滞納の状況に合わせてそういった資格証を発行しております。こちらにつきましては、町民の健康が第一というふうなことで資格証あるいは短期証を発行しながら、医療機関に行っていただくというふうなことでございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 短期証それから資格証を発行することで医療機関にも行ってもらえる、確かに税金滞納とか、なかなか払えない方への配慮として発行しているんだというご答弁だと思いますけれども、この短期証とか資格証とか発行される側からすると、そのことで逆に病院に行くのを控えるというそういったことを聞いているわけです。そういったことから言いますと、なるべくこういったものは発行しないでいくということは必要ではないかなと思うんですが、その点についてお答えを。

○議長（熊田 宏君） 今の質問でいいんですね。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

資格証、短期証を発行しないことが住民の健康につながることで、ですから発行しないでいただきたいというようなそういう提案でございますが、税の公平な負担、そしてこの国保会計は加入している被保険者の税金で成り立っている、そういうことからすれば、そういったことは町のほうとしては考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、国民健康保険税についての質問は今のご答弁で終わりにしたいと思います。

続きまして、滝八幡の公園の復旧についてをお尋ねしたいと思います。町としては危険性を認識しているということでこれまでも交渉を行っているということですが、一番心配しているのは、やはり災害等で大雨等ふえております。ゲリラ雷雨等もふえております。そのときに、擁壁、大分傾いている状況、その傾いている状況がふえているかどうかというのは、増加しているかどうかというのは、私も定期的に行って確認はしておりますので、今のところ傾きが増加しているという条件にはないんですけれども、やはり見た目からすると大雨等で倒壊する危険はないのかということは心配なわけです。そういったことはどういった基準で診断等されているのかどうか、確認等行っているかどうかをご答弁いただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

擁壁の危険性でございますが、当然ながら我々認識しております。定期的といいますか、災害、台風、大雨時であったり、そういった際には必ずここについては点検するチェックポイントとなっております。その危険性がなかなか、先ほど答弁いたしました理由によりまして進まない状況でございますので、現在はやむなく閉鎖をしているような状況でございます。あとは閉鎖状況についての確認も定期的に行っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 課長、傾きがどう変わっているかどうかという質問なので。

○都市整備課長（福田和也君） 傾きについては、点検の中では震災直後、一部移動がありました。それ以降、ここ数年については変化がないというような認識でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 当然、大雨等のときに点検をしていただいている、もちろんこういう危険性を認識していただいているということで、定期的にやっていたりすること、それから大雨等の点検もやっていたりしているということですが、想定外のゲリラ雷雨とかそういったものはふえている状況もあります。それから地震等の余震もこれから、だんだん減ってきている状況ではありますけれども、やはり危険な状況というのは認識は一致していると思うんです。そういった意味では、やはり個人の方がなかなか努力だけではできない、個人の持ち物ですから、当然、個人に直してもらうことは必要、その辺は理解できるんですけども、災害対応ということで県等に何とか、県・国等にこういった傾斜地の地すべり対策ですとか、そういったもので対応することができないか。そういった働きかけを行っていただくことはできないかということをご確認したいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

県であったり、働きかけがあったのかというような内容でございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、震災直後から県に対しては要請をしております。そういった中で、現時点ではそれを改修する、除却する補助事業はない、あくまで個人資産であるので個人の管理というような考えでございます。

あと、急傾斜等の対応でございますが、急傾斜につきましては認定要件がございまして、落差が5メートル以上で勾配が30度以上、もう一つがその下の部分に人家が5戸以上あるというのが急傾斜事業の採択要件となっておりますので、今回のこの滝八幡の公園につきましては急傾斜の該当はできないというような状況でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 国等の要件に値しないということで、なかなか急傾斜等の対策の要件には当たらないということですが、危険性は継続しておりますので、これからも定期的に見回りをしていただく、そして、立ち入り等の状況についても、やはりロープ等も老朽化したりとかとそういうこともありますので、そういった点検も強化していただきたいなと思います。

これは要望でありますので、お答えは結構なんですけれども、ぜひ、最初のご答弁の中にもありましたように、公園の使えない状況というものもあります。子供の交通の安全の対策という点もありますので、代替地の確保等も検討していきたいということがご答弁いただきましたので、これぜひ地元の方たちが、やはり地元の方

の言葉をかりますと、ずっと頼んでいるんですけどもやってもらえないんだということで大変困っていらっ
しゃいますので、ぜひまた行政区長さん初め協議を続けていきたいということをお願いして、質問はこれにつ
いては終わらせていただきます。

続きまして、中央公民館の耐震についてなんですが、今、やはり中央公民館、耐震診断をしていったという
ことで、詳細の耐震診断ができない、そのためにアスベスト等の除去はしないとけないということですが、
アスベスト等の除去をしてからでないと耐震診断ができないという、その莫大な費用がかかるというのは、漠
然とした表現なんです。やはり公共施設等の再編等を考えたなら、現状の施設の維持管理費、直した場合に幾
らかかるか、それから診断した場合に幾らかかるか、それも踏まえた上で新たな施設も建設していく、そして
それが機能的にもすぐれたものになって、コスト的にも安くなる、そういったものがなかなか示されていない
んじゃないかなと私は考えるんです。そういった点からいいますと、やっぱりそういったことも示していただ
くこと必要であると考えます。詳細な検査をするのにどれぐらいの費用がかかるのか、今ご答弁いただけるの
でしたらお願いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 3番、安井議員の再質問についてお答えいたします。

アスベストの除去というところで、アスベストが入っているというところは先ほど答弁あったとおり、中央
公民館大ホールの天井部になります。その部分について、見積もりのほうを耐震診断をやった当時とってお
ります。

金額についてでございますけれども、耐震補強設計のあくまでこれは調査になりますけれども5,300万ぐら
いかかる予定になっております。その中で、直接工事費としまして、まず今張ってあります天井の解体工事が
あります。その後、石綿の除去工事、その後に耐火の被覆工事、天井の復旧工事、石綿、あと石綿含有建材の
廃棄処分というところの合計した金額が先ほど言った5,300万ぐらいというところの金額になります。この詳
細調査というものをまず実施しないと耐震補強の実設計というものがつくられないという状況でございます
ので、多大な金額というところはこの金額でございます。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） もう一度、今の点について確認をしたいと思っておりますけれども、アスベスト等の除去を行
ってまたそこで調査をする、それについて5,300万、さらにそれをやった上でないと耐震補強をする金額が幾
らになるかわからないということよろしいでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 3番、安井議員のご質問にお答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 5,300万はとりあえずかかってしまうということはわかりました。それで、さらに耐震補強をしていく、その中で幾らかかるかはわからないということですが、複合施設等にこの中央公民館配置して組み込んでいく、図書館も組み込んでいくということですが、やはり幾らかかるかわからないではなくて、全ての金額計算していくこと必要だと思うんです。アスベスト除去しないとわからないよということはないことだなと思いますけれども、それをやってまで、やったら余計に費用がかかってしまっは本末転倒ですから。ただ、その辺の費用がどれぐらいかかるかとかいう議論がないわけなんです。町民にはわかっていないことなんです。

私も、町外等で多くの公共施設等耐震診断とか設計等やっているような業者さん、知り合いにもおりますので、そういった方にも頼んで、中央公民館の柱ですとか、そういった梁はどこにあるかとそういったものはわかりましたので、そういった計算も試算していただいたところ、今のところ、大きな柱の1本に非常に弱いところがあるので、そこについてはRC増し打ち板による耐力補強をしていけば、そこだけでは375万、そして総額では工事費用も含めて611万というような試算も出ています。これが、町の試算とどれぐらい違うかというのわかりません、これからやっていくことですが、そういった試算も出ていますので、やはりこういったものも踏まえてしっかりと耐震構造計算なども示していただく。その上でコストダウンにつながるというようなことを示していただきたいと思うんです。そういったことをぜひ、これから検討委員会の中でもやっていくと思いますけれども、町民にも知らせていただきたい。そういったことができるかどうかを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 3番、安井議員の再質問についてお答えいたします。

今お話しいただいたことにつきましては、検討委員会もございますので、今すぐこの場で答えは出せないところがあります。検討委員会の中でご協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 定められた時間が経過しましたので、以上で3番、安井敬博君の一般質問は打ち切りです。

以上で、本日の一般質問は打ち切りです。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 本日の会議はこれにて閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 4時23分)

平成 2 9 年 6 月 1 3 日 (火曜日)

(第 3 号)

平成29年第403回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年6月13日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願の付託

議案第27号・第28号・第29号・第30号・第31号

請願第1号・第2号・第3号・第4号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長

佐久間 一 幸 君

都市整備課長 福 田 和 也 君

教育次長兼
教育振興課長

佐 藤 豊 君

子育て支援
課 長 山 野 辺 幸 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（熊田 宏君） 通告6番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴にお越しの皆様方、早朝よりご苦労さまでございます。改めて敬意を表し、感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、一般行政ということで、新町西線道路が新設されますことについてお尋ねいたします。

新設される新町西線道路は、平成18年にこの路線図のもととなるような構想が描かれた形跡が、前回の同僚の一般質問でも説明がなされたところでございます。さきの説明、私、3月議会でも質問いたしました。これまでの中で説明では示されなかった位置取り等、そして道路が新設に至る経緯に関しまして、また企業誘致の政策的道路としてなどの理由が同僚議員にも説明されておりますが、その内容についてあわせてお尋ねしたいと思っております。

そして、2点目としまして、この道路に関しましては、町民の需要というものがどのように形づくられてきたものなのか、その町民の需要というものがあって道路がしかるべき活用なされるものと考えているところですが、その重要というものをどのように捉えているのか、さまざまな理由があるかと思いますが、その町民の立ち位置に立った等の根拠をもとに、それを踏まえてお示しいただきたいと願います。

そして、大きな2番目としましては、財政についてでございます。

財政におきましては、さまざまなご判断があるのかというふうに思っております。特に、実質公債費比率であれば18%以下ということが望ましいと、セーフティゾーンということでございますが、類似団体等におきましても、この財政というものに関しては、比較した場合、どのような矢吹町は位置取りになっているのか、どのような見解を持たれているのかを、その所見と判断をお伺いしたいと思います。

そして、財政についての2点目としまして、財政の健全についてお伺いしたいと思います。実質公債費比率というものが、今申し上げましたとおり18%以下であれば安全な推移でありますよ、位置にございますよとい

う一つの判断が成り立つわけですが、18%を上回らない限りは、財政というものは健全であるという認識であるのかをお伺いいたします。

財政の健全においては4つの健全化指標というものがございしますが、それらとはまた別に、起債というものを一つの大きな要素として残しております。起債残高総額というものを、十数年前と同じ位置までしているのが今の現状ですが、その位置づけというもの、起債残高総額をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

そして、財政について3点目、交付税措置ということが殊さら多く使われるのが昨今ですけれども、この交付税措置があるから借金しても安全・安心ですよというような、そのような印象を与えているように映るところでございます。特に、国でも今、印象操作なんてありますけれども、印象が、どうもその交付税措置があるがゆえに財政のほうは健全、安全なんだというような印象が与えられるように感じられます。交付税措置というものを財政との関係に関しまして、その実態につきまして、中学校改築等を例にして、どのように措置されていて、その効果というものがどのようなものであるのか、お示ししたいと思っております。

以上、新町西線道路と財政に関しましてお尋ねをいたします。

○議長（熊田 宏君） それでは、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様、大変ご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

それでは、7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、新町西線の整備までの経過についてのおただしであります。三村議員、加藤議員の答弁と一部重複いたしますが、新町地区は矢吹町の用途地域南端の第2種住居地域内に位置し、国道4号やJR東北本線をオーバーパスにより横断する主要地方道棚倉・矢吹線に隣接した交通環境に恵まれた立地条件にあること、さらに将来の人口増加や産業立地重要に対応した安全で快適な都市環境を有した市街地の形成を期待し、平成7年度に、矢吹町が事業主体となり新町地区土地区画整理事業の計画地区として調査に着手いたしました。

平成9年度には、新町地区周辺開発推進委員会が設立され、事業化に向け計画が進められてまいりましたが、町の財政状況、地区の事情などにより、平成11年度に事業を断念しております。しかしながら、当該エリアは交通環境に恵まれた立地条件にあることから、当時、開発エリアの幹線道路として位置づけられた現在の新町西線の道路計画は、平成8年度策定の都市計画マスタープランの市街地西部エリアの補助幹線道路として位置づけられており、昨年度策定の都市マスタープランにおいても矢吹西部地域の補助幹線道路として明確に位置づけられております。さらには、平成9年度策定の矢吹町都市計画道路網計画書においても将来道路網の西部7号路線として位置づけられております。

平成18年度には、民間企業により、都市計画法の規定に基づき、敷地造成、道路整備を含む店舗建設に伴う開発行為の進められておりましたが、開発者の事情により事業は廃止されております。

その後、平成24年5月17日に議会に対して、新町地区地権者会から提出があった新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が採択され、平成26年3月定例議会での承認により、平成26年度から平成30年度までを事業期

間とし、町が事業主体となり整備を進めることが決定いたしました。

議員ご指摘の今回の道路計画と過去の民間開発についての関連性ではありますが、民間企業の開発行為における交差点の位置の決定については、開発者が道路計画を行い、その都度、交差する道路管理者である県南建設事務所や福島県公安委員会の協議窓口である白河警察署と交差点の位置や交通安全対策について、協議による決定を行っております。本路線についても、事業計画の決定後、矢吹町が県南建設事務所及び白河警察署と交差点協議を重ね、交差点の位置を決定しているため、過去の民間開発についての関連性はありません。交差点については、協議者が民間企業であっても町であっても、同様な規制により協議が進められること、さらに開発地の土地利用を考慮した位置決定になることから、交差点はおおむね同様な位置に決定すると思われま

す。本路線は、主要地方道棚倉・矢吹線と2級町道新町・弥栄線を結ぶ全体延長約360メートル、車道2車線に片側歩道を有し、側溝、路肩を含めた全幅9.5メートルの道路であり、国道4号からアクセスがしやすいこと、大型店舗の進出計画があること、道路整備後の宅地開発が見込めることなど、平成8年度策定の都市計画マスタープラン策定以降、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、企業誘致誘導の政策的道路としてその整備効果が高いことなど、総合的に判断し事業に着手した路線であります。

なお、議員おただしの企業誘致の政策的道路としての理由につきましては、三村議員の答弁と重複いたしますが、新町地区の開発については、国道4号と新町8号線の間を一体的に開発し、商業施設の誘致を進めるため、開発を促すための道路整備が必要不可欠であると考えております。

当該地域につきましては、企業からは立地条件がよいと判断されており、商業施設の計画が絶えることがない地域であり、町といたしましては、大型店舗等を誘致し、町民の利便性の向上と雇用機会の確保、さらには住宅開発による地域活性化を図りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線道路の需要についてのおただしではありますが、平成24年5月17日に町議会に対して新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が新町地区地権者会から提出があり、採択されたことについては、さきの答弁でも申し上げたとおりであります。

陳情の内容につきましては、矢吹町の地域開発の東西均衡を図るとともに、新たな雇用創出や魅力ある事業を誘導することにより、商圈人口が増加し地域経済の活性化を図ることを目的としております。このように、地域においても矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路であることをご理解されての陳情であり、その整備後の効果は、企業誘導による雇用の創出や宅地開発などについても地域住民の期待が込められた路線であります。

本路線の交通環境につきましては、主要地方道棚倉・矢吹線と、2級町道新町・弥栄線を結ぶ交通の要衝であり、道路計画における将来計画交通量を1日当たり約500台から1,500台と設定しておりますが、国道4号の4車線化も含め将来の交通量はさらに増加すると予想されます。新町西線は国道4号からアクセスがしやすく、さらに道路沿線の土地形状は平坦であり、土地造成が容易であること、大型店舗が建設可能な用途地域に加えて、道路整備による投資効果はさらなる民間開発の誘導も期待できると確信しております。とりわけ、道路計画等に当たっては、将来のまちづくりを見据えた総合的な判断が重要となります。

平成28年度から平成35年度を計画期間とする第6次矢吹町まちづくり総合計画がスタートしておりますが、本計画では、震災からの復興や将来の少子高齢化等のさまざまな課題を克服し、将来への持続可能な矢吹町を

創造することを目指した町の基本計画であります。今後も、第6次矢吹町まちづくり総合計画の基本構想及び基本計画に基づき道路整備事業も含め、各種事業を計画的かつ効果的に推進してまいりたいと考えております。

新町西線は、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として、企業誘致誘導の政策的道路としてその整備効果が高いと判断し整備を進めておりますが、町民の皆様にとって最も有効であることはもとより、持続可能な新たなまちづくりに向けた政策的な判断のもと、今後も行政運営を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政における類似団体との比較についてのおたただしであります。類似団体とは、総務省において全国の市町村を人口規模や産業構造により類型分類しグループ分けしたものでありますが、平成27年度決算における本町と同じ類似団体に属する町村は39団体あります。

これら類似団体との比較を主な財政指標により平成27年度決算から分析しますと、財政力指数は、類似団体平均0.47に対し本町は0.53であり、類似団体中13位と上位に位置しております。経常収支比率は、類似団体平均84.6%に対し本町は80.8%であり、類似団体中12位と上位に位置しております。将来負担比率は、類似団体の全てが早期健全化基準350%を下回りました。本町は117.8%であり、類似団体中36位と下位に位置しております。実質公債費比率は、類似団体の全てが地方債協議・許可制移行基準である18%を下回りました。本町は13.2%であり、類似団体中35位と下位に位置しております。しかしながら、人口1人当たりの地方債現在高は、類似団体平均48万9,660円に対し本町は46万9,897円と少ない状況であります。このことは財政規模に比べて公債費の割合が高いためと分析しております。

さて、市町村における財政運営は、その市町村の置かれている条件、またその運営方法のいかんにより極めて多様であります。しかしながら、どのような態様の市町村であっても、みずからの財政状況を分析し、問題の所在を明らかにし、財政の健全性を確保していかなければならないことは同様であります。このように、市町村がみずからを省み、財政の運営が健全に行われているかどうかを判断するためには、みずからとその態様が類似している団体の財政の実態を把握し、それを最も身近な尺度として利用することが、極めて有効な手段の一つであると認識しております。各市町村の自然的、社会的、経済的条件等もあわせて考慮しながら、財政運営の指針として活用し、よりよい財政状況を確立するよう努めなければならないと考えております。

いずれにしましても、長期的な視野のもとに、財政運営の堅実性、財政構造の弾力性、行政水準の確保という視点により、計画的かつ安定的な財政運営が行われているかどうか分析・判断しながら財政の健全性の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政健全の認識と起債残高総額の位置づけについてのおたただしであります。本町では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の健全性に関する比率の算出と公表、その比率に応じた財政計画の策定、行財政上の措置を講ずるなど、健全で規律ある財政運営に努めております。

本法によりますと、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかにおいて、財政再生基準または早期健全化基準を上回る場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに改善に向けた財政計画を策定しなければならないと義務づけられております。このことから、健全化判断比率の一つであります実質公債費比率やその算定に用いられる地方債現在高については、財政運営の健全性を判断する上で重要な尺度として位置づけております。

さて、実質公債費比率について、財政再生基準は35%、早期健全化基準は25%と定めております。また、地方債制度では、地方債協議・許可制移行基準を18%と定めております。本町における実質公債費比率の推移を見ますと、平成27年度決算では実質公債費比率は13.2%となっており、いずれの基準も下回っております。また、平成19年度以降、毎年着実に比率が減少していることから、まさに財政は健全であると認識しております。しかしながら、基準を下回っているとはいっても、他の自治体や類似団体と順位で比較した場合に、先ほど答弁したとおり、高い位置にあることは見過ごすことができない状況であることもあわせて認識しております。

地方債現在高につきましては、平成27年度末現在、一般会計は83億5,194万7,000円であり、特別会計等を含めた町全体の総額は142億6,920万2,000円であります。特別会計においては、平成16年度以降、減少傾向にありますが、一般会計においては、平成23年度から平成28年度まで上昇傾向にありました。主な要因としましては震災からの復旧・復興への取り組みによるものでありますが、平成29年度以降は過去の事業の償還満了等により減少に転じるものと現時点で推計しております。

地方債は、財政における支出と収入の年度間調整、住民負担の世代間の公平のための調整、一般財源の補完、国の経済対策との調整等、さまざまな機能を備え、地域住民への安定的な行政サービス提供等に大きく寄与するものであります。なお、地方債の活用においては、後年度に交付税措置のある起債の有効活用等により将来における財政負担の軽減を図っております。また、財政状況を見きわめながら繰上償還を行うことにより、後年度の公債費負担軽減を図ることも検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、次世代に高負担を強いることのない持続可能な財政基盤の確立を目指し、徹底した事業の選別及び政策的判断により地方債借入額の抑制と地方債現在高の抑制を図りながら、計画的な財政運営に取り組み、実質公債費比率を初め、将来負担比率を含めた健全化判断比率のさらなる改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、交付税措置と財政との関係及びその実態についてのおたただしであります。交付税措置とは、地方交付税制度の目的の一つである財源保障機能であり、基準財政需要額へ算入されることで、将来における財政負担を軽減するものであります。交付税措置の対象となる起債は毎年対象事業や措置率等が見直されており、国の方針に基づく重点的な事業等については、より有利な財政措置として追加やかさ上げの対象となります。また、有利な財政措置の事業は対象となる事業期間の時限を設けられており、国の方針に則した財政措置を選択することが求められている状況となっております。

健全な財政運営を確保しながら、まちづくりを進めるに当たり、これら財政措置のある事業の中から規模や内容を勘案し、より有利な財政措置が見込まれる事業を選択することは、将来の負担を軽減するとともに、健全な財政運営のためには必要なことであると考えております。

議員おただしの矢吹中学校改築事業については、平成25年度までに全事業を完了しており、総事業費が約32億円、このうち特定財源として国・県等からの補助金が約17億円、地方債の借り入れが約10億円となっております。地方債の借り入れのうち約5億円が交付税措置として普通交付税算定に係る基準財政需要額への算入となります。また、事業施行当時の平成21年度と平成22年度では、国の補正予算に係る対象事業、スクール・ニューディール構想となり、より有利な財政措置となる補正予算債の借り入れが可能となったことから、補正予

算債のうち50%が公債費方式により、残りが単位費用により措置され、交付税措置額を除いた総事業費に対する町の実質負担額は約21%となっております。

そのほか、平成26年度に事業完了した耐震性飲料水兼用貯水槽設置事業についても補正予算債の借入対象となり、矢吹中学校改築事業と同様の措置がなされ、総事業費約1億6,000万円に対する町の実質負担額は約13%となっております。また、平成27年度に事業完了した防災行政無線システム設置事業では、東日本大震災を教訓とした防災への対応を目的とする緊急防災・減災事業債を活用することにより、公債費方式により70%が基準財政需要額へ算入され、総事業費約2億9,000万円に対する町の実質負担額は約30%となっております。

今後も、将来世代に過度な負担とならないよう、財政分析等に基づく検証を図りながら、新たな補助金等の特定財源や有利な財政措置の確保に努め、町民の安全・安心な暮らしの実現に向け、持続可能な財政基盤の構築、健全な財政運営を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 再質問をさせていただきます。

新町西線の道路計画について、ただいまの答弁の中に、平成8年度策定の都市計画マスタープランの市街地西部エリアの補助幹線道路として位置づけておりということを書いてありまして、平成8年ということでしたが、この段階で、この道路というものの道路の位置までをも位置づけて道路をつくるということになっていたのか、お伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

平成8年度策定の都市計画マスタープランでございますが、こちらの地域別構想の中で、図面において明確に補助幹線道路として位置づけられております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） あわせてでございますが、今回の26年から30年までの事業期間という中で道路を新設するというので、棚倉・矢吹線との交差点の位置の決定というものについての協議があったということがございます。これに関してのお尋ねをいたしますが、これはあくまでも交差点の位置の決定についての協議であり、道路の位置取りについての協議ではなかったというふうに判断をいたしますが、それでよろしいのかお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

交差点協議でございますが、あくまで公安委員会、白河警察署との協議につきましては交差点の位置の協議でございます。路線の協議ではございません。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、路線の位置取りに関しては警察署及び県南の事務所さんとの協議はなかったということよろしいのか、確認いたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

あくまで交差点の位置の協議であります。ただし、その位置によって路線が決定する、それにあわせての路線決定がなされております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） そうしますと、平成8年度策定のマスタープランのときに路線の位置づけがもうあったという先ほど答弁でございましたが、その延長上の交差点の協議であったということで、そのことを考えますと、その路線に関しては警察署及び県南建設事務所のほうの関与はないということよろしいでしょうか。町単独の路線位置決定ということよろしいでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

あくまで警察との協議については、交差点の位置の協議でございます。道路整備する際にはその路線の位置づけも当然検討した中で、その上で、最終的にどこの部分で県道とのタッチが一番望ましいかというふうな協議が同時に進んでおりますので、交差点と、あと路線決定は同時進行で進んでおります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） そうしますと、この路線に関しましてはもう従前、つまり平成8年度からこの路線自体は、位置取りはもう決まっていたということの再度の確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

都市計画マスタープラン策定時に決定したのかというようなご質問でございますが、その時点で決定はしておりません。計画として記載しております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 計画として決まったということの今お話をいただきました。

次にお聞きしたいのは、道路ができますよということになりました。今、工事に入りました。お尋ねします。素朴な町民からの疑問もございます。何ができるのでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

新町西線道路ができて何ができるのかということでございますが、先ほど答弁したとおり、将来持続可能な西側の地域の開発に資する、そういうエリアができて上がります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質疑ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 答弁をいただいた中であっては、将来においての持続可能なそういうものに関与したものができるとございまして、1つお尋ねしたいのは、この道路の需要、利便性についてお尋ねしたいんですけども、あゆり大橋を下って4号線に向かってきた場合において、非常に交通違反が多いところがございます。新町8号線になりますか、橋を下り終わったところで右に曲がれない、左にも曲がれない、非常に旧道へのアクセスが悪いという中で、まずそこが1つ大きな問題があります。その先に今回の交差点ができます。そして、この新町西線でございますが、南側から北のほうに向かってきて、当然ながら右折してあゆり大橋のほうには曲がれない。そしてもう一つは非常に混み合っておりまして、同じように南側から北に来まして、左側に曲がって郡山方面に行くにも路線の変更でもって車道を渡らなければならない、これもなかなか容易ではない。

また、先ほどの話に戻りますが、あゆり大橋を下ってきて町なかに行くときに、この新町西線を渡って左に、あゆり大橋を渡って左折しても、ぐるっと回ってくるしかない、ぐるぐる道路になってしまうわけです。非常に利便性がよいとは思えないし、需要があるのかどうかということのように思えないというのが多くの方の意見でございます。その辺がどうも、その理由に関しましても、持続可能な将来においての開発等、期待値をもってつくられた道路という印象がございまして、そういったことはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

新町西線を整備することよっての効果については、先ほど答弁のとおりでございます。あゆり大橋からおりて、非常に4号線に出るまでのその使い勝手が悪い、青山議員から言わせればぐるぐる道路というような言い方をしておりますが、これについては以前からの課題でございました。町のほうでは、県南建設事務所との事業調整会議において、何年にもわたってあのあゆり大橋の使い勝手の悪さについては課題として取り上げて要望をしておるところでございます。地権者との同意が得られない等々の諸般の事情があってその問題の解決には至っていないわけでございますが、6月28日に開催される事業調整会議の中でも、再度、議員の皆様、そして多くの住民の皆様がその不便な道路のあり方について改善の要望があったことも含めて強い要望をしまいたいと思います。

期待値というような話がございますが、将来持続可能な未来への投資ということで、西側開発に資するといったそうした大きな夢と希望の中で道路の整備をしまいたいと考えております。そういう意味では、期待というところについては大いに町としても期待しているところでございます。

以上で、私からの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） この道路に関しましては、1つには、路線位置、なぜにその位置なのかということと、その必要性、利便性に関しての2つの疑問がございます。

路線位置についていろいろ今ご質問をいたしましたけれども、平成8年のマスタープラン等で計画されていたということがございますが、その位置というものは、今のこのつくられているところに、あの位置に必要であると、あそこからびた一文振れていない、あの位置でなければだめだというようなそういう理由があったのかどうか、路線位置についてお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

[都市整備課長 福田和也君登壇]

○都市整備課長（福田和也君） それでは、青山議員の再質問にお答えいたします。

明確な位置決定があったのかというご質問でございますが、8年当時の計画書自体は、そのエリアの今の位置に1本の線が入っているような図面上の位置づけでございます。ですので、その計画、今回実施ということで周辺の測量を行いまして、交差点協議も含めまして、最終的に現在の位置に決定しております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） わかりやすく説明をしたいということで、町長の答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） もう少し突っ込んだ説明をさせていただきたいと思います。

平成8年度の都市マスタープランについては、今、福田課長から説明があったとおり、明確な位置について

図面であらわせるようなものはない。私も図面は見させていただきましたが、エリアの中に、この場所に道路が入りますよという位置図でございます。そして、今回の道路の位置取りについては白河警察署、さらには県南建設事務所とのやりとり、そうしたものがございます。それらについてはしよって説明をさせていただきたいと思っておりますが、今回の新町西線の道路の中心線を決定する際には、4号線の交差点の協議を含めて、あわせて、その交差点からどれだけの距離をとるかということによって道路の位置取りもあわせて協議がされているということでございます。

当初、白河警察署と第1回目、平成26年9月に話し合った際については、県道側の停止線より30メートルの区間についての市町道の取りつけはできませんよと、そして2回目、11月に、60メートルの位置ということで、町の申し入れに対して警察署と協議をしました。しかし、60メートルの位置では、その場所に位置取りをしたときには慢性的な渋滞が発生するというようなことも想定されるということで、60メートルもだめと、100メートル以上は離しなさいというような警察署の申し入れがございました。

その後、第3、4回目も含めて、60メートルでやはり当初の計画どおりしたいということだけれども、100メートルにしてほしい。じゃ、その真ん中をとって80メートルにしてはどうかというようなそんな話が4回目にされまして、そして5回目に役場で協議をして、80メートルの位置で本協議をしたいというようなことで内部決定をし、そして白河警察署と第6回目の平成27年4月に話し合いをしたときには、まずは棚倉・矢吹線と4号線が直角に入るというようなことで、新町西線が直角に入るということで、さらには大型車両が進入して隅切りをしなさい、そして80メートルに計画した際のカーブの線型、要するに真っすぐ入れなさいということで、カーブではだめです、当初はこういうふうにカーブも考えたんですけれどもそれもだめですよ。そして、県道矢吹線と新町・弥栄線の交差点協議もあわせて協議を進めていくというようなことで、60メートルの位置でも、白河警察署のほうでもいいですよというようなことだったんですが、しかし、諸般の事情によっていろいろ話し合いをした結果、地権者からも、それではだめだと、多くの土地がなくなってしまうんで、地権者からも70メートルにしてほしい。あと、進出予定者のほうからも、自分たちの店舗を構える際には面積が少なくなってしまうため、60メートルではだめだと、70メートルにしてほしいというそういうやりとりがあって、今の位置取りで決定したということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 当初の答弁ですと、交差点のみの協議が警察署等との協議ということでございまして、路線についてはということはなかったというお話でしたが、今の話ですと、警察署のほうも協議があったということでありまして、改めて後ほど、時間の関係もありますので、情報公開のほうでそちらのほうをご開示していただければと思います。

次に、財政についてお尋ねをしていきたいと思っております。

財政に関しまして、まず、よく言われる言葉で、入るをはかりて出るを制すという言葉がございまして。その入るの部分、収入ですが、歳入という言葉をお使いになると思いますが、その歳入の中での地方交付税というものに関して非常に重要な財源と思っておりますが、この地方交付税というものに関しての町長の為政者としての考

えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

上杉鷹山の「入るをはかりて出るを制す」、私も常に頭に入れて仕事をさせていただきたいと思います。自己財源が豊富であれば他の財源に頼る必要はない、国・県のそうした補助金に頼る必要もございませんが、補助金、さらにはこの地方交付税なくして、今の全国のほとんどの1,700の市町村はこの交付税に頼らざるを得ない。仕組みについてはご案内のとおり、基準財政需要額が、町全体の需要額があって、そこに自己財源である税収入とかそういったものを差し引いた残り、これについて財源を保障していただく、それが地方交付税だというふうに思っております。非常に重要な役割を果たしている財源だというふうな点では、青山議員と全く同じ考えてでございます。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 地方交付税が非常に重要な財源であるということでございます。当然ながら、地方交付税はこれ財源保障の主たる要素となっております。この地方交付税が年々減らされてきておまして、そしてなおかつトップランナー方式という、去年から、16年度からそういう方式も取り入れられ、今後なおさら減らされていく傾向が強くなってきております。その中であって、交付税措置というものが当然以前からのものとして継続されて入っていくわけですが、基準財政需要額に算入されますが、交付税措置が入ったとして、総額でもらえる交付税額が減れば財政効果というのは薄れていくのではないかと思います。町長のお考えをお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 地方交付税についても年々減少していることについてはご案内のとおりでございます。

以前は20億を超えるものであったものが、平成28年度については15億余りに減らされてきている、非常に厳しい環境にあることについては間違いございません。ただ、そうした環境というのは、やはり町としても想定しながら財政というものを維持していく、そういうことが必要なんだろうというふうに思っております。

したがって、心配されているのはこの後の、これだけ財政規模が縮小していく中で、これらの多くの事業を実際にやっていくことが可能なかどうかというようなことを聞きたいんですが、そうしたことを見越しながら、入ってくるもの、出すもの、そうしたものをにらんで町はいろんな財政を、健全化の判断の指標がございますが、そうしたことをにらみながら財政を維持していくということで、それらについては十分に織り込み済みで考えておりますので、なお、ご指摘の点につきましても、心配された点についてもさらに意識しながら今後の財政運営を執行してまいりたいと考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたい

と思います。

以上で、青山議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今、答弁のほうで想定をしていくと、交付税が少なくなっていく、基準財政需要額が減らされてきて交付税額が減っていくとそういったものを想定して対応するということですが、どの辺までの想定をされているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

財政についてはどの程度まで想定しながらというようなご質問でございますが、町のほうでは、青山議員もご案内のとおり財政シミュレーションというのを6パターンほどつくらせていただいております。あらゆることを想定しながら6つのパターンをつくらせていただいているということで、その中に織り込まれているということで、その中であらゆることを想定した中で、もちろん数字的なものですが、数字的なものを含めて想定しながらシミュレーションを立てさせていただいているということでご理解をいただければというふうに思っております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） シミュレーションがございましてその中でということでございますが、数字もあるということでお話をいただきました。この財政に関しまして、初めの答弁の中で、類似団体との比較でもって数字が出てきました。経常収支比率は本町は80.8、これ公債費含みのほうだと思いますが、そしてまた、経常収支比率が上位にあるということで、また、ここに出てきませんでしたが積み立てのほうも多いんですよ、類似団体の中では。それでいって実質公債費比率が高目であると。ほかの市町村自治体とどこが違うのかといいますと、これは実質収支比率も5%は超えているはずなんですが、結局ゆとりがあるんですね、その分野は。そんなところから、借金をしても返せるだろうというふうな考えもこれは悪いことではないと思います。そこに関して、いろいろ経常収支比率が上位であり、なおかつ実質収支比率も5%を超えているという中であっては、ゆとりがあるという考えに立った上で、その実質公債費比率、多少高くてもやむなしといいますか、ある程度許容範囲であるというふうにお考えなのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

財政運営にゆとりがあるから借金してもいいのかというようなおたがしでございますが、決してそうではご

ざいませぬ。青山議員もご案内のとおり、今、町は、第6次まちづくり総合計画の前期計画、260余りの事業、さらには、この後の地方創生絡みで総合戦略に基づいた町の将来像というを出しております。いわゆる、町がこの後持続していくためにはどういう事業が必要かとなれば、借金をしないで済むのが一番なんですけれども、それについては借金をせざるを得ないのが今、地方財政の現状、矢吹町も例外ではない。そうしたことで、必要な住民に寄り添った事業を進めながら、なおかつ町の将来をきちっと見据えてその事業を進めていかなければならない。事業をしないで済むんであればそれが一番いいんですけども、そういうわけにはいかないのが今の矢吹町の実情。そうしたことで、バランスを見て、なおかつ健全化の判断比率を見て、そして町は今運営しているわけですが、結果的に、そうしたことに十分注意を払いながらやってきた結果が今のそれぞれの町の数字だというふうに理解していただければわかりやすいのかなと思っております。

ゆとりがあるから借金をするために事業をやっているのではなくて、必要な事業をしたいために有利な借金をして事業を進めているということでございます。そういうことをご理解をいただければというふうに思います。

以上で、青山議員の再質問とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ロスタイムは入っているんでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 1分プラスしますので、ご安心ください。

○7番（青山英樹君） 財政に関しまして、先ほど経常収支比率が80%ということで、ゆとりがあると言いましたけれども、これ去年、我々が研修した茨城県の利根町なんかもそうですが、子育てのほうの支援を充実させる、非常に力強くやっています、経常収支比率94%とか、どの自治体も今福祉関係に力を入れて、経常収支比率80%なんてことはないんですね。アップアップの状態までもって行って、手当てをしていると。財政が土木型投資的経費型財政というような従来からのような投資型と、環境福祉教育型財政という大方、2つ出ているんですね、今。大方、この環境福祉教育型財政における老人ホームを建てたりそういうものに力をいれていくという財政がございます。ですから、そういうものを考えれば、どう見てもほかの市町村と比べた場合において、財政のゆとり度が、ほかはもうぎりぎりまで福祉のほうに入れているんだけれども、矢吹の場合はまだ2割ほど余裕があるという経常収支比率で出ているわけなんです。

ですから、そういったことを考えていきますと、今申し上げた2つの型がある財政がございますが、再度、町民の要望に沿った環境福祉教育型財政を主流とした老人ホーム等の建設を進めていただきたいということに関してどう思うのか、お尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

財政指標の中で経常収支比率80%台、矢吹町、維持させていただいております。青山議員から言えば2割ほどまだ余裕があると。その部分については、土木型、投資型というような表現がありましたが、そちらのほう

ばかりではなくて、環境福祉型のほうにも投資をするべきだということでございます。

環境福祉教育について、町は他の市町村に自負できるぐらいにお金を使っているのではないかなというように私の思いがございます。これについては青山議員と意見の分かれるところでございますが、今ハード・ソフト両面にわたってさまざまな教育施設の充実を図っておりますし、また、青山議員がおっしゃる特別養護老人ホーム、これについてもきのう議員に答弁させていただいているように、継続して今、民間業者を募っております。したがって、これらについても全力を尽くして、特別養護老人ホームの建設については民間の力をおかりしながら、早期に実現ができるように努力を傾注してまいること、お約束をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、バランスのとれた260を超える事業、バランスよく、そして確実に、そして住民に寄り添って、住民のためになるそうした事業として取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、7番、青山議員の再質問の答弁とさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 定められた時間が満了になりましたので、以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

再開は、議場の時計で11時15分をお願いします。

以上です。

(午前11時03分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 薄葉好弘君

○議長（熊田 宏君） 続いて、通告7番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番。

[5番 薄葉好弘君登壇]

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席の皆さん、大変ご苦勞さまで。ありがとうございます。

さて、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

まず初めに、空き家・空き店舗について質問いたします。

今回の補正予算で、地方創生推進交付金による空き家調査を業務委託して実施する予定であります。どこに委託して具体的にはどのような手順で調査し現状を把握するのかをお尋ねいたします。

また、空き家調査を実施して所在と所有者を把握した結果を踏まえて、町としては何らかの対策を講じる予定があるのかをお尋ねいたします。

また、現在、新聞等で報道されておりますが、国では、中心市街地の活性化を図るとして、空き店舗の解消

に向けて今後は課税強化する方針ではありますが、これに対して町はどのように思われるのか所見をお尋ねいたします。

次に、2つ目ですが、復興計画について質問させていただきます。

町は、東日本大震災により、これからの復興には、単なる被害からの復旧ではなく震災によって生まれた現実を受けとめた上で、大震災以前より活力ある町、安全・安心なまちづくりを進める必要があるということで、町の新たな方針として、暮らし、子供、地域、産業、防災、環境、放射線の7つの柱である主要施策による復興ビジョンを作成し、広く町民の皆さんから震災復興に関するアンケート調査の実施や行政懇談会の開催と各団体等からの提案等により平成23年から平成32年までの10年間の復興計画を策定し、現在まで進めてきております。今年度で復興計画による復興期の最終年度となりますが、目標としている最重点課題等も踏まえて、計画達成に向けた進捗状況についてはどうなっているのかをお尋ねいたします。

また、10年間の復興計画による復興計画期間で、次年度からは発展期に向けて目標別に計画されておりますが、第6次まちづくり総合計画の中では具体的にはどのように取り込まれ位置づけされているのかをお尋ねいたします。

また、平成25年3月に東日本大震災による記録誌を発行し町民に配布しております。東日本大震災の当時は、町長を先頭に町の全職員も、土日、昼夜も問わず、断水による給水場や避難所の設置と仮設住宅や放射線対策、そして道路等のインフラ整備など、平成23年から平成29年まで復旧から復興へと取り組んできております。町行政が一丸となって、町民の安心で安全な暮らしと支え合いと活力ある産業に向けて誠心誠意、まちづくりに取り組んできたことが、丸6年も過ぎて年を重ねてしまうと町民の皆様方も忘れてきてしまっているような気がしております。大震災から、復旧から復興まで歩んできた経過を忘れ去らないように、報告書のような冊子を発行して町民に配布する予定はあるのかをお尋ねいたします。

最後に、鬼穴古墳の修復について質問させていただきます。

大震災から丸6年、7年目を迎えております。私は、鬼穴古墳のこの修復については、平成24年9月、平成26年12月、あと昨年6月と3回質問しておりますが、一向に修復については進められておりません。昨年度によりますと、鬼穴古墳への調査費について被害調査の試験掘りの調査等を実施するという事になっておりましたが、実施されたのかをお尋ねいたします。

また、昨年度には被害調査の試験掘り調査等を実施されたとすれば、鬼穴古墳の修復にかかる費用と期間が確定されたのかをお尋ねいたしたいと思っております。

また、鬼穴古墳の土地の地権者、真興製作所であると思っておりますが、将来の史跡公園として整備に向けた用地取得を含めて地権者と協議するという事でありましたが、具体的には地権者と連絡をとって協議を進めているのかをお尋ねいたします。

以上、3項目について質問させていただきますので、ご答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、空き家調査の委託先と調査手順についてのおたただしですが、空き家調査事業は、地方公共団体の地方創生の深化に向けた自主的かつ主体的な取り組みを支援する地方創生推進交付金を活用して行うものであり、稼げる農業による移住定住サポート事業として申請した計画が平成29年5月に採択され実施するものであります。

本事業の予算額につきましては、全体で1,200万円、交付金の補助率は2分の1であり、残り2分の1については交付税措置されるものであります。

具体的な調査の手順としましては、本年度は、空き家の定義及び判定基準等を定める空き家調査計画書の作成を予定しており、平成30年度は、本計画書に基づく具体的な調査として地図データを活用した調査や行政区長等への聞き取り調査、さらには現地に出向いての家屋の外観調査等を予定しております。これらの基礎資料をもとに、空き家と思われる家屋の権利者への意向調査や家屋の詳細調査を実施し、空き家台帳として整理するものであります。

また、空き家調査業務の委託先につきましては、本町の工事等請負有資格業者登録名簿の調査業務に登録されている業者を想定しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、空き家調査完了後の対策についてのおたただしですが、地方創生推進交付金を活用した空き家調査につきましては、移住・定住の促進による人口増加を目的に実施するものであり、本町へ移住・定住を希望する方へ空き家を紹介するために空き家台帳を作成するものであります。台帳の作成後には、貸し手と借り手のマッチングが円滑に行える体制の構築を行うとともに、平成31年度からのマッチングサービス開始に向け、先進事例等を参考にしながら、移住者等の支援を担っている団体等との連携を図り、効果的な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

今後も、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である「矢吹町への交流・流入人口をふやす」の達成に向け、空き家調査の結果とともに本町の優位性等をさまざまな機会を通じ広くPRし、移住・定住の促進による人口増加に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国の地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生基本方針（案）の中心市街地の空き店舗解消に向けた課税強化の方針についてのおたただしですが、この基本方針（案）では、空き店舗の所有者に対し、出店希望者への貸し出しや売却を促し、中心市街地の空き店舗解消を図ることを目的として、自治体の空き店舗解消の要請等に応じない所有者に限り、空き店舗に課税されている固定資産税の優遇措置を対象から外すことを検討する方針となっております。

本町の中心市街地におきましても、東日本大震災の影響や後継者不足等により空き店舗があり、空き店舗の利活用に向けた補助制度の開始とあわせ、現況の把握を行うため、商工会とともに空き店舗の確認と賃貸等に関する所有者への意向調査を行っているところであります。

今般、国からの方針案が示されましたが、さらに内容の確認を行いながら、商工会を初め関係団体の皆様とも慎重に協議を進め、所有者の方に不利益が生じないよう対応を検討し、中心市街地の空き店舗の解消を図り、中心市街地の活性化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、復興計画の最重点課題等も踏まえた進捗状況についてのおたただしですが、矢吹町復興計画は平成24年3月定例議会において議会の議決を受け策定されたものであり、震災以前以上の活気ある矢吹町の実現

に向け、町民、議会、行政が一丸となり、これまで各種事業に取り組んでまいりました。本計画では、平成23年から平成32年までの10年間で計画期間とし、当初3年間で復旧期、中間4年間で復興期、最終3年間で発展期と位置づけ、計画的かつ段階的な取り組みを進めております。

議員おただしのとおり、本年度は矢吹町復興計画における復興期の最終年度となることから、復興の総仕上げに向けた各種事業の進捗状況の確認とともに、次のステップとなる発展期を見据えた新たな展開を目指してまいります。特に、本計画では東日本大震災からの復興を確実かつ早期に実現するため次の5つを最重点課題として位置づけ、スピード感を持って取り組んでまいりました。

1つには、農地部門を最優先とした震災からの復旧であります。本町の基幹産業である農業の再生に向け、特に羽鳥幹線水路の被災により約6割の水田が作付不可能となりましたが、震災の翌年の作付には支障がないよう農地・農業施設の応急復旧作業を完了させ、平成26年度末には総数601地区、事業費約10億円にも及ぶ復旧工事が完了したところであります。

2つ目には、除染計画に基づく町内全域の除染であります。除染なくして復興なしの考えのもと、町民の皆様の安全・安心を確保するため住宅等の除染に取り組み、平成27年度末には町内全域で総数1,011戸、事業費約21億円の住宅等の除染作業が完了いたしました。

3つ目には、原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回であります。平成23年12月に原子力損害賠償紛争審査会が示した中間指針追補では、本町は自主的避難等に関する賠償の対象区域外とされましたが、福島県民ひとしく適切な賠償がなされるよう、町民の皆様から1万4,711名分の署名の協力をいただき、町議会の大震災及び原発事故調査特別委員会及び福島県原子力損害賠償対策協議会と連携を図りながら、福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部を通じ、国及び東京電力株式会社へ繰り返し強く要望、要求してまいりました。

その結果、県南地域住民のうち、妊婦及び18歳以下の子供を対象に一律20万円の定額賠償を行うこと、また、県の原子力被害応急対策基金に30億円が拠出され、県ではこれを原資に関係市町村を通じ県南・会津・南会津地域給付金給付事業として県南地域の妊婦と18歳以下の子供に10万円、大人に4万円を給付いたしました。なお、本給付事業に係る本町の実績としましては、対象者数1万8,235名、給付総額9億4,708万円となっております。

4つ目には、中心市街地復興・街づくり推進事業を中心とする復興へ向けた取り組みであります。中心市街地につきましては矢吹町の顔として繁栄を続けてまいりましたが、東日本大震災により甚大な被害を受けました。このことから、中心市街地の復興は我が町の命運を左右する大きな課題として、関係機関団体が強固な連携を図り、中心市街地の活性化に向け取り組んでまいりました。

具体的には、東京大学生産技術研究所やまちづくり団体と連携を図りながら住民アンケートやワークショップ等を重ね、平成26年2月に策定された矢吹町中心市街地復興計画に基づき各種事業を推進してきたところであります。これまで、本計画に基づき災害公営住宅を初め第1区自治会館の整備、大正ロマンの館の利活用など中心市街地の活性化に向けた事業を展開してきたところであり、魅力とにぎわいのある中心市街地の基盤づくりが順調に進んだところであります。

5つ目には、防災体制の再構築であります。震災の教訓をもとに、文化センター駐車場敷地内及び矢吹小

学校校庭に100トンの耐震性飲料水兼用貯水槽を設置いたしました。また、災害時の備えとして、文化センター駐車場敷地内には応急復旧資材を初め毛布や飲料水を保管する備蓄倉庫を平成26年度に整備いたしました。このほか、長年の懸案事項でありました防災行政無線の難聴対策としまして、280メガヘルツ帯の周波数を利用した防災無線システムの整備を平成27年度に完了するとともに、これまで1,355台の防災ラジオを配布いたしました。これらの備えを有事の際に効果的に活用するため、地域防災計画の見直し作業も並行して取り組み、平成28年度に完了したところであります。

このように、矢吹町復興計画の復興期最終年度を迎える中、最重点課題として掲げた事業が順調に進められましたのは、議員の皆様を初め、町民の皆さん、多くの関係者の皆様のご理解とご協力があったなし得たものと強く感じております。現在は、最重点課題の中でも中心市街地の復興へ向けて、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業を、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトの一つとして位置づけ、ポケットパークの整備や複合施設整備事業の確実な推進に努めており、復興を確かなものとするため、次のステップとなる発展期につなげてまいりたいと考えております。

なお、これらの最重点課題のほか、矢吹町復興計画の目標別事業計画に位置づけられた事業の進捗状況につきましては、平成28年度からスタートした新たな町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画の7つの分野である、人、支え合い、子供、仕事、暮らし、復興、計画の実現のためにのそれぞれに再分類し事業の進捗管理をしております。

また、平成29年度は、復興はもとより第6次矢吹町まちづくり総合計画の確実な推進に向け、矢吹創生、子育て支援、健康・医療、協働のまちづくり、ブランド化・情報発信の5つを重点分野と定め、重点的かつスピード感を持った政策の展開、事業の着実な実施に努めているところであります。

いずれにしましても、これらの行政計画の目標達成状況につきましては、行政からの目線のみならず、町民目線での計画の達成度を調査し、町民の皆様の声を反映したまちづくりを推進する必要があることから、矢吹町復興計画の検証及び第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の策定に向け、「こんな町いいな」目指そう値の中間検証を含めた町民アンケートを今年度中に実施し町民ニーズの的確な把握に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、第6次矢吹町まちづくり総合計画における復興計画の位置づけについてのおただしではありますが、平成24年3月に策定した矢吹町復興計画は、町の最上位計画、第5次矢吹町まちづくり総合計画の目指す将来像の実現に向け、東日本大震災により新たに発生した復旧・復興の取り組みを体系化し、補完する計画として総合的に推進するものと位置づけております。

議員おただしの矢吹町復興計画の発展期に向けた目標別事業計画につきましては、生活再建の支援と社会生活基盤の復旧・復興、未来を担う子供たちの育成、支え合いによる地域コミュニティの再構築、産業基盤の再生、災害に強いまちづくり、新たなライフスタイルへの転換、原子力災害の克服の7つの分野に分類し、各種事業が位置づけられております。これらの目標別事業計画は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の中で、人、支え合い、子供、仕事、暮らし、復興、計画実現のためにの7つの分野に再分類し、事業の推進を図っております。また、震災以降、ここ福島県では特に影響の大きい人口減少問題では、発展期に向けて大きな課題となることから、平成27年に策定した矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき各種施策の効果的な推進を

図り、真の復興を目指してまいりたいと考えております。

東日本大震災から6年3カ月が経過いたしました。震災で未曾有の被害を受けた矢吹町が開拓精神をもって復興をなし遂げ、未来を開く矢吹町をつくる、いわば復興から矢吹創生であります。矢吹創生の実現に向けては平成30年度から3年間の発展期が非常に重要となることから、第6次矢吹町まちづくり総合計画で掲げる協働の理念のもと、全員参加で矢吹創生を合言葉に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、東日本大震災からの復旧・復興に取り組んでいる近年の経過がわかる冊子の発行予定についてのおたただしですが、本町では、東日本大震災発生時から復旧・復興や放射能対策の取り組みなどを記録としてまとめた「東日本大震災記録誌 矢吹町～あの日と今～」を平成25年3月に発刊いたしました。

議員おただしのとおり、震災からの復旧・復興の経過を残すことは大変重要であると認識しており、平成29年2月に一部改訂した町勢要覧においては震災からの主な経過のコーナーを設け、平成28年までの震災からの復旧・復興の経過を掲載し、町ホームページにおいても公開しております。未曾有の被害をもたらした東日本大震災の記録を残し、記憶の風化を防ぐとともに、防災・減災対策や防災教育等に関する効果的な利活用を図ることは本町の使命であると強く感じております。

このことから、記録誌や報告書につきましては、矢吹町復興計画の集大成となる計画期間最終年度の平成32年度以降の作成を目指し情報の収集・整理に努めるとともに、編さん方法等についても検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

鬼穴古墳の修復についてのおたただしですが、初めに、鬼穴古墳の試掘調査については昨年度実施に向け検討いたしましたが、新たな課題等が判明し、実施には至りませんでした。

鬼穴古墳は、議員ご承知のとおり、昭和47年4月7日に福島県指定文化財として指定された本町を代表する史跡であり、これまで福島県文化財課と連携を図りながら復旧計画等について協議したところであります。昨年7月に、復旧のための事業調整方法やスケジュール等の確認のため県文化財課及び福島県文化振興財団に来町していただき現地案内したところ、遺跡の範囲を示す福島県埋蔵文化財包蔵地台帳と鬼穴古墳の位置がずれていることが判明し、遺跡範囲を再確定させる変更手続が必須であり、福島県文化財保護審議会委員の専門家の現地調査が必要であるとの意見をいただきました。そのため、県を通じ専門家の派遣について依頼いたしましたが、先方の都合もあり、昨年度、再確定する現地調査は実施できなかった状況であります。

この内容については、矢吹町文化財保護審議会に報告し、平成29年1月26日に実施した文化財防火デーに合わせ町文化財保護審議会委員の皆さんに現地説明し、鬼穴古墳北側の林についても遺跡範囲に含めるべきであるなどの意見を伺っております。

なお、6月下旬に県文化財課と協議する調整ができましたので、速やかに対応できる手法や今後の進め方について確認してまいります。

次に、試掘調査や修復に要する費用と期間等についてのおただしであります。昨年度は調査や修復について進めることができませんでしたので、今年度は県文化財課の指導を受けながら修復の方法やそのための費用、期間等について明らかにしてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

最後に、地権者との協議についてのおただしであります。平成28年6月24日に愛知県名古屋市にあります株式会社真興製作所を訪問し、被災状況等の説明を行い、埋蔵文化財の試掘、確認調査について同意をいただいております。その際に、鬼穴古墳の遺跡範囲及び遺跡に通じる道路等について測量調査を実施し、用地取得を検討しているとの相談を行い、進捗状況に応じご連絡すると説明し、ご理解をいただいております。これらを踏まえ、今年度は県文化財課や地権者との具体的な協議を進め、鬼穴古墳の修復に向けて着実に前進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） まず、空き家・空き店舗の件でございますが、今年度実施するというふうなことで手順等の説明をいただきました。

現在、矢吹町にある空き家の中で、私も何件か言われたことがあるんですが、ここ何年かのうちに空き家で立ち木や雑草が繁茂したり悪臭があるというようなことで、町に具体的にそういうふうな苦情なり問い合わせが来ている件数が、ここ二、三年でいいですが、何件かあったのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

空き家に繁茂する草木によりまして虫が発生する等の苦情は寄せられております。その場合の対応といたしましては、所有者に対し苦情があった旨のご通知を差し上げるとともに、写真を添付して対応するようなことでご連絡をしております。

なお、件数につきましては、今、数字は持っておりませんので、後ほど件数についてはご報告させていただきますと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 空き家対策のほうで、まず調査する前に、庁舎内で現実的に、税務課の固定資産税の台帳とかどうか、そういうふうな空き家の税金がどうなるのか台帳とマッチングをして調査をするんだかどうか、あと現在、固定資産税がそういうような部分で滞納になっている部分があるのかどうか等も含めてお願いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 薄葉議員のご質問にお答えいたします。

現在、空き家の中で滞納者の空き家は何軒かございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 何軒かございますというようなことですが、税務課長が税金を管理している中で何軒かということじゃなくて、28年度末では何軒ありましたかという即答できないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 薄葉議員のご質問にお答えします。

空き家といっても地権者が管理されていないで、形にはあるんですがもうぼろぼろで課税に厳しい部分が2軒ほどございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 課税に厳しいというふうなことでございますが、今回の調査の中で、そういう所在が明らかでないとか建物が倒壊しそうだというふうなことでありますと、調査をしながら、行政サイドでは改善の、まずは最初に助言か指導というふうな手順を踏むようになるのかなと思いますが、具体的にどこら辺までを予定しているのか。手順のほうからすれば助言、指導、その次は勧告なり命令なりとかというふうな手順を踏むようになりますが、現段階ではどこら辺までのことを検討しているのか、わかればお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 薄葉議員の質問にお答えいたします。

現時点では、町長答弁申し上げたとおり発注の準備段階でありまして、詳細については今後仕様書を固めてまいりたいというふうに考えておりますが、今回の空き家調査につきましては、一番大きな目的は将来的な移住・定住というところではありますが、町では現在まで空き家調査をしたことがございませんので、空き家に関係する、今ご指摘ありました税務課あるいは環境衛生安全面でまちづくり推進課、あとは移住・定住の産業振興課、そのほか関係課が集まりまして、連絡調整会議を開催しながら基礎的資料をまず取りまとめ、その後にどのような活用、今ご指摘ありました危険家屋についてはどのような手順で手を踏んでいくか、そのような

ものについては今後取りまとめをしまいたいというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思
います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） ただいまの答弁で、調査は今までしていないというふうなことです、大震災の当時、
大規模半壊以上で解体の助成もするといつて被災証明書を出したというふうなことです、その中である程度
の調査をした経過があると思うんですが、そういうような部分と今後マッチングするようなことはあるのかど
うかもお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 薄葉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

現在、うちのほうで所管しております罹災台帳と照合しながら、今回、空き家対策の調査をしたいと思っ
ております。よろしくをお願いします。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 震災のときに、あのときは町民生活課だったかなと思いますけれども、罹災証明書を出
して、1年間の家屋も解体を含めた助成事業があったわけですが、それで現実的に罹災証明書を出した方とマ
ッチングをして所在が確定できなかったという人もありますので、そこら辺も踏まえて今回の空き家の調査を
していただきたいと思います。答弁はこれは要りません。すみません。

じゃ、続きまして、2つ目の項目の町の復興計画について質問させていただきます。

まず、復旧から復興の状況を先ほど町長のほうから答弁いただきました。これ、平成26年度7月から8月に
16歳以上で3,000名の方にアンケート調査した内容なんでございますが、復旧はできているが復興が進んでい
ないというふうな回答をした方が49.3%いたというふうなことでございます。現実的に復興がまだまだだとい
うことが26年8月以降にアンケート調査出ておりますが、これについては町としてはどう考えているのかお尋
ねいたしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

復興計画に当たって町民アンケートを実施させていただきました。その中で、復旧については順調に進んで
いるという住民の声、ただし復興については49.3%の方しかそういう数字が出ていない。平成26年当時につい
てはやむを得ないのかなというふうに思っております。25、26、27、28年の時点では復興が緒についたばかり、
そういう時期でもありましたので、26年ということ振り返りますと、町民の声としては素直な、そして正確

な数字ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 26年度のアンケート調査だったということで、復興についてはそういうふうに進んでいないというふうな町民の理解だったのかなと思います。ただ、昨年度まで町主催によります地区ごとの行政懇談会が開催されておられません。そういうふうな場面で、やはり復旧から復興が今まで、ここまで進んでいるというふうな説明をしていただきたいなというふうに思っております。まして、今年度につきましては復興の最終年度だというふうなことでございますので、先ほど私に答弁していただいたような達成状況を含めて、今年度は地区ごとに町民を対象とした行政懇談会を開催する予定があるのか、あればいつごろ開催する予定があるのかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

復興についての説明が足りないのではないかと、昨年は行政懇談会が開催されていないと。行政懇談会は開催しなかったんですが、区長さんによる懇談会というような新たな手法で昨年度開催させていただきました。それにしても説明するそういう機会が少なかったのではないかとというようなおただしでございますので、ご提案にもありましたように、今年度はこうした、ただいま答弁しました中身も含めて、その状況、状況に応じたより詳しい説明会を今年度は開催し、住民の理解を深めてまいりたいと考えております。

行政懇談会のあり方についても、これは区長会が主催でございますので、区長さんと相談をしながら、開催時期、そして中身についても最終的な調整を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

いずれにしても、丁寧な説明を今年度、懇談会にするかどうか、説明会にするかはまた別にして、そうした機会を設けてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 開催していただけるような答弁でございましたが、私も今、行政区長をしておりますから、昨年度から見れば行政区長の意見交換会というふうなことで一般の町民は参加はしていません。区長会と合同開催も必要だと思いますが、やはり節目となることしの復興期の最終年度であれば、町単独で、復旧から復興までの進捗状況の説明をする行政懇談会を開いていただきたいなと思いますが、再度これについてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

今年度、丁寧な説明会を開催していただきたい、その意を受けて前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） では、懇談会は期待しておりますので、ぜひ開催をお願いしたいと思います。

あと、私のほうで、平成25年3月に東日本大震災の記録誌というふうなことで発行していただいて、町民に配布して、町民の方も、25年ですから丸2年ほど過ぎたわけですが、大変悲惨な、それこそ未曾有の大震災だったなというふうなことで、被災な状況を思い浮かべられたと、思い出したというふうなことをかなりの町民の方から伺っております。

今回、私の質問では10年過ぎてから、昔は十年一昔、今は五年一昔と言われておりますので、私が質問したのは、やはり10年までたってしまうと、もう生まれた子供も小学校5年生ぐらいまでになっちゃいますし、記憶も薄くなっておりますので、できれば、やはり復旧は復旧、復旧から復興年度というふうなことで、そういうふうな部分の進捗状況も含めた記録誌ほどまでじゃなくても、ある程度冊子にして、できれば先ほど言った行政懇談会等で説明をして配布していただければというふうに思いますので、10年じゃなくて復興年度で、何とかそういうふうな、復旧から復興の歩みでも構わないですから、そういうふうなことを再度お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

記録誌につきましては、平成25年3月に復旧を終えた時点で「矢吹町～あの日と今～」という記録誌をつくらせていただきました。再度、復興期から発展期を見据えてまちづくりを進めている、そうした経過も含めて形として、当初、平成32年というように答弁させていただきましたが、それでは余りにも時間が経過し過ぎるというようなおただしでございます。どんな形の記録誌にするかということも含めて、さらに時期等も含めて、できるだけ早い時期に検討を深めてまいりたいと考えておりますので、そういったことでご理解をいただければというふうに思っております。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） そういうふうなことで、何らかの形で冊子をつくっていただきたいと思います。

この冊子をつくっていただきたい思いの一つには、この震災の復旧で、三鷹市さんなり川南町さんなり十和田市さん、全国の市町村から職員が来ていただいて復旧のために携わっていただいたと思います。御礼かたがた、矢吹町が復旧から復興までここまで来ているんだというふうなことを、やっぱり言葉じゃなくて文書とか

写真とかで示す必要があるんだろうというふうに思います。私も含めて町民の方もそういうふうに思っていると思います。そういうふうな部分で、町長は何カ所かには行って御礼はしたというふうなことです、そういうような復旧から復興までの報告を含めたそういうふうなのを、そういう市町村なりに配布なりしたのかどうか、していなければこれからする予定があるのかどうかも含めてお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

震災からの復旧の段階で、多くの町村、全国の市町村に物心両面にわたる支援をいただきました。特に薄葉議員からお話が出た姉妹友好都市であります三鷹市、さらには友好市町村である青森県の十和田市、そして宮崎県の川南町を初め、多くの市町村から、そして民間団体から、そして個人から、矢吹町は温かい支援を受けました。その方に対してのお礼でございますが、復旧が一定のまとまりができた段階で、三鷹市を含め多くの支援をいただいたところに限ってではございますが、そちらに私が直接出向き、お礼の挨拶をしてみました。また、25年3月につくったこの記録誌につきましても、でき上がった時点でそれぞれお世話になった市町村、関係団体等々にも送らせていただいておりますし、また、公の機関にもこの記録誌については送らせていただきました。

再度、復興が終わった時点でというようなことも含めて視野に入れながら、今後、目に見える形で、要するに形あるもので、矢吹町、こういう復興の姿が今でき上がりましたよというようなことを説明しながらお礼の挨拶にも足を運んでいきたいとそのようなことも考えさせていただいておりますので、そういったことで、多くの皆さんに世話になった町の姿を見せて、そして安心していただけるように努力してまいりますので、そういったことをご理解いただければと思います。

再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 3項目めの鬼穴古墳について質問させていただきます。

先ほど答弁で大変がっかりしたのが、昨年の県の調査の中で古墳の位置が台帳とずれていたというふうなことで、判明したというふうなことです、私も3回ほど質問していますけれども、丸6年もしている中で、その位置がずれていたというのはどういうことなのかをちょっとお尋ねしたいと思います。どこが悪くてずれていたのか。県サイドなのか町教育委員会サイドなのか、それも含めてお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、この県指定の文化財となりましたのが昭和47年でございます。その後、台帳がつくられたものというふうに思いますが、そのときには県からも調査員が来まして、町の担当者も出向いてと

いいですか、そして場所が確定されたというふうに私どもは思っておりました。ところが、その台帳を見ますと、確かにといいますが、印をつけた、鬼穴古墳と書いてありましてそこに丸がついているんですが、その丸の位置が違うのではないかと。そういうふうに言われまして、見ますと台帳にそういう違いがあるということでした。

それで、この鬼穴古墳が被災しましてから県の文化財課の方は何度も来ております。初めは23年6月30日に現地調査に来ておりまして協議をしております。それからその後、25年8月にも文化財課の職員とうちのほうの担当者で現地調査を行っております。その後も何度かやりとりなどしているわけですが、そのときには一度もそういう指摘は受けませんでした。しかし、そのような指摘がありまして、実は私どもも困惑したところでございますが、しかし、そうはいっても、位置がずれていると言われればもう一度再確定のために、今度6月下旬に文化財課の方が来て現地調査等も行いますので、そこではっきりとどういう手順で、修正なら修正すべきか検討して、まずそのことを行いたいというふうに考えているわけでございます。

それで、どちら側に責任があるのかというのは、正直言って、私どもも何とも今の時点では申し上げられないところですが、県の職員も来て確認して台帳をつくっておりますので、その点は、県の文化財課の職員とも十分に協議をして、そして再確定をしたいと考えているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 大変、今答弁を聞いてがっかりいたしました。6年間ずれていたのがわからなかったのかどうかというふうなことで、大変がっかりしておりますが、先月30日に町で、文化財保護審議会でも鬼穴古墳の修復については話し合いがされておるようでございます。その中で、現状報告では天井の石と側壁がずれて崩落の危険性、あと丘のほうですね、墳丘で若干、雨水等で浸入がされて陥没するようなおそれもあるというふうなことで、今後の対策では墳丘部の立ち入りを禁止するというふうなことを、先ほど答弁あった検討の協議で言うというふうなことでございます。

実はここら辺が、私も今、行政区の区長もやっております、これ、毎年6月に、鬼穴古墳の雑草を刈り取る作業を神田の老人クラブが引き受けてやっております。これにつきましては老人クラブの方から何回か言われております。草刈りやっけて大丈夫なのかと、俺ら落ちたりしないだっぺかなというふうなことでこれは言われております。ただ、この話は、この間の保護審議委員会で報告されてから、私ども行政区なり神田の老人クラブ等にも話は一切来ておりませんが、そういう危険なことであれば、もう以前から古墳の下刈りをやるのを中止させるとかはしなかったのか。そこら辺、いつの段階でこれがあったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 平成27年12月24日に、白河の小峰城の修復をしている石工の方といいますが、専門家に来ていただきまして、見ていただきました。そこで雨水が少し出ていますと、崩落につながる危険な状態で

あるというようなことで、入り口を塞ぐ処置をしたところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 平成27年12月にそういうふうなお話があったとすれば、仮に崩落する危険があるということであれば、やっぱり草の下刈り等は昨年度から中止をするというふうなことを言っていたでもいいんじゃないのかと思います。これ、人命にかかわることですから、そこら辺を全然今まで、私が質問しない限り報告もされておませんが、そこら辺の危険度の認識ってどうだったのかお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議員ご指摘のように、このままの状態が続けば崩落の危険もないわけではないので、特にこの中に入ることはしないほうがいいというような指摘を受けまして、その入り口を塞ぐ処置をしたわけですが、議員ご指摘のように、上に上がっての草刈りということについては、おっしゃられるようにしないほうがいいというふうにそこまで思い至りませんで、大変失礼を申し上げました。

今後、そういうことには十分注意をして、文化財の保護とともに、周囲環境の整備をお願いしている方々にもご承知いただくように説明を尽くしたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 残り15秒です。

質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 申しわけありませんが、県の教育委員会が、ことし3月では148件の文化財の指定があって、大体6割が修復されているというようなことでございますので、早急な調査、修復をお願いしたいと思います。

以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

3番、安井敬博君。

○3番（安井敬博君） それでは、総括質疑をさせていただきます。

議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）に関する質疑をさせていただきます。

本補正予算には、あゆり温泉、それから温水プールであります健康センターに、サウナとお試し移住のための宿泊施設を新たに増設する改修工事の予算5,930万円が歳出として計上されております。それに関する質問を、細かくて申しわけありませんが、簡潔に言わせていただきますが、6点質問させていただきます。

1点目としましては、旅館業法等、法令等の問題は恐らくクリアするとは思われますが、そういった問題はないのかが1点。

2点目といたしまして、宿泊施設の定員、また部屋数はどのような計画なのか。

3点目といたしまして、町民と、また町民以外の利用者で宿泊料等に差を設けるかどうか。

4点目といたしまして、サウナはどちらの場所に設置するのかどうか、また、定員は何人を予定しているのかどうか。

5点目といたしまして、サウナとそれから宿泊施設の年間の利用計画、利用見込み人数等はどのようなものかどうか。

6点目といたしまして、お試し移住としては、他の自治体等では空き家等をリノベーションして活用する、そういった事例で成功しているところもありますけれども、そういった検討はされているのかどうか。

以上6点、質疑をさせていただきます。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（熊田 宏君） 総括質疑の質疑としてふさわしいかどうかを今確認しますので、少しお待ちください。

今確認しているんですが、総括質疑とは、総括的な質疑であって細部にわたる質疑はできないはずですので、その根拠となるものを今確認していますので、もう少々お待ち下さい。すみません。

総括質疑とは、総括的な質疑でございますので詳細にわたっての質問はできません。ですので、委員会において、ご自分が所属しない委員会であれば所属されている委員会の議員に質問をお願いして、質問をしてください。

○3番（安井敬博君） それでは、歳出の大まかな内訳だけは、質問することはできないのでしょうか。

○議長（熊田 宏君） どのぐらいの程度ですか。

○3番（安井敬博君） どのような質問かといいますと、サウナに幾らなのか、それから宿泊施設に幾らなのかという、その辺はだめでしょうか。

○議長（熊田 宏君） じゃ、その2点についてのみ答弁させますので、少々お待ちください。

答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員の質問にお答えをいたします。

まず、今回の予算書のほうに計上されておりますが、13節の委託料、それから15節の工事請負費でございます。こちらの内訳ということでございますが、まず13節の委託料につきましては、サウナ関係の委託料が300万、宿泊施設の委託料が150万ということで450万でございます。それから、工事請負費につきましては、サウナが2,900万、宿泊施設が1,500万、それから高圧受電化工事ということで、キュービクルの関係で1,080万でございます。合計しますと工事費が5,480万という金額でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

7番、青山英樹君。

○7番（青山英樹君） 総括質疑をさせていただきます。

今、同僚議員が行いました議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）につきまして総括質疑をさせていただきます。

事案としましては、ただいま同僚議員からありました歳出、3款民生費、2老人福祉費の13節、15節についてでございますが、これは指定管理されている施設でございまして、その土木工事を行うということに関して、指定管理料等の変化等、その他そういった指標が示されないままに工事費が計上されるのはこれはちょっと本末転倒ではないかと思ひまして、この議案自体について、不足と申しますか、足りない部分があるんじゃないかということについてお尋ねをしたいと思ひます。

特に指定管理費に関しましては、このあゆり温泉温水プールに関しては、当初、平成17年では1,400万程度でございまして、今はその3倍近い指定管理料が出ております。そして、27年、28年におきましては850万並びに200万近くの赤字収支というふうになっておりまして、この施設をつくることによって指定管理料等がどのように変わるのかということが示されずに先に工事を行うという予算が計上されるのはちょっと疑問が残りますが、その点についてを質問いたします。

○議長（熊田 宏君） 中の数字ではなくて、先に工事が行われることはどういうことかということですね。答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 指定管理料への影響というふうなことでございますけれども、平成28年度の指定管理料の中での影響はないというふうに考えております。工事自体につきましては3月末まで、4月から新たな施設として利用していただく、そのような予定でおります。

なお、今回の指定管理の期間が29年度までとなっております。今回のサウナ、それから宿泊施設等への経費関係、それから収入につきましては、次期の指定管理料の積算の段階で詳細に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ご了解ですか。

○7番（青山英樹君） いえ、再質問、よろしくお願ひします。

○議長（熊田 宏君） 7番。

○7番（青山英樹君） 指定管理料につきましては次年度からということになることで、やはり後ほどに検討したいというお話でありました。それ自体が、ものをつくってしまったという予算を先に通して、その後でもって指定管理料等のお話が出るというのは、これは本末転倒でないかということを私はお聞きしました。それは不適切であり、再度、サウナについては予算計上されましても、宿泊施設等に関しての部分に関しましては、改めて議案として提出されたほうがよろしいのではないのかというお尋ねをします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 今、青山議員からいただきました質問にお答えいたします。

この事業につきましては地方創生の一括の事業として採択をされたものでありますので、分割して予算に計

上するという事は、国との協議では不可能というふうに考えております。

なお、今ほどご指摘ありました指定管理料との関係であります、保健福祉課長申し上げたとおり、工事につきましてはまだ設計にも入っておりませんので、事業を、例えば客室ですとかサウナの定員ですとかそういったものについてもこれからなので、それを見据えた中で、それに係る歳出歳入について検討いたしまして、これは公募になると思いますので、指定管理の募集の仕様書は多分、年内には整理できると思いますので、改めて、そのあたりについて仕様と指定管理料についてはご説明申し上げられるというふうに考えておりますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 最後の質問としますが、私が申し上げておるのは不適切でないかということをお願いしております。物事の事業を始めるものに当たって、これ結局ですね、今回のこの議案でもって、計画が具体的に、部屋数とかも決まっていなくて議会が認めたとなってくれば、進行していいですよということになってしまうじゃないですか。そういう議案であるというものに対して、議員としての責務としてこれは認められませんので、お下げいただくということは考えられないのかということをお願いしております。最後です。

○議長（熊田 宏君） もう提出してあるので、それは審議の中でどうするかということでもありますので、ここで取り下げるといっても、もう上程されていますから。

〔発言する者あり〕

○議長（熊田 宏君） いや、それは執行側が答弁することではないので。

〔発言する者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質問として認められませんので、自席にお戻りください。すみません。

ほかに質疑はございませんか。

11番、吉田伸君。

○11番（吉田 伸君） 大分時間が進んでいって申しわけないと思いますけれども、大事なことから言っておきます。

指定管理者のこういうふうな事業は、ちょうど平成28年から始まったと思います。その理念は協働の精神ということで、民間の力を入れるということで、これは大変結構なことだと思います。試験的に始まるということで、私らもそれはそれで認めてきました。

それで、一応お願いしたいことは、各議員に……ちょっと黙っておいて、しゃべるのは。

○議長（熊田 宏君） 傍聴席の方、今発言の途中です。発言を最後まで聞いてから。

○11番（吉田 伸君） 大事なことから。

そういうわけで、要するに、決算書は各指定管理者に出していると思います。その決算書を一応監査のほうにも出していると思いますけれども、このところ各質問の事項の中にも、指定管理者の団体についていろんな話が議員の我々のところに入ってくるんですけれども、そのときに答えようがないんです。それと、このところ一般質問でも事例を見ていると、要するに、指定管理者としてやっていただいているでしょうけれども、

議会のほうにおいては決算書もありませんので、答えようがないです。

ですから、総括では来ていますけれども、やはり町のほうに出ているとすれば議員のほうにも一応、この数が大きくなっておりますので、あわせて決算書を出していただきたいと思うんですけれども。その点、どうでしょうか、執行部のほうでは。

○議長（熊田 宏君） 議案第何号に対して質疑を。

○11番（吉田 伸君） いや、総括ということで、あわせてだから。

○（ 君） 総括は出した議題に対してですから、後で協議という形になると思います。提出議案についてですから。

○議長（熊田 宏君） これも総括質疑の質疑としてふさわしくないということで、申しわけありませんが。

○11番（吉田 伸君） 今の、あわせてだから。

○議長（熊田 宏君） ほかに総括質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願の付託

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案・請願の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第31号については、6名の委員をもって構成する第2予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名させていただきます。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第27号、第28号、第29号、第30号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

次に、6月2日までに受理した請願は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午後 零時35分）

平成29年6月19日（月曜日）

（第 4 号）

平成29年第403回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成29年6月19日(月曜日)午後1時開議

日程第1 議案第27号・第28号

請願第1号・第2号・第3号・第4号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第29号・第30号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第3 議案第31号

審査結果報告 第2予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

議案第31号に対する修正動議

日程第4 発議第2号 衆議院小選挙区の区割り改定並びに選挙制度の抜本的見直しを求める意見書

日程第5 選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日程追加の議決

日程第6 同意第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号

矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 同意第12号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 発議第3号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を
求める意見書(案)

日程第9 発議第4号 「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書(案)

日程第10 閉会中の継続調査の申出について

日程第11 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君

11番 吉田 伸君 12番 藤井 精七君
13番 鈴木 隆司君 14番 熊田 宏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎 吉郎君 副町長 藤田 忠晴君
教育長 栗林 正樹君 企画総務課長 阿部 正人君
まちづくり
推進課長 氏家 康孝君 税務課長 三瓶 貴雄君
会計管理者兼
総合窓口課長 小針 良光君 保健福祉課長 泉 川 稔君
産業振興課長
兼農業委員会
事務局長 佐久間 一幸君 都市整備課長 福田 和也君
教育次長兼
教育振興課長 佐藤 豊君 子育て支援
課 長 山野辺 幸徳君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅原 喜美 副局長 加藤 晋一

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、こんにちは。ご参集まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（熊田 宏君） 日程に入る前に、配付物について説明をさせていただきます。

まず、常任委員会及び特別委員会報告書、選挙第1号に係る選挙管理委員・同補充員推選名簿、一般質問答弁の訂正について並びに第2予算特別委員会へ提出されました地方創生拠点整備交付金・地方創生推進交付金の計画書を配付させていただきましたので、ご確認をお願いします。もしない場合には挙手をお願いいたします。

傍聴席の方をお願い申し上げます。

お席にございます「傍聴される皆さんへのお願い」という用紙をお読みになって傍聴をいただくようお願いを申し上げます。

それでは、去る6月13日の本会議において、各常任委員会及び第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第27号、第28号、請願第1号、第2号、第3号、第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第1、これより議案第27号、第28号及び請願第1号、第2号、第3号、第4号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

総務教育常任委員会の審査結果を報告いたします。

総務教育常任委員会審査結果報告書。

第403回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第27号、第28号及び請願第1号、第2号、第3号、第4号の審査結果は、次

のとおりであります。

議案第27号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を平成29年度についても引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、低所得世帯等を対象にした優遇措置を拡大し、幼稚園や保育園の保育料について軽減を図るものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書。

本件は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、平成30年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保について、意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

請願第2号 「給食費の無償化」をもとめる請願。

本件は、国の関係機関に、就学援助制度の切り下げや消費税増税による給食費への保護者負担の軽減を図るため、給食費の無償化について意見書の提出を求める請願であります。

討論に入り、栗崎委員から、無償化にすることによるデメリットも考えられること、加えて困窮している家庭については既に就学援助費により対応しているため継続審査とすべき意見があり、一方、藤井委員から、請願書の趣旨に賛同し賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により継続審査にすべきものと決しました。

請願第3号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める請願。

本件は、国の関係機関に、教育予算を増額し「高等学校等就学支援金」の所得制限の廃止及び「高校無償化」の復活、さらに、「奨学給付金」を拡充し、高校生への給付制奨学金の確立について、意見書の提出を求める請願であります。

討論に入り、鈴木一夫委員から、現実的な財源がないことを踏まえれば、今の時点では継続審査とすべき意見があり、一方、冨永委員からは、子供たちへの支援は将来の国益に対する先行費用であり、その効果は大きいため賛成の意見があり、挙手採決の結果可否同数となり、委員長裁決により継続審査にすべきものと決しました。

請願第4号 「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める請願。

本件は、国の関係機関に、教育予算を増額し大学生に対する「給付制奨学金」制度を拡充することについて、意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第27号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第2号 「給食費の無償化」をもとめる請願並びに請願第3号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める請願について、委員長報告は継続審査であります。

これより請願第4号 「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第29号、第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより議案第29号、第30号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。

それでは、産業民生常任委員会審査結果報告書。

第403回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から6番までは省略させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第29号及び第30号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第29号 矢吹町企業立地促進条例。

本案は、町へ進出する企業に対して優遇制度を設けることにより、さらなる企業誘致の促進を図るため、新たに条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 矢吹町工場立地法準則条例。

本案は、工場を新設・増設する際に必要な敷地面積に対する緑地・環境施設の面積の割合を引き下げ、新たな企業の誘致及び、既に進出している企業の増設を推進するため、条例を制定するものであります。

審査の結果、これも全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり皆さんに報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第29号 矢吹町企業立地促進条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号 矢吹町工場立地法準則条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案第31号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、第2予算特別委員会審査結果報告書。

第403回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

お手元の8ページ、1番から6番までは記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第31号の審査結果は、次のとおりです。

議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,345万7,000円を追加し、総額を72億2,345万7,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金2,903万9,000円、県支出金740万円、繰入金1,325万円、町債2,180万円をそれぞれ増額し、諸収入75万7,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が地方創生に係る健康センター管理運営事業等により5,930万円、農林水産業費が矢吹産農産物PR事業等により535万1,000円、商工費が地域観光再発見事業等により333万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、一般補助施設整備等事業債2,180万円を増額するものであります。

討論に入り、加藤委員から、健康センターのサウナ、宿泊施設の工事について、現時点において計画や運営、その他収支見通し等が不透明であり、さらに事業の拡大により町の負担がふえることが危惧されるため反対の意見があり、一方、大木委員からは、本補正予算案は、地方創生拠点整備交付金を初めとする各種交付金を活

用し、健康センターの工事はもとより、地域観光再発見事業や矢吹町産農産物PR事業など、矢吹町の魅力発信と交流人口の増加や移住の促進を図るなど、町にとって重要な事業の執行に必要な予算と判断することから、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

1番、富永創造君。

○1番（富永創造君） 質問させていただきます。

地方創生拠点整備交付金整備対象施設整備計画というものが、私の手元に、ついさっき配られまして、初めて目にしたものであります。これは、今回の補正予算であります議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）の中身の一つであります。

矢吹の交流人口をふやすとかそういったもので、サウナをつくる、また宿泊施設をつくるということで、予算、国からの交付金を決定したということで、この内容が進められているんだなど、そういう印象があるのですけれども、この計画、いわゆる開拓の町「矢吹」お試し移住プロジェクト、これは、我々議員、また議会のほうに説明をしてあるのか、いわゆる実施計画書なるものを私たち、また私は目にしておりません。こういった点で委員長、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 富永議員に申し上げます。委員長に対する質疑に関しましては、委員会審議の経過に関する質問ということになっております。内容についての質疑はできませんので、ご承知おきください。

よって、委員長答弁はございません。

○1番（富永創造君） わかりました。であれば、この施設整備計画、先ほど渡されたものですが、これはいつこの内容が、委員会のほうに提出されたものか、また、この計画はいつつくられたものかお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） いつ配付されたかについては委員長から答弁させますが、いつつくられたものかについては先ほど申し上げたとおり、ここで委員長に質問できませんので、委員長のほうからいつ配付されたかのみ答弁をお願いします。

答弁を求めます。

第2予算特別委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、いつ配付されたかという質問でございますが、それは、委員会当日でございます。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

7番、青山英樹君。

○7番（青山英樹君） それでは、質疑をいたします。

いわゆるこの補正予算につきましての中にありますあゆり温泉の温泉施設等の改修につきましてですが、今も同僚議員からありましたが、資料としては委員会当日、委員会のその場で配られたということでございます。

た。その中で、稼げる農業というのがキャッチコピーとして挙がっているんですが、そういったものの中身についてどのような議論がされたのか。例えば、人口がふえるK P I等に関しましては、3年間で46名町外から入ってくるとか、あるいは5年間でもって200万円ほどあゆり温泉の収入がふえていくとかというものが示されており、K P Iとして。そういったものに関して議論があり、深められた中で賛成、反対のもとに協議、いわゆる議題として協議されたのかをお伺いいたします。会議の経緯をお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 今、青山議員が議論という言葉がありました、委員長報告においては質疑及び討論について答弁させます。

報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 先ほどありましたように具体的な数字、あるいはK P Iという言葉が出ましたが、例えば、宿泊見込み数とか、それについては具体的には、秋までに見込み数を定めたいという執行部からの説明でした。

○議長（熊田 宏君） 質疑ございませんか。

7番、青山英樹君。

○7番（青山英樹君） 今の件に関しましてもう一点だけ。

K P I等の数値が示されました。いわゆる町外からの人口流入が新たに46名ほど3年間で見込める、あるいは5年間であゆり温泉が200万円ほど収入が見込める、その根拠というものの説明もされたのか。そういった質問が委員会の中であったのか、なかったのかをお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

第2予算特別委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） その点につきましては、今後、公募の中でも説明をしていく。その取りまとめは12月までに固めるという回答を得ております。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 3番。

○3番（安井敬博君） 議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議を申し入れます。

地方自治法第115条の3及び会議規則第17条2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出をします。

○議長（熊田 宏君） ここで3番、安井敬博君ほか1名から議案第31号に対する修正動議がありましたので、暫時休議いたします。

(午後 1時25分)

○議長(熊田 宏君) 再開いたします。

(午後 1時27分)

◎議案第31号に対する修正動議

○議長(熊田 宏君) 議案第31号に対して、3番、安井敬博君ほか1名からお手元に配付しました修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

3番、安井敬博君。

[3番 安井敬博君登壇]

○3番(安井敬博君) 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算(第1号)に対する修正案の説明をさせていただきます。

町長より提出されました補正予算案原案には、新たに移住等者のためのお試し移住を行うとして、あゆり温泉にサウナと宿泊施設を設けることへの予算が計上されております。

この宿泊施設については、まずお試し移住者について宿泊料金をゼロということが説明されておりますが、町民、町民以外等の料金は、宿泊した場合の料金については今後ケース・バイ・ケースで検討していくということでもあります。

また、利用人数見込みについても、現在では秋までに定めるとされ、いまだに明確ではありません。

以上のことからいいますと、収支計画が明確ではありません。

また、新たに宿泊の事業を行うことによって指定管理者の業務量が増加した場合に、指定管理料が増額される可能性もあります。

また、同時に計画しておりますサウナについてでありますけれども、これについては、近隣の温泉にはありまして、しかしながらあゆり温泉にはないということで、町民要望も以前からあるものであります。宿泊施設についてはこのような要望が多く町民から出されているとは言いがたいのではないかとあります。

また、お試し移住事業につきましては、温泉に宿泊するよりも、実際に移住するというのであれば、町内等でも問題等になっております空き家等を活用しゲストハウス等に改修する、そういったところに移住を希望する方をお招きし、実際に居住した際の住環境に近いほうで行ったほうが移住者にも空き家所有者にもメリットがある、こういった点におきまして、宿泊施設についての事業費を減額修正する動議を提出するものであります。

続きまして、修正案の内容について説明をさせていただきます。

お手元にお配りいたしました修正案、これに従いまして説明をさせていただきます。

まず、修正案の歳入のうち、国庫補助金について、補正額2,903万9,000円を、補正額を478万9,000円に減額

し、その合計を7億6,388万8,000円とするものです。

また、同じく歳入のうち、町債の補正額2,180万円を1,875万円に減額し、その合計を5億5万円とするものであります。

したがって、歳入合計につきましては、補正額を4,615万7,000円とし、その歳入合計を71億9,615万7,000円とするものであります。

続きまして、歳出につきましてであります。民生費のうち社会福祉費の補正額5,930万円を3,200万円に減額し、その合計を、8億6,465万4,000円を8億3,735万4,000円に減額するものであります。

したがって、歳出合計につきましては、補正額を7,345万7,000円とされているものを4,615万7,000円に減額し、その合計につきましては71億9,615万7,000円とするものであります。

続きまして、地方債補正についてでありますけれども、補正後の限度額2,250万円を1,945万円と修正するものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書に移らせていただきますが、歳入歳出につきましては先ほどの説明のとおり金額とさせていただきます。

続きまして、それぞれ歳入歳出についての金額の定めを修正するものをあわせて提出させていただきます。

以上をもちまして修正案の説明とさせていただきます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの修正案提出者に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、薄葉好弘君。

○5番（薄葉好弘君） ただいまの議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議に関しまして質問いたします。

まず、今ほど内容等の説明がございました。今回の修正案に対しての質問でございますが、この修正案の中身でございますが、実際、地方創生拠点整備交付金整備対策施設の施設計画書ということで先ほど私も見ましたが、第2回募集というふうなことで、これは1回目も募集をしたというふうなお話を聞いております。今回2回目で募集をして、こういうような計画が国のほうからオーケー出されたというふうなお話でございます。その中には、この定住化を含めた部分で、当然お試しの移住プロジェクトというふうなことで載っておりますが、これを含めて、町民からかねがね要望がありましたサウナの設置というふうなことで進めてきたわけでございます。

今回の修正案でございますと、この宿泊施設のみを減額補正するというふうなことでございますが、そういうふうな場合、この計画が実質的に国からオーケーをいただきましたが、計画が、実質これがなくなってしまうんじゃないかなというふうに思われますが、その点がどうなのかということと、当然以前から、先ほどありましたように町民が要望していたというふうなことで、定住化促進を含めた中で進めていくというふうなことでございますから、そこについてはどうお考えになっているのか質問させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） それでは、薄葉議員のご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、国の事業によって、地方創生の事業によって補助金等が設定されていること、これがなくなってしまうのではないかとことをどのように考えているかということでありますけれども、これにつきましては、まず、その点については、サウナについてだけでは第1回目では認められなかった、それであって、2回目についてサウナにつけ加えてこのお試し移住を加えたということを知っております。

言うなれば、要望のあるサウナではなくてお試し移住について国が認めてきたというふうには私は考えられますが、そのお試し移住については決して否定するものではありません。反対討論の理由の中でも、空き家等の活用等そういった事業でも国の補助メニュー等がありますので、そういったことを活用すればできるのではないかと考えております。

今回、2回にわたって計画を出して行って、執行部のご苦勞もあったと思いますけれども、決してこれをなくすということではなくて、別の補助メニューを考えていく、そういったことで考えていきたいと思っております。

それから、町民が要望していた移住のこと、それからサウナのことでありますけれども、それについてでありますけれども、これについても同様の考えであります。要望についてはやはり十分検討していくことは必要であると思っております。しかしながら、その中で収支計画等が明確ではないということが一番のネックであると考えております。

国の地方創生の今回の補助メニューについても、先ごろ新たに発表されたばかりでありますけれども、その中でも稼ぐインフラということがうたわれておりますが、そのあたり、稼ぐといっても公共事業で稼ぐということではなくて、稼いだお金をもちましてまた新たな公共投資に回していく、そういったことで政府も方針出しております。そういった観点については明確ではないのかなということで、もう少し議員のほうでも議論を深めてから出していただくべきではないかと考えております。

以上でお答えになっておりますでしょうか。

答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 安井議員、新たな補助メニューでサウナをと言いましたけれども、それは具体的には数字は持っていないですね。

○3番（安井敬博君） はい。

○議長（熊田 宏君） 薄葉議員、了解でしょうか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） ただいまの答弁が何かちょっと不明確でございましたが、再度、質問させていただきたいと思っております。

町のほうでは今回、定住化のお試しというふうなことでございますが、安井議員が言っているように、当然、空き家対策も含めて定住化というふうなことでございますが、私が考えるには、このお試しの中で、空き家対策の定住化も含まれれば、相乗効果が出て定住化がより早く進むんじゃないかというふうなことが考えられま

すが、片方だけはやると、片方はやらないということじゃなくて、両方、両面からやっていくということであれば、お試しプラス空き家対策の定住化、そういったおのおの相乗効果が出て、町の活性化につながるんじゃないかというふうに思われますので、その点がもう一点と、あと、実質、現在健康センター、大変厳しい運営状況であるというふうなことでございます。そういうふうな中で、サウナもそうですが、この定住化のお試しも含めて、健康センター、あゆり温泉の活性化というふうな部分でもかなりこの事業が起爆剤になってくるんじゃないのかなというふうなことが思われますが、それについては、じゃ、これがなくなったときはどういうふうな、仮に活性化、あゆり温泉を、こういうふうなことで健康センターを活性化していくというのは何か考えがあるのか、あればお尋ねいたしたいと思います。

この2点、お願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） それでは、薄葉議員のご質問に答えさせていただきます。

先ほどからお答えさせていただいておりますとおり、定住化のお試しについては確かにいろいろな方法をとることは必要であると考えております。ただし、その中で、現在あゆり温泉において定住化のお試し施設をつくることによって、その効果ですとか、それから収支計画等が明確ではないということで、今回はこの修正案を出させていただいているものです。決して反対という、薄葉議員と同じ考えでありまして、さまざまな方法やっていくことはいいんですが、ただ、それをやることによって収支面でマイナスになってしまっただけでは本末転倒ではないかと考えます。

また、健康センターの活性化という点に対しても同様であります。先ほど議員のほうにも資料等が配られておりますけれども、これまだ検討しておりません、議員として私も検討しておりませんが、そういった議論が十分深められてからでも遅くはないのではないかと考えます。

また、サウナについては町民要望もたくさんあります。近隣の温泉に出かけていきます。私も実際に入りまされども、そこには町内の方もたくさん来ておりまして、サウナでもそういったお話をしています。町の温泉にサウナが来れば、町のあゆり温泉を使うんだと、こういった話も聞かれております。そういった点だけでも活性化に資するのではないかと思います。

また、今後さまざまな活性化についても議会等初め町民の方からの意見をいただくべきものと考えます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 薄葉議員、了解ですか。

5番、薄葉好弘君。

○5番（薄葉好弘君） 最後に、先ほど実施計画、私もさっと見たんで、まだ安井議員と同じように全て把握しておりませんが、先ほど安井議員のほうから、計画がちゃんと示されていないというふうなことで、この資料の7の9ページには、定住化に向けた観光客の増加とか、こういうふうな利用料の増加も含めた計画は示されております。その点についてはどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） それでは、薄葉議員のご質問に答えさせていただきます。

いわゆるKPI値は示されておりますけれども、その根拠については私ども議員はまだ検討の段階にありません。そういった点では、実際にそのような計画どおりの活性化等ができるのかどうかということはまだ議論が足りないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 了解ですか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、大木義正君。

○8番（大木義正君） それでは、安井議員に質問いたします。

現在の町の健康センターの改修では、収支の見通しもはっきりしないので賛成できないということですが、それが指定管理料の増額にもなってくるんじゃないかということですが、安井議員、さっきの、今の反対の中で、対案として空き家をゲストハウスとして活用したらいいんじゃないかという、大変貴重な対案をいただきましたけれども、その空き家をゲストハウスにする場合の、具体的国の補助金、どういふ補助金を使ってやるのか、あとは、持ち主から借りる場合の借り料、あとはゲストが来たときに手伝ってくれる人件費とか維持管理費とか、そういうのを、あと宿泊料、その辺を計算して、あゆり温泉のほうのやるものと比較して、そちらのほうがいいということではよろしいのでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） あゆり温泉でのお試し宿泊をした場合とそれから空き家等を活用した場合の費用の、コストの試算をしているのかどうかということでありまして、それから、補助金をどのようなものを活用するのかということでありまして、空き家対策については国でも今補助金メニュー出しております。その中で実際にお試し移住等とかで使う場合であれば社会資本整備交付金が活用できるということは言っております。

費用対効果については、やはり議会の中で議員間の中でも議論が深められていないということで、今後そういった議論をしていくというところを出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 具体的な対案はないということですね。

ご了解ですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（熊田 宏君） お静かに願います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

安井議員、自席にお戻りください。

これより討論に入ります。

討論の順序について間違いがないように説明をさせていただきます。

まず、原案賛成、最初です。2番目が反対討論ですが、原案に反対、修正案に反対、どちらかが反対が2番目です。3番目に原案賛成、もう一度原案賛成、3番目です。最後に修正案賛成。

一番目に、まず原案賛成の討論を求めます。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）について賛成の立場で討論いたします。

本予算の地方創生関連事業につきましては、国の平成28年度第2次補正予算において未来の投資を実現する経済対策として、地方創生拠点整備交付金の採択を受け、計上されたものであります。

本町では、人口減少の克服と将来の持続的発展のため、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種事業に積極的に取り組んでおります。

また、町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画においても、平成35年度の人口目標を1万7,361人以上と位置づけ、人口減少社会の中でもその減少を最小限に抑制することを目指しております。

このような中、本町への移住、定住の促進を目的としたあゆり温泉の改修については、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標とする「矢吹町への交流、流入人口をふやす」の達成に向けて効果が見込める事業であるとともに、今後は施設の改修にとどまることなく、空き家調査の実施や移住、定住の促進に向けたソフト事業も予定されていることから、より効果的な事業の展開が期待されるものであります。

また、国においても、このような本町の戦略的な取り組みに対し、地方創生の効果が高いと認めた上で本事業の採択をしていることから、本案に賛成いたします。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ賛成討論といたします。

○議長（熊田 宏君） 原案賛成の討論はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） なければ、続いて2番目、原案反対、まず反対のうちの原案反対について討論の発言を許します。

4番、加藤宏樹君。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは私は、議案31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）の補正予算に反対の立場で討論をいたします。

今回の補正予算であります、老人福祉費、いわゆる健康センターの宿泊施設とサウナの改修費についてでございます。

多くの町民の要望のあるサウナ施設や他の補正予算には賛成できますが、宿泊施設の計画や運営、そして収支見通しなどが明確でなく、不透明な部分が多々あるため、現時点では反対を表明するものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに原案反対の討論ございませんか。

1 番、富永創造君。

〔1 番 富永創造君登壇〕

○1 番（富永創造君） 議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）について反対の立場で意見を述べさせていただきます。

この中で、先ほど同僚議員も触れておりましたが、健康センターにおいてであります。これは我々議員へのいわゆる実施計画、そういったものが示されていなかった、説明が十分ではなかった、そういうことでこれは議会に対しての軽視ではないかと、そういうものを強く感じるものであります。

確かにサウナの件とかは町民のほうから要望があったとは聞いております。しかし、定住促進事業、そういった施策を進めようとしている計画があることは知っておりますが、具体的にそれをどういうふうに行っていくか、そういった施設の目的は何か、そして、先ほども触れておりますが、収支の見通し、それもはっきりしない、こういった内容のものを予算、交付決定したから、ではやらせていただきますという、こういう手法、やり方、これに対して私は深く疑問の余地があります。こういう進め方をこれからもするような体制では、やはり議会に対しての軽視、それにつながっていくのではないのか、それに対する危機感も感じます。

そういった点から、この議案第31号に対して反対の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに原案反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ないようなので、続きまして、修正案反対の討論の発言を許します。

9 番、栗崎千代松君。

〔9 番 栗崎千代松君登壇〕

○9 番（栗崎千代松君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）について、あゆみ温泉の宿泊施設改築及びサウナの増築工事に関する予算に対し提出をされました修正動議に反対の立場で討論をいたします。

平成27年10月に策定されました矢吹町まち・ひと・しごと・創生人口ビジョンのシミュレーションの中で、本町の人口推移は全国よりも20年早く総人口の減少へ入っていくことが予測されております。

持続可能なまちづくりには、人口減少への早急な対策が求められております。町として何らかの対策を講ずるべきだと考えております。そのため、近隣市町村と差別化をし、本町の地域資源でありますあゆみ温泉を活用して、交通アクセスに恵まれている地理的優位性を全国にPRすること、そうしたことで今まで実施してきた移住促進事業にさらに力を注ぎ、人口の社会増及び自然増を図ることは本町における地方創生に非常に効果的であると考えます。

また、今回の地方創生拠点整備交付金は、県内で事業が採択されたのはわずか5市町村であります。執行側

の地方創生に対する意欲と熱意のあらわれを感じます。

さらに、本事業と連携した取り組みとして、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れの創出、町の活性化などを目的とした地方創生推進交付金を活用した移住定住促進事業も行う予定でありますので、本町の人口増へ向け事業が戦略的に進められているところでもあります。

なお、地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金の地方負担分は交付対象経費の2分の1であり、また、本交付金にかかわる一般補助施設整備事業債についてはその90%まで地方債を充当できるということとして、後年度における元利償還金の30%を公債費方式により基準財政需要額に算入をして、残りについては単位費用により措置される予定であることから、有利な財源であります。

このことから、あゆり温泉の宿泊施設改築及びサウナの増築工事を含んだ補正予算は、本町における地方創生に非常に効果があると考え、修正動議に反対をいたします。

同僚議員皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 同じく修正案反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 次に移ります。

再び原案賛成の討論の発言を許します。

10番、角田秀明君。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 私は、議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）について賛成の立場で討論をいたします。

全国的に直面する少子高齢化や人口減少によるさまざまな社会状況の変化は、本町の地域経済に大きな影響を与えておりますが、国は、各自治体の自主的、主体的で先導的な事業の取り組みを支援し、それぞれの地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に資する事業、地方創生を推進し、地域の活性化とその好循環の維持の実現を目指すとしております。

こうした中、国の平成28年度第2次補正予算において、未来へ投資を実現する経済対策として、地方創生拠点整備交付金が創設され、具体的な対策が講じられております。

今回の補正予算については、地方創生拠点整備交付金を活用し、開拓の町「矢吹」お試し移住プロジェクトとしてあゆり温泉のサウナ、宿泊施設の整備等を行うものであり、地方版総合戦略に基づく自主的、主体的な地域拠点づくりにより、地方への人材還流、小さな拠点結成などに資する未来への投資を実現する先導的な施設整備であると考えております。これら地方創生関係の交付金を最大限に活用し、積極的に地域活性化に取り組むことは地域経済に潤いと活気をもたらし、大いに評価するものであります。

さらに地域観光再発見事業、矢吹産農産物PR事業として県の助成事業を有効に活用しながら観光資源の活性化、観光PR、農産物PR、矢吹の魅力発信等に取り組むことは、町のイメージアップや観光、産業の振興を推進し、交流人口の増加や移住、定住の促進が期待できるものであります。

このことから、今回の補正予算は、町政各般にわたる課題に取り組んでいくための予算であると考え、本案に私は賛成いたしたいと思っております。

議員の皆様方のご賛同をお願いし、賛成討論にかえさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに原案に対して賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 最後に、修正案に対し賛成者の発言を許します。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）の修正案に対しまして賛成の立場で討論をいたします。

おおむね原案に対する反対の理由等が挙げられたことが主な理由になりますが、修正案でございます。いわゆる議員としまして対案を上げ、予算編成はできませんので、減額修正しかございません。その中であって、あゆり温泉の宿泊施設のみの減額ということに関しまして、さまざまな意見が述べられましたが、おおむね稼げる農業を掲げ補助金申請等を行ったものでございますが、計画、詳細に関しましては全く我々議員には知らされていない、そして、また町民にとっても寝耳に水である。しかも工事等を先に行って、詳細の計画等に関しまして、収支等に関しましては物をつくった後からなされるということでございまして、本末転倒であると考えます。

また、財源等に関しまして、賛成の立場によればいわゆる交付税措置がされるということでございますが、交付税措置に関しまして、地方債を充当できるということで、公債費方式によって基準財政需要額に算入できる、算入できるということであり、お金がもらえるかどうかというのはまた別問題。そしてまた、この公債費方式は、補正予算償還金に具体的にお金があらわれてきますが、11年以降、近年まで見ますと、この6年間では1,100万円ぐらいしかふえていないんですね。交付税のほうの個別算定経費の公債費を除く部門等に関しましては、減額が進んでおります。また、包括算定経費におきましても減額が進んでいる。つまり、公債費の個別算定経費だけがふえているんですけども、交付税全体からは微々たる増額なんです。それでいながら減額する部分が非常に割合が多いために、地方交付税が減っている。この6年間で3億減っております。その中で公債費の……。

○議長（熊田 宏君） 青山議員、本案に対する内容のところをお願いします。

○7番（青山英樹君） だから説明をしている。

○議長（熊田 宏君） 交付税に関するものではありませんので。

○7番（青山英樹君） 財源における交付税措置というのも財源補償としては微々たるものであるという観点から、その理由をもとにこの修正案が望ましいという判断のもとに討論を終了いたします。

皆様のご判断をよろしく願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに修正案賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ないようなので、これで討論なしと認めます。

これにて討論は終結いたします。

これより議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。まず、本案に対する3番、安井敬博君ほか1名から提出された修正案について、修正案についてまず先に採決いたします。この採決は起立により行います。

本修正案に賛成する諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（熊田 宏君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第31号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議します。

再開は議場の時計で午後2時22分。

(午後 2時11分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 2時21分)

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより発議第2号 衆議院小選挙区の区割り改定並びに選挙制度の抜本的見直しを求める意見書を議題といたします。

本案に関し、提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、5番、薄葉好弘君。

[5番 薄葉好弘君登壇]

○5番（薄葉好弘君） それでは、発議第2号 衆議院小選挙区の区割り改定並びに選挙制度の抜本的見直しを求める意見書の趣旨を説明いたします。

発議第2号の衆議院小選挙区の区割り改定及び選挙制度の抜本的見直しを求める意見書についてですが、衆議院議員選挙区画定審議会は、平成29年4月19日、安倍首相に新たな区割り改定案を勧告し、政府は、5月16日区割りの変更を閣議決定した。

今回の改定案では、西白河郡西郷村を福島県3区から同4区へ編入するとしているが、同村議会が既に反対の意思表示をしており、同村が属する県南地方1市3町村議会も改定案に強く反対する。

地方創生を実現し、地方を活性化するためには当事者である地方の意見が最大限活かされる事が極めて重要であり、人口によって単純な区割りを変更することは、地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

また、人口のみを以って議員を配分すれば政策においても、地方は、冷遇の憂き目にあい過疎自治体の消滅を加速させることは明らかであり、小選挙区制の下において区割りの変更を繰り返す弊害は解消されない。

今回の新たな区割りによる衆議院小選挙区選挙は、あくまで「一票の格差」を是正する緊急避難措置であり、単に人口の多寡にかかわらず地方の意見を反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきである。

現行の衆議院小選挙区選挙は、選挙区の死票など、一票の格差問題以外にも課題があることから、基礎的議員数の配分を加重するなど、地方に十分配慮した安定した区割りとすること、さらには、小選挙区制から中選挙区制に復元するなど選挙制度の抜本見直しを求めることを、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するという趣旨の内容でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

委員長すみません、自席にお戻りください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。発議第2号 衆議院小選挙区の区割り改定並びに選挙制度の抜本見直しを求める意見書は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決しました。

◎選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員に深谷壽夫君、鈴木峰子君、円谷由明君、石原ヨシ子君、また、選挙管理委員補充員に、星保一君、太田一孝君、水野谷玲子君、水野谷幾一郎君、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方々を選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました深谷壽夫君、鈴木峰子君、円谷由明君、石原ヨシ子君は選挙管理委員に、星保一君、太田一孝君、水野谷玲子君、水野谷幾一郎氏は選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序はただいま私が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、第1順位、星保一君、第2順位、太田一孝君、第3順位、水野谷玲子君、第4順位、水野谷幾一郎君と決定いたしました。

以上のとおり、選挙管理委員補充員の補充順序が決定されました。

以上で選挙管理委員等の選挙は終結いたします。

以上で、全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 2時28分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 2時50分）

◎日程の追加

○議長（熊田 宏君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） ご報告いたします。

会期中に町長から提出のありました同意11件及び議員から発議2件の追加議案が提出されました。また、議会運営委員会委員長から提出のあった閉会中の継続調査の申出及び議員の派遣についての取り扱いについて、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のと

おり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立をいたしました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元に配付の資料のとおりであります。

◎同意第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより同意第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明をさせていただきます。

同意第2号から同意第11号までの矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会委員の選出方法がこれまでの公選制から、市町村長が議会の同意を得て任命する任命制に変更となりました。

本町では、現在の農業委員会委員の任期が平成29年7月19日で満了となることから、平成29年7月20日からの新たな委員の任命について、新制度に基づき、あらかじめ4月3日から4月28日までの期間において委員候補者の公募を行い、定数10名に対し、推薦による応募が10名、候補者本人の応募が1名ありました。

5月12日に矢吹町農業委員候補者評価委員会を開催し、評価基準に基づいた応募者の評価が行われ、選出された10名の矢吹町農業委員候補者について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

1件ずつ行いますので、ご了解ください。

同意第2号 坂本明司氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第3号 小椋孝行氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第4号 青山次男氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第5号 星正氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第6号 小林正司氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第6号 矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第7号 泉田勝彦氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第7号 矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第8号 蛭田辰美氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第8号 矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第9号 佐久間義郎氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第9号 矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第10号 渡邊修氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第10号 矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

次に、同意第11号 関根陽一氏を任命することに同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第11号 矢吹町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました皆様を紹介するため、暫時休議いたします。

(午後 2時56分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 2時58分)

◎同意第12号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第7、これより同意第12号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

同意第12号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、町の固定資産評価審査委員会委員として卓越した識見と誠実さをもって職務に尽力され、この6月30日をもって任期が満了となります。浅川英夫氏が退任されることとなったことから、矢吹町三城目12番地、佐久間盛雄氏を同委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐久間氏は、町内建設会社に勤務される傍ら、農業に従事されており、現在は矢吹土地改良区理事としてご活躍され、豊富な識見を持つ誠実な人格者であります。また、三城目下町ライスセンター組合長を務められており、地区住民からの信望も厚く、固定資産評価審査委員会の職務にご尽力いただきたく、ここに提案いたし

ます。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第12号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第12号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました佐久間盛雄様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 3時01分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 3時01分）

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第8、これより発議第3号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 発議第3号の意見書の説明を申し上げます。

発議第3号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）についてであります。東日本大震災から6年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり3年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は非常に重要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。平成30年度以降も本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学を保障するため、平成30年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うことの実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出しようとするものです。

説明は以上でございます。

○議長（熊田 宏君） これより発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第9、これより発議第4号 「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 発議第4号 大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書（案）の説明をいたします。

発議第4号 「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書（案）についてであります。2017年度から大学生への「給付型奨学金」が一部始まりますが、対象者が限定され、給付額も低く抑えられ、決して十分なものとはいえません。また、文部科学省は2018年度の大学等への入学生から「新たな所得連動返還型奨学金制度」を実施する準備をすすめています。これは大学卒業後の所得に応じて月々の返済額を決める制度で「奨学金返還の負担を軽減するため」と説明していますが、収入ゼロでも2,000円の返済を求めたり、現在返還中の者には適用されないなど、多くの問題を持った制度です。

そして、2018年度から住民税非課税世帯、1学年2万人を対象に、月2～4万円を給付する「給付型奨学金」制度が創設されました。2017年度は「特に経済的に厳しい状況にある学生を対象に、一部先行して実施する」ことが予算措置されましたが、その数は2,800人とあまりにも少ない数に抑えられています。給付制の奨学金が始まることは前進ですが、OECD諸国に比べて決して十分なものとは言えません。さらに前進させ、高校生等が経済的理由により進学をあきらめることがないように、給付制奨学金制度の拡充が求められています。

国が、教育予算を増やし、大学生に対する給付制奨学金制度を拡充することを実現するよう、地方自治法第

99条の規定により意見書を提出しようとするものです。

以上、発議の説明にかえさせていただきます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号 「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（熊田 宏君） 日程第10、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（熊田 宏君） 日程第11、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（熊田 宏君） これにて、本日の議案審議は全部終了いたしました。

これにて第403回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

（午後 3時10分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29 年 9 月 13 日

議 長 熊田 宏

署 名 議 員 薄葉 好弘

署 名 議 員 鈴木 一夫